

# 受入れ基本要領（中間整理）

長崎県

1.	長崎県国民保護対策本部の設置に関する検討	3
2.	「初期的な計画」の更なる具体化	5
	(ア) 輸送手段の確保に関する検討	6
	(イ) 避難所等の提供・管理方法に関する検討	17
	(ウ) 食事・物資の提供方法等に関する検討	27
	(エ) 避難住民の健康管理に関する検討	37
3.	要配慮者の受入れ調整に関する検討	39
4.	中長期の収容施設の提供に関する検討	78
5.	就学再開に関する検討	106
6.	就労支援に関する検討	119

# 1. 長崎県国民保護対策本部の設置に関する検討

長崎県国民保護対策本部の組織について <長崎県国民保護計画において規定>

対策本部の本部員	本部長	県知事
	副本部長	副知事
	その他本部員 (各部局長等)	秘書・広報戦略部長、企画部長、総務部長、危機管理部長、地域振興部長、文化観光国際部長、県民生活環境部長、福祉保健部長、産業労働部長、水産部長、農林部長、土木部長、会計管理者（出納局長）、交通局長、教育長、警察本部長

組織名	対応部局	主な業務内容
総務対策部	危機管理部	国民保護措置に関する総合調整、県対策本部職員の招集 等
秘書・広報戦略部	秘書・広報戦略部	本部長の視察、広報、報道機関との連絡調整 等
企画部	企画部	部内の情報収集及び対策、連絡調整 等
総務連絡部	総務部	人員の配置及び調整、健康管理、予算措置、通信施設、情報システム、中央官庁との連絡調整 等
地域振興部	地域振興部	市町の緊急資金のあっせん、避難住民の輸送計画、輸送事業者との連絡調整 等
文化観光国際部	文化観光国際部	関係団体や市町観光担当部局との連絡調整、在住外国人関係団体等との連絡調整 等
県民生活環境部	県民生活環境部	ボランティア、NPO等との連絡調整、交通安全対策、食品の衛生確保、環境モニタリング 等
福祉保健部	福祉保健部	保健医療福祉活動、救援、要配慮者に関する情報収集及び対策 等
産業労働部	産業労働部	災害金融、労務者の確保 等
水産部	水産部	輸送用漁船、漁港施設に係る情報収集、対策 等
農林部	農林部	農畜産物に係る情報収集、家畜伝染病等の予防、農(林)道に係る被害情報の収集、対策 等
土木部	土木部	都市公園、道路・橋梁、港湾・空港、河川、ダム等の対策、応急住宅の建築 等
出納部	出納局	義援金の保管、物品の調達 等
県営交通部	交通局	県営バスによる避難住民、旅客等の運送の確保 等
教育部	教育委員会	児童生徒の授業の措置、学用品の給与、学校及び社会教育施設の情報収集、対策 等
公安委員会	県警察本部	住民の避難、捜索、救出、道路交通の管理に関すること 等

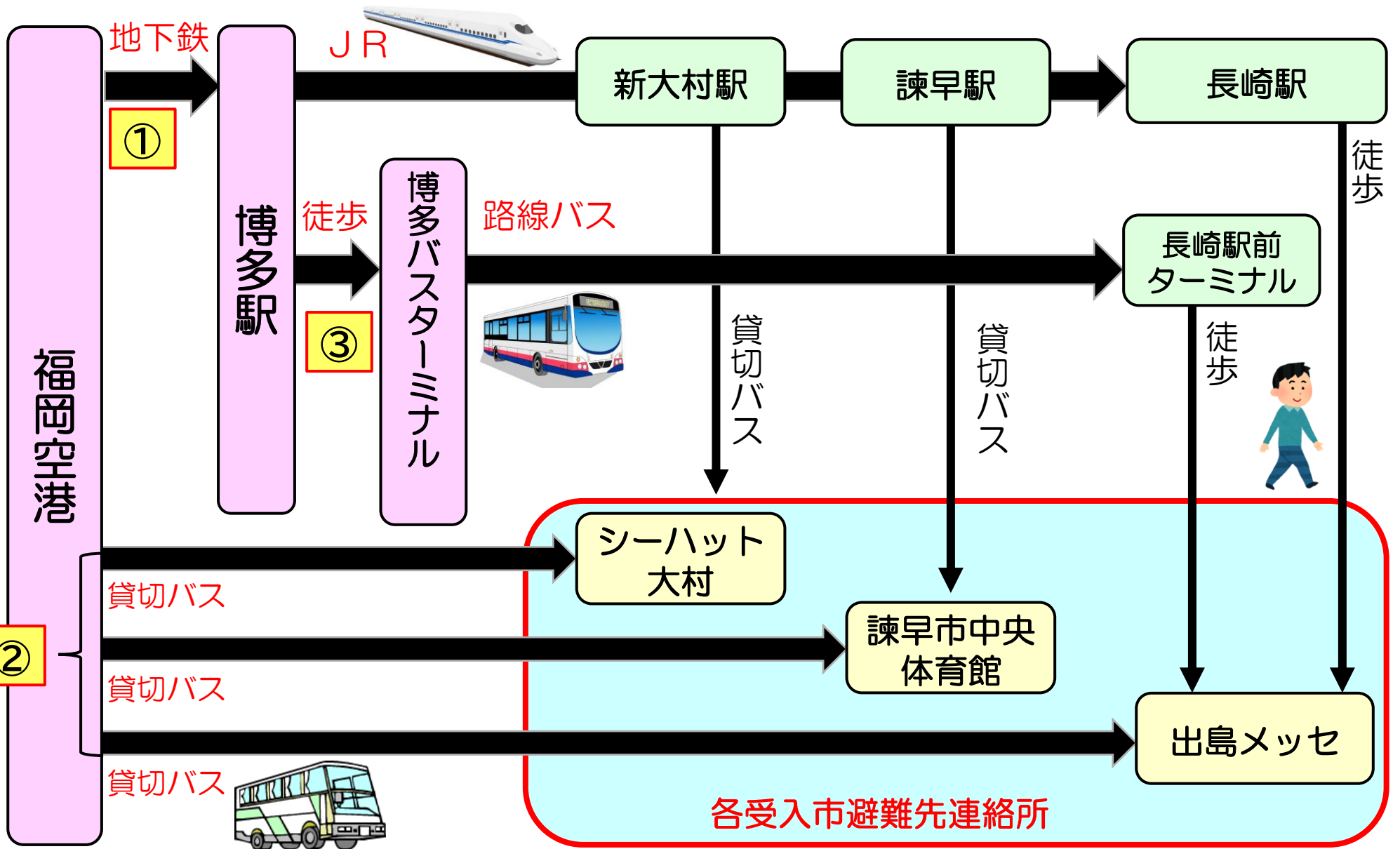
## 2.「初期的な計画」の更なる具体化

## **(ア)輸送手段の確保に関する検討**

## 輸送計画(骨子)

<p style="text-align: center;">全 般</p>	<p>県は、沖縄県竹富町における避難住民を福岡空港から各受入市避難先連絡所まで概ね2日間にわたる輸送を担当する。各避難先連絡所から宿泊施設までの輸送については、各受入市計画（循環バス）に基づき輸送する。</p>
<p style="text-align: center;">輸送手段</p>	<p>JR及びバス（県営バス、九州急行バス）を使用し、概ねJR8割、バス2割の比率をもって乗車区分を編成し、高齢者及び要配慮者等については努めてバスを使用して輸送するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">輸送要領</p>	<p><b>【JR】</b></p> <p>① 福岡空港から地下鉄で博多駅まで移動後、博多駅から特急リレーかもめ～西九州新幹線において<b>新大村駅、諫早駅、長崎駅で逐次下車</b>、その後、バスで各避難先連絡所まで移動</p> <p><b>【バス】</b></p> <p>② 県営バス（<b>高齢者及び要配慮者等</b>） 福岡空港スポットまで直接乗り入れて避難住民を乗車させた後、高速道路経由で<b>各3市避難先連絡所まで直接輸送</b></p> <p>③ 九州急行バス（<b>一般住民</b>） 避難住民は、福岡空港から地下鉄で博多駅まで移動後、博多バスターミナルから「九州号」で長崎駅まで移動（<b>但し、大村市及び諫早市での途中下車はなし</b>）</p>

# 福岡空港～長崎県各3市への輸送要領図



## 竹富町からの避難住民の状況(輸送対象人員)

竹富町コミュニティ			各区世帯数	人口	要配慮者	内数		受入市	受入人数 (基準)
						避難行動 要支援者	行政支援が 必要な方		
1 日目	1	竹富島	194	334	26	5		諫早市	556
	2	黒島	133	222	11	0			
	3	小浜島	530	781	29	6		長崎市	3,240
	4	新城島	7	8	0	0			
	5	西表島 (東部)	521 ※91人	888 (797※)	52	9	3		
2 日目	6	西表島 (西部)	895	1,500 (1,591※)	50	15	2	大村市	453
	7	鳩間島	44	63	1	0			
	8	波照間島	255	453	27	9	2		
合 計			2,579	4,249	196	44	7		4,249

※ 航空機の収容人数を加味し、1日目の西表島(東部)の91人については、2日目の西表島(西部)で避難

# 福岡空港～各市避難先連絡所までのタイムテーブル(総括表)

**<1日目>**

国のフライトスケジュール(石垣空港～福岡空港)をもとに県内避難先連絡所までのタイムテーブルを作成

	便名	機体	定員 人数	出発 空港	福岡 空港着	福岡空港発 (地下鉄)	空港スポット発 (貸切バス)	博多駅発 (J R)	博多BTM発 (路線バス)	諫早駅 着	諫早駅発 (貸切バス)	諫早市 中央体育館着	長崎駅 着	出島 メッセ 着	受入市	竹富町地区名	人数
1 G P	7-3 9-3 5-3	JAL7 38	165 165 165	石垣	14:10		14:40					16:50			諫早市	竹富島	29
							14:40						17:10	長崎市	小浜島	12	
						14:40		16:14		17:45	18:00	18:15		諫早市	竹富島	95	
						14:40		16:14				17:54	17:56	長崎市	小浜島	299	
						14:40			15:46			18:19	18:21	長崎市	小浜島	20	
						14:40			16:11			19:23	19:25	長崎市	小浜島	40	
2 G P	7-4 9-4 5-4	JAL7 38	165 165 165	石垣	15:30		16:00					18:10			諫早市	竹富島	24
							16:00						18:30	長崎市	小浜島	17	
						16:00		17:14		18:46	19:00	19:15		諫早市	竹富島	104	
						16:00		17:14				18:56	18:58	長崎市	小浜島	295	
						16:00			16:46			19:19	19:21	長崎市	小浜島	37	
						16:00			17:11			20:13	20:15	長崎市	小浜島	18	
3 G P	7-5 9-5 5-5	JAL7 38	164 163 165	石垣	16:50		17:20					19:30			諫早市	黒島	24
							17:20						19:50	長崎市	新城島	8	
							17:20						19:50	長崎市	西表島(東部)	4	
						17:20		18:13		19:48	20:00	20:15		諫早市	竹富島	82	
						17:20		18:13		19:48	20:00	20:15		諫早市	黒島	24	
						17:20		18:13				19:57	19:59	長崎市	小浜島	43	
						17:20		18:13				19:57	19:59	長崎市	西表島(東部)	250	
						17:20			18:11			21:13	21:15	長崎市	西表島(東部)	40	
17:20			18:11			21:13	21:15	長崎市	西表島(東部)	17							
4 G P	7-6 9-6 5-6	JAL7 38	165 165 165	石垣	18:10		18:40					20:50			諫早市	黒島	25
							18:40						21:10	長崎市	西表島(東部)	11	
						18:40		20:00		21:25	21:40	21:55		諫早市	黒島	105	
						18:40		20:00				21:34	21:36	長崎市	西表島(東部)	294	
						18:40			19:49			22:19	22:21	長崎市	西表島(東部)	20	
						18:40			19:49			22:19	22:21	長崎市	西表島(東部)	40	
5 G P	7-7	JAL7 38	165	石垣	19:10		19:40					21:50			諫早市	黒島	9
							19:40						22:10	長崎市	西表島(東部)	3	
						19:40		21:02		22:26	22:40	22:55		諫早市	黒島	35	
						19:40		21:02				22:35	22:37	長崎市	西表島(東部)	98	
						19:40			21:19			23:49	23:51	長崎市	西表島(東部)	20	

**<前提条件・留意事項>**

- 各輸送手段(JR、バス)については、入域自粛要請を前提に空席率100%とする
- JR及び路線バスについては既存ダイヤを基に輸送を実施
- タイムテーブルについては今後変更の可能性あり
- 訓練上の設定であり、便の確保が約束されたものではない

長崎市	1,586
諫早市	556
	2,142

竹富島	334
黒島	222
小浜島	781
新城島	8
西表島(東部)	797

2,142

# 福岡空港～各市避難先連絡所までのタイムテーブル(総括表)

<2日目>

国のフライトスケジュール(石垣空港～福岡空港)をもとに県内避難先連絡所までのタイムテーブルを作成

便名	機体	定員人数	出発空港	福岡空港着	福岡空港発 (地下鉄)	空港スポット発 (貸切バス)	博多駅発 (J R)	博多BTM発 (路線バス)	新大村駅着	新大村駅発 (貸切バス)	シーハット大村着	長崎駅着	出島メッセ着	受入市	竹富町地区名	人数				
1GP	7-3 9-3 5-3	JAL738	154 165 165	石垣	14:10		14:40					16:40			大村市	波照間島	21			
							14:40									14:30	長崎市	西表島(西部)	17	
							14:40		16:14		17:38	17:50	18:10					大村市	波照間島	84
							14:40		16:14							17:54	17:56	長崎市	鳩間島	63
							14:40		16:14							17:54	17:56	長崎市	西表島(西部)	239
							14:40					15:46				18:19	18:21	長崎市	西表島(西部)	21
							14:40					16:11				19:23	19:25	長崎市	西表島(西部)	39
2GP	7-4 9-4 5-4	JAL738	165 165 165	石垣	15:30		16:00					18:00			大村市	波照間島	21			
							16:00									18:30	長崎市	西表島(西部)	16	
							16:00		17:14		18:39	18:50	19:10					大村市	波照間島	84
							16:00		17:14							18:56	18:58	長崎市	西表島(西部)	305
							16:00					16:46				19:19	19:21	長崎市	西表島(西部)	40
3GP	7-5 9-5 5-5	JAL738	138 165 165	石垣	16:50		17:20					19:20			大村市	波照間島	21			
							17:20									19:50	長崎市	西表島(西部)	18	
							17:20		18:13		19:41	19:50	20:10					大村市	波照間島	84
							17:20		18:13							19:57	19:59	長崎市	西表島(西部)	302
							17:20					18:11				21:13	21:15	長崎市	西表島(西部)	30
4GP	7-6 9-6 5-6	JAL738	165 165 165	石垣	18:10		18:40					20:40			大村市	波照間島	21			
							18:40										21:10	長崎市	西表島(西部)	19
							18:40		20:00		21:19	21:30	21:50					大村市	波照間島	83
							18:40		20:00							21:34	21:36	長崎市	西表島(西部)	302
							18:40					19:49				22:19	22:21	長崎市	西表島(西部)	30
5GP	7-7	JAL738	165	石垣	19:10		19:40					21:40			大村市	波照間島	7			
							19:40										22:10	長崎市	西表島(西部)	7
							19:40		21:02		22:20	22:30	22:50					大村市	波照間島	27
							19:40		21:02							22:35	22:37	長崎市	西表島(西部)	101
							19:40					21:19				23:49	23:51	長崎市	西表島(西部)	23

<前提条件・留意事項>

- 各輸送手段(JR、バス)については、入域自粛要請を前提に空席率100%とする
- JR及び路線バスについては既存ダイヤを基に輸送を実施
- タイムテーブルについては今後変更の可能性あり
- 訓練上の設定であり、便の確保が約束されたものではない

長崎市	1,654
大村市	453
	2,107

西表島(西部)	1,591
鳩間島	63
波照間島	453
	2,107

1日目(2,142) + 2日目(2,107) = 4,249 11

# 避難住民の把握要領等

行動の概要	掌握・判別要領		誘導要領（配置・内容）				想定しうる不測事態 ※留意事項
			直行バス	空港地下鉄	バスターミナル	J R 博多駅	
全般事項	・避難住民を容易に判別できる着意が必要（ビブス、腕章の着用、QRコードシステム導入等）		バス・JRで輸送する際、各輸送拠点（結節点）において誘導員による乗車誘導等を実施（ロジブック、人員掌握、連絡体制の構築、関係機関との連携）				輸送に係る不測事態、留意事項等について列挙、緊急連絡網やロジブックによる情報共有
駐機スポットから直接バス乗車	編成	誘導2名、添乗員	健康管理掌握、付き添い人数確認、情報共有等	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在不明</li> <li>・体調不良</li> <li>・輸送手段再調整</li> <li>・利用可能病院の情報</li> </ul>
	要領	受付、乗車誘導					
	要望措置	ロジブック、場内アナウンス等					
空港～地下鉄乗車～博多駅降車	編成	誘導4名、添乗員	-	GP毎に誘導員を動的配置、主要箇所へ固定配置	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗り遅れ</li> <li>・乗り過ごし、降車誤り</li> <li>・所在不明</li> <li>・体調不良</li> <li>・トラブル</li> </ul> ※ 集団、隊列の維持
	要領	受付、乗車誘導					
	要望措置	ロジブック、場内アナウンス等					
博多駅～バスターミナル～高速バス	編成	誘導5名、添乗員	-	-	乗車人員の受付、固定誘導員の配置、乗車誘導等	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗り遅れ</li> <li>・乗り過ごし、降車誤り</li> <li>・休憩時の所在不明</li> <li>・体調不良</li> <li>・トラブル</li> </ul>
	要領	受付、乗車誘導					
	要望措置	ロジブック、場内アナウンス等					
博多駅～JR長崎線（乗り換え）	編成	誘導5名、添乗員	-	-	-	固定誘導員の配置（乗車、乗り換え時、降車時）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗り遅れ</li> <li>・体調不良</li> <li>・乗り換え不案内、所在不明</li> <li>・トラブル</li> </ul> ※ 武雄温泉駅での乗換
	要領	受付、乗車誘導					
	要望措置	ロジブック、場内アナウンス等					

# 誘導人員配置案(一例)

## 福岡空港からの避難経路及び輸送イメージ(案)

主に小型ジェット機(B738)を想定

R7.9.5暫定一案として関係機関と合意  
(入退場ゲート)

- ① 東門から入場
- ② 入退場は警備員(24h駐在)が対応
- ③ チャーターバス(先頭)にはFIAC、航空会社が乗車し、バス待機場所へ誘導
- ④ 所定位置にて、避難住民が大型バス等に乗車
- ⑤ 東門から退出、空港外に出て、各方面に輸送

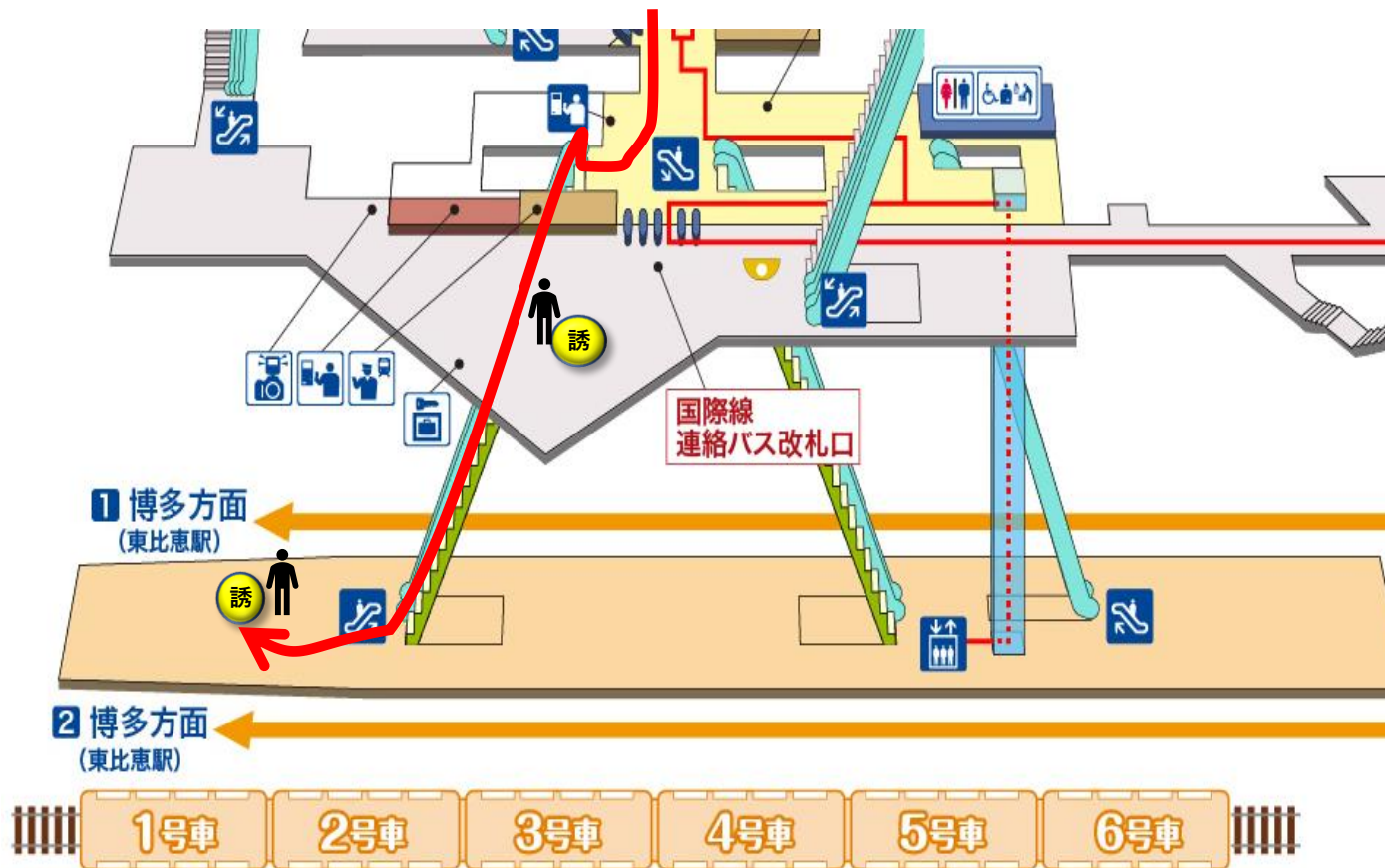


○ 航空機はオープンスポットに駐機、チャーターバスを機側につけ乗換え



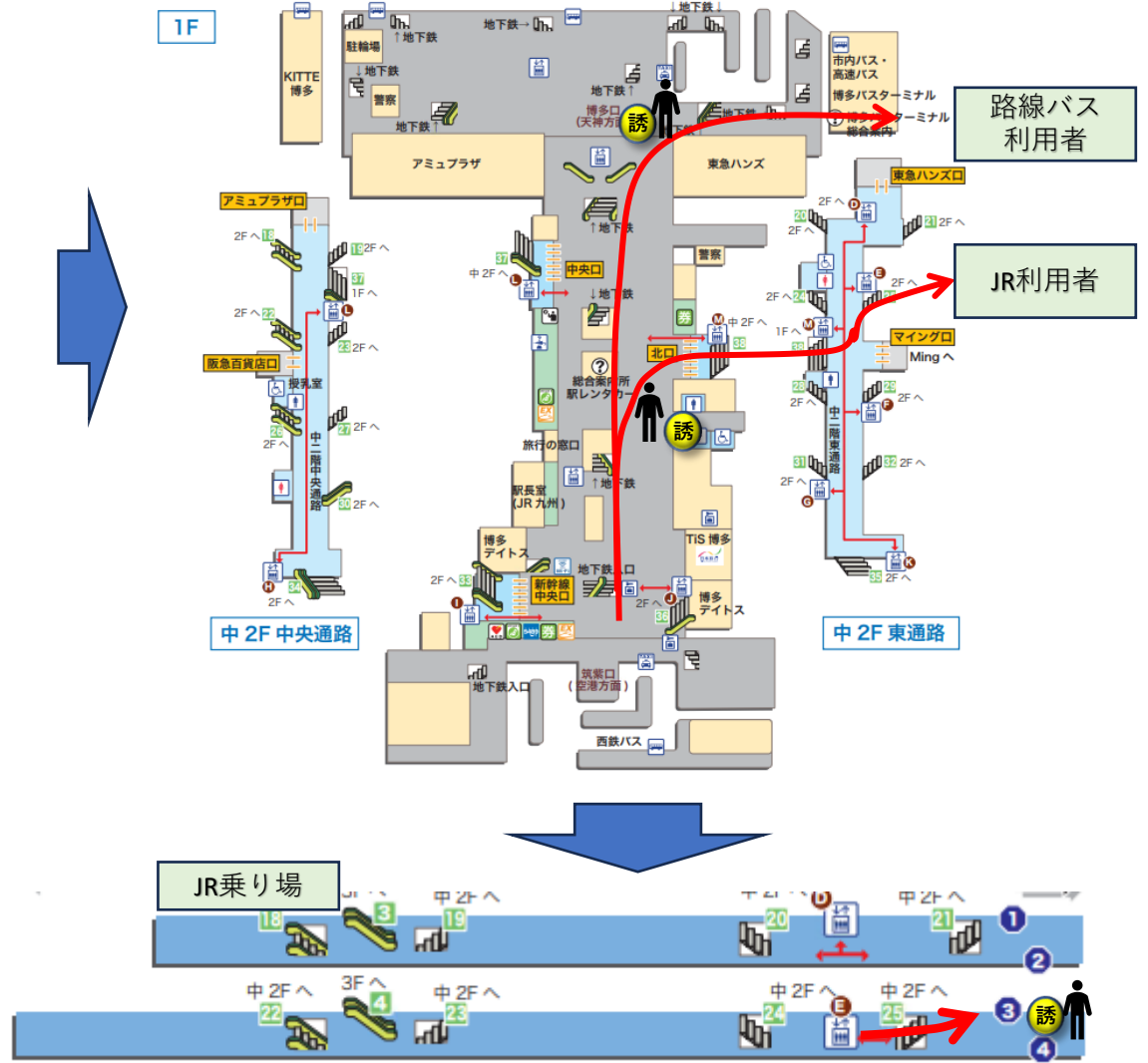
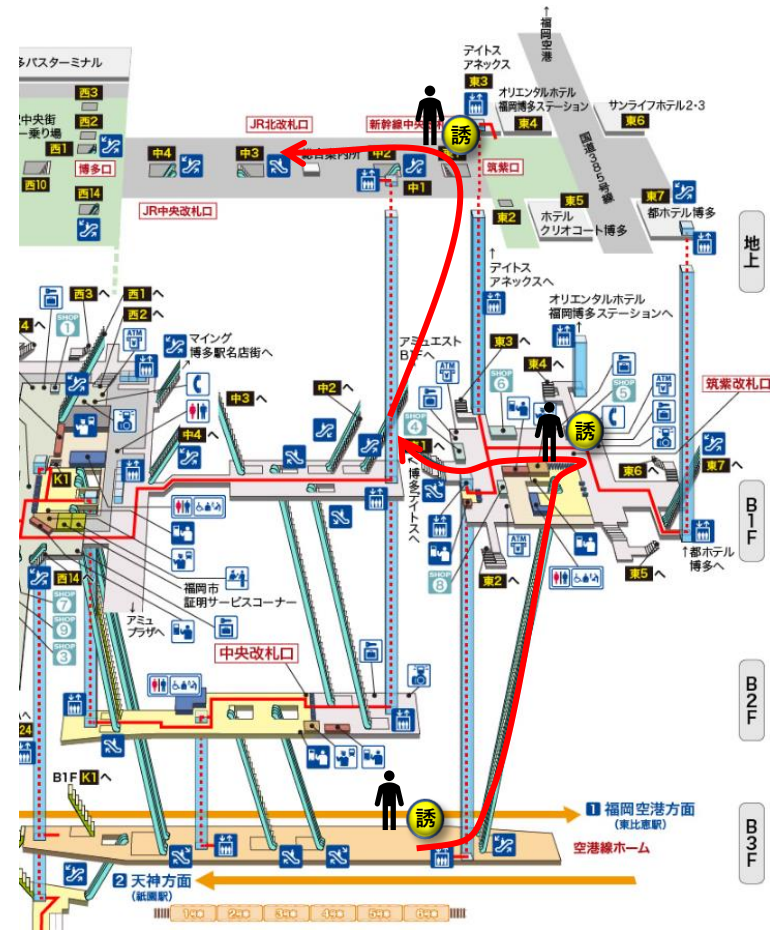
# 誘導人員配置案(一例)

## ○福岡空港地下鉄構内



# 誘導人員配置案(一例)

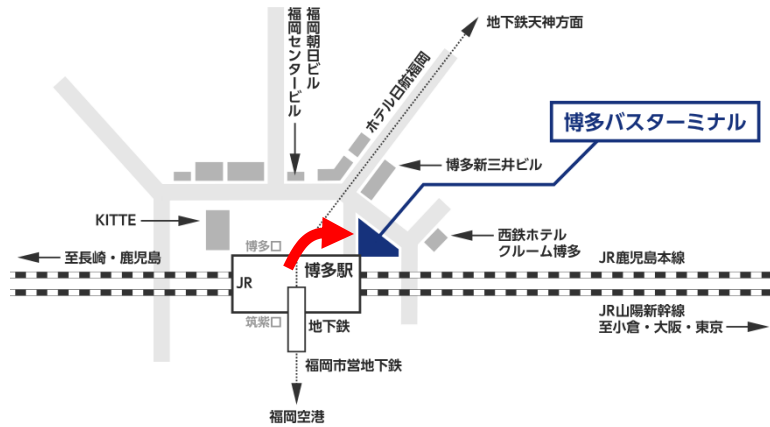
## ○博多駅構内



※長崎線（在来線）：③・④番のりば

# 誘導人員配置案(一例)

## ○博多バスターミナル位置・構内

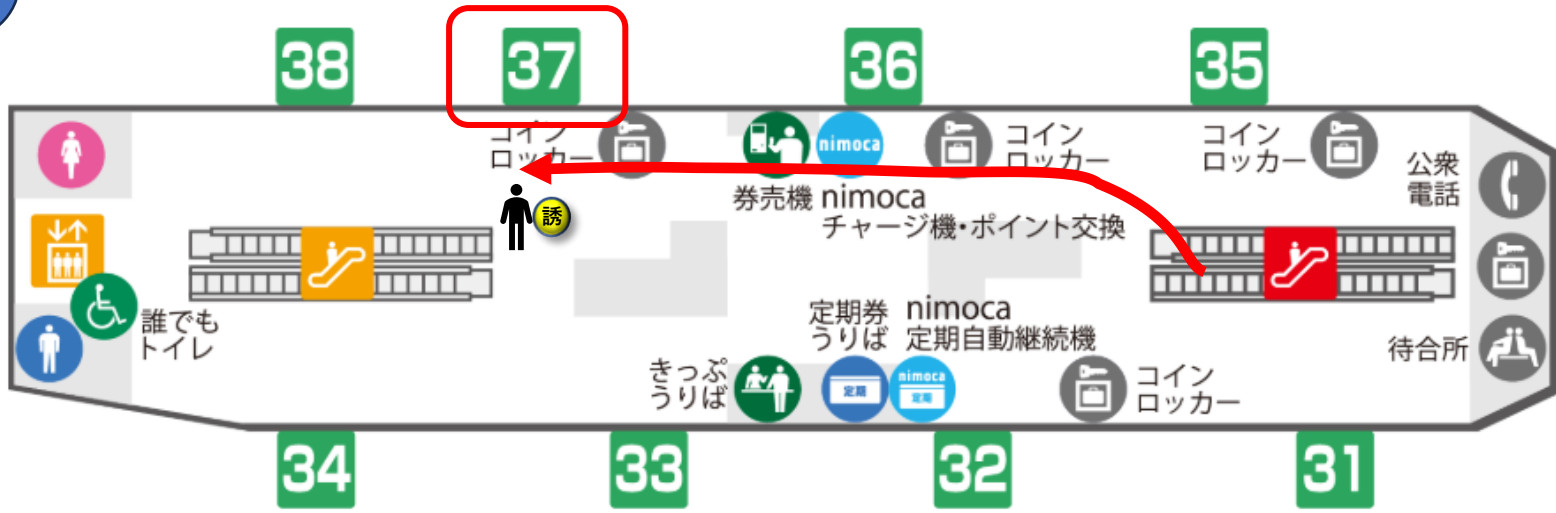


エスカレーターで3Fへ

## 3F 高速バスのりば Expressway Bus Departure

3F

37番乗場 (長崎)



## **(イ)避難所等の提供・管理方法に関する検討**

# ①避難住民等に関して必要となる項目と時期の検討

## ○必要となる項目の検討

### < 個人情報 >

ヒアリング内容	ヒアリング理由
氏名	個人識別
性別	個人識別 / 配宿・部屋割
生年月日（年齢）	個人識別
世帯情報（世帯構成、世帯主、世帯主との関係）	個人識別 / 配宿・部屋割
同行者	配宿・部屋割
健康状態	配宿・部屋割
就学情報（就学の有無、区分）	就学の再開

### < 配慮事項 >

ヒアリング内容	ヒアリング理由
障害の種類・程度	避難所の選定（バリアフリー）
該当事項 乳幼児・妊婦・外国人・持病の有無・状態ケアマネ等の支援者氏名連絡・配偶者等の常時支援可能な者の有無	避難所の選定（近隣の病院、ホテルの施設設備） 要配慮者支援
別居世帯が同居の再開	避難所の選定
怪我・感染症	避難所の選定 / バリアフリーや隔離など
LGBTQ+	避難所の選定
特別食（ハラール、ヴィーガン、ベジタリアンなど）	避難所の食事提供での配慮
地区（居住エリア）	避難所の選定
避難意思の確認	意思確認
アレルギーの有無	避難所の食事提供や施設設備

### < その他の基本情報 >

- 住民票の住所
- 親戚などのその他の連絡先（氏名、住所、連絡先）
- 滞在する避難所情報（避難所の住所・連絡先・アドレス）

また上記項目については、世帯ごとにヒアリングシートに記入してもらうことで、情報を取得・管理することを想定

## ○必要となる時期の検討

タイミング	実施内容
避難開始前	避難元を通じた事前（発動前）の聞き取り（ヒアリングシートの活用）
	ヒアリングシート情報の定期的なアップデート
	情報取得の「ベストのパターン」と「最悪のパターン」のモデルケースの提示 （①～③の3段階にて展開） ①避難元を通じた事前（発動前）の聞き取り
避難開始時	世帯構成や特別配慮の有無等、ヒアリングシートの内容と相違がないか確認
	②避難元を通じて個人しか知りえぬ情報
到着時	ヒアリングシート内容と相違がないか全項目確認 ※特に特別配慮の詳細等について詳しく確認
	③到着受付時（避難先連絡所）に②の情報の再確認

## ○検討課題

- ヒアリングシート情報の定期的なアップデートの頻度  
半年ごとに確認、1年ごとに確認など、情報のアップデートがないか確認が必要
- ヒアリングシート情報の定期的なアップデートの手法  
避難住民へ、ヒアリングシート情報にアップデートがないか確認するための手法の検討が必要

## ②避難住民台帳の基本様式の作成

①で作成した内容をもとに、避難住民台帳の基本様式（Excel）を作成  
 世帯ID及び個人識別番号から成る個人IDを付与、なお世帯主は必ず個人識別番号が「1」になるように付与  
 例）世帯番号1の世帯主の個人IDは「1-1」、その配偶者の個人IDは「1-2」  
 世帯ごとに管理することで、避難所の割り当て等の管理の利便性が向上

ID			個人情報							
世帯ID	個人識別番号	個人ID	氏名(姓と名の間にスペース)	フリガナ(姓と名の間にスペース)	性別	生年月日	年齢	世帯主との関係	就学の有無	区分
1	1	1-1	山田 太郎	ヤマダ タロウ	男性	1975/11/11	50	本人	なし	ー
1	2	1-2	山田 花子	ヤマダ ハナコ	女性	1977/4/15	48	配偶者	なし	ー
1	3	1-3	山田 二郎	ヤマダ ジロウ	男性	2005/5/4	20	子	あり	大学生
2	1	2-1	田中 はじめ	タナカ ハジメ	男性	1992/3/3	33	本人	なし	ー

配慮事項												
健康状態	障害の種類	障害の程度	乳幼児	妊婦	持病の有無	持病の状態	怪我	感染症	外国籍	支援を要する高齢者	配慮者の支援者の有無	別居世帯が同室希望
良好	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
良好	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
良好	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
不良	ー	ー	ー	ー	ー	ー	右足骨折	インフルエンザ感染2日目	ー	ー	ー	ー

その他の基本情報					
特別食	アレルギー情報	地区(居住エリア)	避難意思	住民票の住所	親戚などのその他の連絡先
ハラール					

- 検討課題
- 管理ツールの検討
  - 避難元自治体・長崎県・事務局（民間）等の事業関係者間で、リアルタイムで情報共有ができるツール・システムの検討が必要  
 例）スプレッドシート、kintoneなど
  - ヒアリングシートから避難住民台帳に落とし込む方法  
 例）管理ツールを活用し、CSVで読み込むなど

### ③避難所（ホテル・旅館等）において必要となる項目の洗い出し

避難所の割り当てを円滑に実施することを目的として、避難所となる施設に関する収容能力、部屋タイプ、館内施設、バリアフリー対応状況、客室装備、Wi-Fi等の通信環境、駐車場の収容台数、協定の締結状況、担当者連絡先等について、8つの区分に整理の上、必要項目を洗い出し

項目	内容
1.基本情報	施設名、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、担当者名、避難先連絡所からの距離、協定の有無、アクセス情報、バスの乗降場所
2.収容能力	客室数、部屋タイプ、収容可能な人数
3.館内設備	食事施設、会議室、大浴場、コインランドリー、駐車場、自動販売機、エレベーター、Wi-Fi等の通信設備
4.客室装備	トイレ、風呂、テレビ、冷蔵庫、電話、アメニティ、電気ケトル、コップ（茶器）、有料放送等
5.バリアフリー状況	玄関スロープ、客室スロープ、トイレ開口幅等
6.食事関連	サービス方法（ビュッフェ形式、セットメニュー、お弁当など）食事の調理場所・提供場所、保管方法、アレルギーの対応方法、宴会場、レストランの有無
7.入浴関係	入浴方法（部屋風呂、大浴場）
8.周辺情報	スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、コインランドリー

## ④避難所（ホテル・旅館等）リスト作成に係る基本様式の作成

③で整理した項目を基に、避難所（ホテル・旅館）リストの基本様式（Excel）を作成

### サンプル

#### 1. 基本情報

NO	施設名	住所	電話	FAX	メールアドレス	担当者名	協定の有無	避難先連絡所からの距離	備考
1	Aホテル	長崎市●●●	095-●●●-●●●●	095-●●●-●●●●	●●●●●.JP	東武 太郎	有り	10分/車	
2	Bホテル								
3	Cホテル								
4	D旅館								

#### 2. 収容能力

NO	施設名	収容人数	総客室数	シングル数	ツイン数	トリプル数	和室数	その他数	備考
1	Aホテル	100名	50室	55室	10室	5室	5室(定員2名)	—	
2	Bホテル								
3	Cホテル								
4	D旅館								

#### 3. 館内設備

NO	施設名	エレベーター	食事施設	会議室	大浴場	コインランドリー	自動販売機	駐車場	備考
1	Aホテル	2基 定員10名/基	有り 定員50名	有り 50名/スクール形式	有り	有り 5台	有り 3基	有り 10台 自家用車のみ	
2	Bホテル								
3	Cホテル								
4	D旅館								

#### 4. 客室装備

NO	施設名	WIFI	トイレ	風呂(ユニットバス)	テレビ	冷蔵庫	電話	アメニティ	電機ケトル	コップ(茶器)	有料放送等	備考
1	Aホテル	有り 無料	有り	有り	有り	有り	有り	無し フロントで提供	有り	有り		
2	Bホテル											
3	Cホテル											

#### 5. バリアフリー状況

NO	施設名	玄関スロープ	客室スロープ	トイレ開口幅	備考
1	Aホテル	有り	無し	90センチ	
2	Bホテル				
3	Cホテル				
4	Dホテル				

#### 6. 食事関連

NO	施設名	サービス方法	食事の作成場所	保管方法	アレルギーの対応方法	宴会場	レストラン
1	Aホテル	ビュッフェ形式	ホテル内厨房	ホテル内厨房	自己除去	なし	1F
2	Bホテル						
3	Cホテル						
4	D旅館						

#### 7. 入浴関係

NO	施設名	入浴方法	備考
1	Aホテル	部屋風呂	
2	Bホテル		
3	Cホテル		
4	Dホテル		
5	E旅館		
6	F旅館		

#### 8. 周辺情報

NO	施設名	スーパーマーケット	コンビニエンスストア	ドラッグストア	コインランドリー	備考
1	Aホテル					
2	Bホテル					
3	Cホテル					
4	Dホテル					
5	E旅館					
6	F旅館					

## ⑤避難所（ホテル・旅館等）のマッチング方法

②で作成した住民基本台帳と、④で作成した避難所（ホテル・旅館）基本様式を基に避難住民と避難所（ホテル・旅館等）のマッチング方法を検討。なお、地区毎の割振りや世帯構成人数、高齢者等の要配慮者、コミュニティへの配慮等をマッチングの留意点とする。

### ◆収容施設での受け入れにおける留意事項

#### (1) 民間ホテル・旅館等

○他県からの避難住民の受け入れ先

##### 【対応方針】

- 避難先連絡所を支援拠点とすることから、出来る限り避難先連絡所周辺のホテル等を確保することが望ましい。
- 確保に当たっては、「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を締結する、県旅館ホテル生活衛生同業組合と連携して対応。

##### 【要整理事項】

- ホテル等への割振りに際しては、避難元自治体のコミュニティ維持の観点から、同一地区の住民は同一施設に割り振ることが望ましい。
- また、避難住民の性別や世帯人数、要配慮者の有無等を考慮のうえ、フロアや客室タイプを決定することが求められる。  
(検討例)
  - ・高齢者や障がい者がいる世帯をツインルーム、乳幼児がいる世帯をダブルルーム、単身世帯をシングルルームを基本とする
  - ・単身世帯については、性別でフロアを分ける 等
- 県旅館ホテル生活衛生共同組合に加盟するホテル等で不足する場合は、組合非加盟ホテルも検討する必要がある。
- ホテルの借上げ方法についても、平時におけるビジネス利用状況や避難住民の受け入れ数等を考慮し、**全棟借上げとするのか、一部フロアのみ借上げとするのか**（その他のフロアはビジネス利用可能とする 等）について検討の必要がある。
- 関係する組合の全国組織や事業者（非組合の全国チェーンホテル）等に対して国からの働きかけも必要に応じて考慮する。

#### (3) 施設割り振り・受入体制

○施設の割り振りについては、事前に宿泊情報を避難元自治体に提供し、**基本的には避難元自治体が行うものとする。**

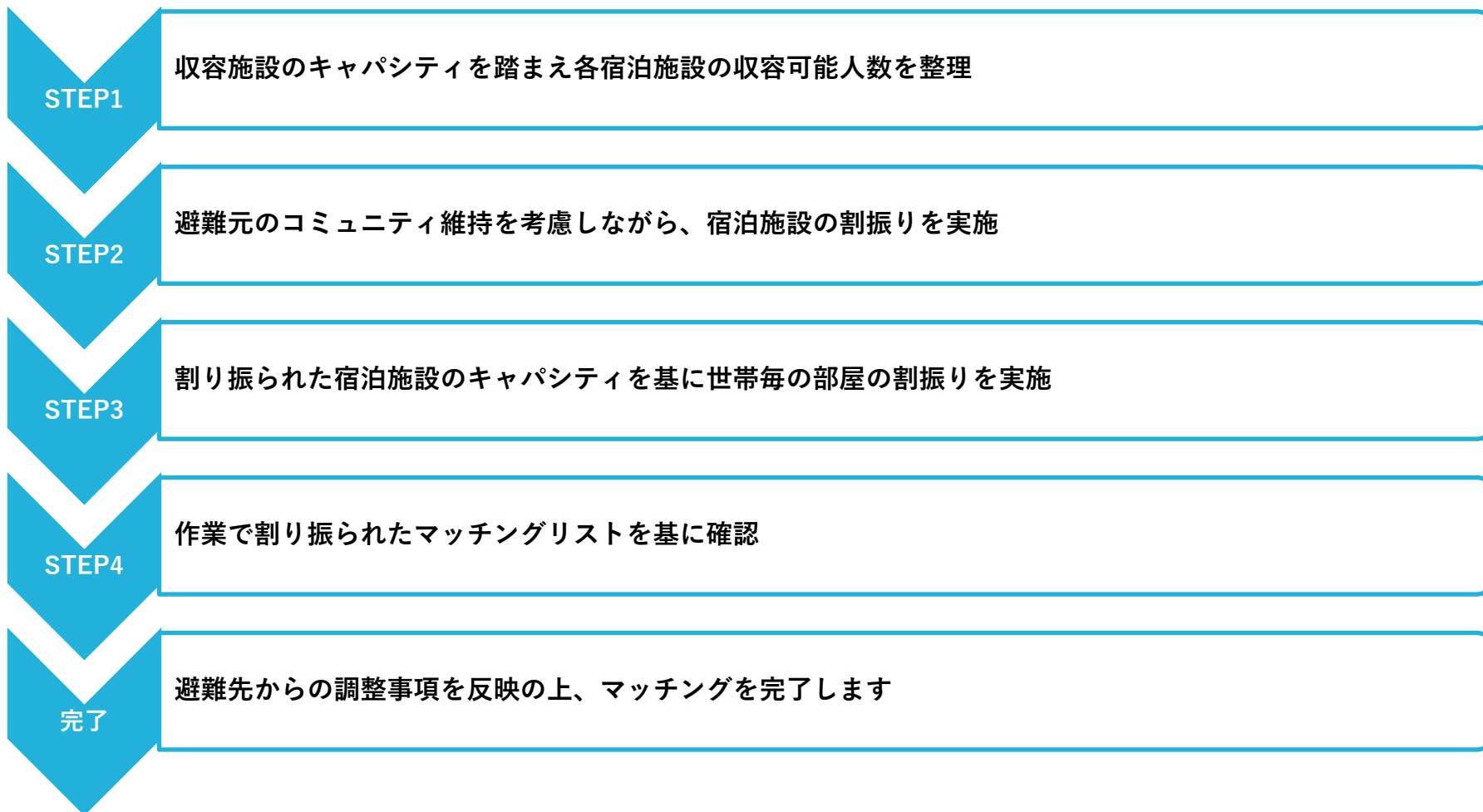
○受入後のホテル等での支援体制は、**県及び受け入れ市、ホテル等の運営管理者等による。**

##### 【対応方針】

- 施設及び部屋の割り振りについては、避難生活への影響を最小限とするため、**地区・校区／家族単位で調整。**
- ホテル等への避難者の受け入れは、**ホテル等の運営管理者と避難先自治体職員で連携して体制を整備。**
- 管理責任は**県（市町）が担うこととなるため、あらかじめ受け入れに必要となる体制を検討。**（スライド33参照）
- 避難者へのホテル等でのサービスは、**旅館業法の範囲内で施設運営管理者が提供し、これに含まれない部分については、救援主体となる避難先自治体で対応。**
- 各ホテル等に、日常生活における支援窓口として**コンシェルジュ的な役割を担う職員の配置を検討。**  
(外部委託も含む。詳細な相談等は(4)の専用相談窓口で対応)

## ◆マッチングの流れ

下記のSTEP 1 からSTEP 5 の流れに沿って避難住民と避難施設のマッチングを実施



## ◆STEP 1 収容施設のキャパシティを踏まえ各宿泊施設の収容可能人数を整理

### 作業のポイント

④で作成した避難所（ホテル・旅館等）リストの情報を基に収容可能人数を整理

#### 1. 基本情報

NO	施設名	住所	電話	FAX	メールアドレス	担当者名	協定の有無	避難先連絡所からの距離	備考
1	Aホテル	長崎市●●●	095-●●●-●●●●	095-●●●-●●●●	●●●●●.JP	東武 太郎	有り	10分/車	
2	Bホテル								
3	Cホテル								

#### 2. 収容能力

NO	施設名	収容人数	総客室数	シングル数	ツイン数	トリプル数	和室数	その他数	備考
1	Aホテル	100名	50室	55室	10室	5室	5室(定員2名)	—	
2	Bホテル								
3	Cホテル								

## ◆STEP 2 避難元のコミュニティ維持を考慮しながら宿泊施設の割振りを実施

### 作業のポイント

避難元の地区/校区を参考に同一地区の住民は同一施設に割り振ることに配慮

#### 割振り事例

避難連絡所	避難元（竹富町）	宿泊施設	部屋数	収容人数
出属メッセ長崎	西表島（東部）	A	181	779
	西表島（東部）	B	418	573
	西表島（西部）			
	西表島（西部）	C	207	414
	小浜島			
	小浜島	D	211	380
	小浜島	E	153	310
	新城島	F	52	219
	西表島（西部）	G	43	217
	西表島（西部）			
	西表島（西部）	H	110	120
	西表島（西部）	I	47	109
	西表島（西部）	J	45	90
	鳩間島			
中央体育館 諫早市	鳩間島	K	19	31
	竹富島	L	79	128
	竹富島	M	45	128
	黒島	N	89	112
	竹富島	O	72	111
	黒島			
シーハット 大村	波照間島	Q	117	200
		R	115	166
		S	119	124
		合計	19施設	2,213

出典：R6長崎県における沖縄県竹富町受け入れに係る初期的な計画

### ◆STEP3 割り振られた宿泊施設のキャパシティを基に世帯毎の部屋の割振りを実施

#### 作業のポイント・留意点

- ・高齢者等配慮が必要な世帯から優先的に割り振る
- ・高齢者や障がい者がいる世帯をツインルームかつ低層階へ割り振る
- ・乳幼児がいる世帯をダブルルームへ割り振る（その際、乳幼児はベッド数にカウントしない等）
- ・単身世帯をシングルルームかつ性別でフロアを分ける等

世帯数	客室の割振り（仮）	
単身世帯	シングル1部屋	ダブル1部屋
2人世帯	ダブル2部屋	ツイン1部屋
3人世帯	トリプル1部屋	
4人世帯	ツイン2部屋	
5人世帯	ツイン1部屋、トリプル1部屋	
6人世帯	トリプル2部屋	
7人世帯	トリプル1部屋、ツイン2部屋	
8人世帯	ツイン4部屋	
9人世帯	トリプル3部屋	

基本的に、上記の考え方にに基づき部屋の割振り振りを実施、世帯状況等により部屋の割振りについては柔軟な対応が必要

### ◆STEP4 作業で割り振られたマッチングリストを確認

#### 作業のポイント

- ・割り振られた情報を基に、実際の部屋番号と突合、その際、フロアや部屋の配置を精査の上、調整すべき点の洗い出しを実施
- ・部屋番号等の突合については、複数名による確認体制のもとで実施

### ◆STEP5 避難先からの調整事項を反映・確認の後、マッチング完了

## **(ウ) 食事・物資の提供方法等に関する検討**

## ①満足度の高い食事の提供方法の検討

○温かさ・栄養バランス・衛生面・廃棄ロスなどの観点を含め、複数の選択肢を比較・検討

### 検討項目の整理(4つの観点を明確化)



#### 温かさの確保

提供する食事が適切な温度を保てるよう、提供時の温度管理や再加熱の方法を検討する必要がある。特に大量提供の場面では、温度低下が品質や安全性の低下につながるため、保温機材の活用、配膳までの動線設計、再加熱設備の確保などが重要。

#### 栄養バランス



利用者が必要とするカロリーや栄養素を満たせるよう、メニュー構成の工夫が求められる。また、アレルギーや特別食(高齢者向け、乳幼児向け、宗教上の制限など)にも対応できる体制を整え、誰もが安全に食べられる食事提供を行うことが必要。



#### 廃棄ロス

無駄な廃棄を減らすため、食材や調理品の賞味期限管理、効率的な配膳手順の検討、適切な在庫管理体制が必要。特に大量提供時は、必要数量の予測精度や配膳順序によってロスが大きく変わるため、計画的な運用が重要。

#### 衛生面



食中毒や衛生事故を防ぐため、調理工程の管理、盛り付け時の衛生配慮、配食導線の設計などを徹底する必要がある。さらに、提供後の保存性や保冷・保温環境を確保し、長時間の提供でも衛生面を保てる仕組みを検討することが求められる。

選択肢の洗い出し

- ・ 食事提供方法の選択肢の洗い出しとして、下表に示す10項目について比較検討を実施
- ・ 「比較表」では、食事提供方法の候補を示し、「特徴」「温かさ」「栄養」「衛生」「廃棄ロス」「総評」の6項目を設定、比較検討
- ・ 表中の赤字部分については、各食事提供の選択肢におけるデメリットを示したものの

選択肢の候補	特徴	温かさ	栄養	衛生	廃棄ロス	総評
1. 温食（炊き出し・給食）	指定された場所で、その場または調理施設で調理した温かい食事を提供することができます。	高い (満足度が高い)	調整可	リスク有 (大量調理で衛生リスクが上がる)	少ない	・ 献立を柔軟に調整可能 ・ 地元団体などと連携しやすい ・ 人員・設備が必要、天候や場所に左右されやすい
2. レトルト食品（常温・温め対応）	あらかじめ調理済みの食品を、レトルトパウチなどに密封し、常温で長期保存できるようにした食品で、湯せんや電子レンジなどで温めて食べることができます。	中 (温かさの確保には追加機材が必要)	良	良 (調理不要で衛生管理は容易)	少ない	・ バランスよく現実的 ・ 調理不要で衛生管理が容易 ・ 種類が豊富で栄養調整しやすい ・ 大量配布時の在庫管理がやや負担
3. 備蓄食	長期保存を目的として常備している食事です。例として乾パン、アルファ米、缶詰、保存水などがあります。調理設備や水がなくても食べることができます。	低～中 (温かさは限定的)	良	良	多い (大量備蓄の場合はロスが発生)	・ 即時対応可 ・ 初期にすぐ提供できる ・ 賞味期限が長く管理しやすい ・ メニューが単調になりやすい
4. 栄養補助食品	食事だけでは不足しがちな栄養素（ビタミン、ミネラル、タンパク質など）を補給することを目的とした食品です。	低 (基本的に常温)	調整可	良 (調理不要で衛生管理は容易)	ほどほど (大量購入の場合はロスの発生)	・ 主食にはならない ・ 高齢者や体調不良者の補助に有効
5. 弁当の提供	調理済みの食事を容器に詰めて提供します。外部の弁当業者などが担うことが多く、比較的迅速にまとまった食数を確保しやすいです。	中～高 (配達時間次第で温度低下)	良	良	ほどほど (大量購入の場合はロスの発生)	・ 外部協力が必要 ・ 迅速に大量確保可能 ・ 余剰・破棄が発生しやすい
6. 避難先ホテルでの食事	ホテル施設内の設備を利用して食事を提供する方式です。施設の通常の食事提供ノウハウを活用できるため、質の高い食事を提供できます。	高い (満足度が高い)	良	良	少ない	・ 質の高い食事が可能 ・ 対象者が限定されやすい ・ コストが高め
7. 冷凍弁当	調理済みの食事を冷凍保存し、電子レンジなどで再加熱して提供する形式で、長期保存が可能ですが、提供には冷凍庫と加熱設備が必要です。	中 (再加熱に依存)	良	良	多い (大量備蓄の場合はロスが発生)	・ 長期保存可能 ・ 冷蔵・加熱設備が必要
8. セントラルキッチン方式	一箇所で大量調理を行い、それを各提供先へ配送して提供する方式です。大量・均一な品質の食事を衛生的に調理できます。	高い	良	良	少ない	・ 大量供給に強い ・ 配送体制が必要
9. 飲食店での食事	周辺の飲食店を活用し、食事を提供する方式です。地域経済の回復にも繋がり、多様な食事を提供できます。	高い	良	良	少ない	・ 地域経済の支援につながる ・ 店舗の営業状況に依存
10. フードトラック等の外部調理支援	キッチンカー（フードトラック）などの移動調理設備のある車で赴き、その場で調理して温かい食事を提供します。機動力が高く、温かい食事を迅速に提供できます。	高い	良	良	少ない	・ 外部協力が必要

○検討課題

1. 避難所ごとの食事提供方法の整理について  
 避難所ごとに施設の設備や運営体制が異なることから、対応可能な食事提供方法にも差異が生じる可能性があり、各避難所の状況の特性を踏まえた運用について検討を進める必要がある
2. 必要経費および予算措置について  
 食事提供にかかる経費については、全体の予算との接合を図りながら検討を行う必要がある。
3. 避難の長期化を見据えた対応について  
 避難期間が長期化した場合には、従来の食事提供方法に加え、避難住民自身による炊事の支援（炊事場の確保等）や市内の飲食店を利用可能とするクーポンの配布等、多様なニーズに対応できる選択肢について検討する必要がある
4. 『満足度の高い食事』の定義について  
 『満足度の高い食事』の定義の一定の提示が必要。（例：「暖かさ」「栄養面」「提供する食事の均一性」等）また、管理栄養士などの専門家の知見も必要。

## ○特別食の提供を含めた、提供方法や調整手順について検討

選択肢の候補	提供方法	調整手順
1. 温食（炊き出し・給食）	避難所内の指定された場所（食堂など）で、時間を決めてスタッフが配膳。 あるいは利用者自身が食器を持って並び、スタッフが盛り付ける。	時間と場所の明示⇒食事の提供開始・終了時間を明確に周知する。 配膳時間の分散:⇒高齢者や乳幼連れなど、特別な配慮が必要な利用者には優先時間を設定し、混雑を避ける。 アレルギー対応⇒事前にアレルギーや苦手な食材を聞き取り、可能な範囲で代替食を提供する。
2. レトルト食品（常温・温め対応）	日毎あるいは週毎に、適正や数量を配布。 配布方法：利用者自身が指定箇所・時間に取りに来る（個人あるいは世帯ごと）。収容人数が多い施設では受取時の混雑をさけるため、時間差を設けるなどの工夫も必要。要配慮者など自身で取りにくることが困難な人についてはスタッフがお届け。 【留意点】商品によっては温める調理機材が必要な食品もある。それらを配布する場合には各避難所における温めるための調理機材の有無及び数量を事前に確認しておく必要がある。	全員に適量が行き渡っているか、重複で配布することがないかを 確認する方法の検討が必要 （例：クーポンや台帳での管理の必要性、またその方法。また確認・管理ツールはデジタルが望ましいが紙の併用も検討していくべき）
3. 備蓄食	配布方法：利用者自身が指定箇所・時間に取りに来る（個人あるいは世帯ごと）。収容人数が多い施設では受取時の混雑をさけるため、時間差を設けるなどの工夫も必要。要配慮者など自身で取りにくることが困難な人についてはスタッフがお届け。	全員に適量が行き渡っているか、重複で配布することがないかを 確認する方法の検討が必要 （例：クーポンや台帳での管理の必要性、またその方法。また確認・管理ツールはデジタルが望ましいが紙の併用も検討していくべき）
4. 栄養補助食品	配布方法：利用者自身が指定箇所・時間に取りに来る（個人あるいは世帯ごと）。収容人数が多い施設では受取時の混雑をさけるため、時間差を設けるなどの工夫も必要。要配慮者など自身で取りにくることが困難な人についてはスタッフがお届け。	全員に適量が行き渡っているか、重複で配布することがないかを 確認する方法の検討が必要 （例：クーポンや台帳での管理の必要性、またその方法。また確認・管理ツールはデジタルが望ましいが紙の併用も検討していくべき）
5. 弁当の提供	配布方法：利用者自身が指定箇所・時間に取りに来る（個人あるいは世帯ごと）。収容人数が多い施設では受取時の混雑をさけるため、時間差を設けるなどの工夫も必要。要配慮者など自身で取りにくることが困難な人についてはスタッフがお届け。	全員に適量が行き渡っているか、重複で配布することがないかを 確認する方法の検討が必要 （例：クーポンや台帳での管理の必要性、またその方法。また確認・管理ツールはデジタルが望ましいが紙の併用も検討していくべき）
6. 避難先ホテルでの食事	利用者自身が指定箇所にて時間に食事をする（個人あるいは世帯ごと）。要配慮者など自身で食事に来ることが困難な人についてはスタッフがお届け。	収容人数が多い施設では、食事場所の席数や提供・配膳・下膳時間を考慮し、時間差を事前に設けることが必要。
7. 冷凍弁当	日毎あるいは週毎に、適正や数量を配布。 配布方法：利用者自身が指定箇所・時間に取りに来る（個人あるいは世帯ごと）。収容人数が多い施設では受取時の混雑をさけるため、時間差を設けるなどの工夫も必要。要配慮者など自身で取りにくることが困難な人についてはスタッフがお届け。 【留意点】温める調理機材が必要なため、各避難所における温めるための調理機材の有無及び数量を事前に確認しておく必要がある。	全員に適量が行き渡っているか、重複で配布することがないかを 確認する方法の検討が必要 （例：クーポンや台帳での管理の必要性、またその方法。また確認・管理ツールはデジタルが望ましいが紙の併用も検討していくべき）
8. セントラルキッチン方式	食事をする場所が各部屋なのか食堂や大広間での一斉食事になるか避難所の設備環境によって違いがある。 また繰り返し使える食器を用いる場合は下膳方法の考慮も必要。	左記の提供方法の検討を踏まえ、相応の調整手順の検討が今後必要。
9. 飲食店での食事	紙クーポン、デジタルクーポンなどの配布	平時より市中の飲食店への説明・参画協力などが必要。
10. フードトラック等の外部調理支援	指定場所・時間に利用者自身が取りに行く。要配慮者など自身で取りにくることが困難な人についてはスタッフがお届け。	フードトラックの食事提供能力などを鑑みながら、食事受取時間の分散化が必要

## ②特別食の検討

### ○アレルギー、高齢者、乳幼児、宗教上の制限等に対応した特別食の検討

□特別食における主な対象と配慮事項の整理

#### ① アレルギー対応

- ・卵・乳・小麦・ナッツなど主要アレルゲンの除去が必要
- ・調理器具・配膳ラインを分けるなど、可能な範囲でのコンタミネーション対策も考慮
- ・アレルギー表示の徹底（原材料一覧を避難所に掲示）

#### ② 高齢者向け食

- ・嚥下困難・咀嚼能力低下の可能性が高い
- ・柔らかい食事、刻み食、ミキサー食などの形態調整
- ・塩分量・カロリーなど慢性疾患へ配慮したメニュー

#### ③ 乳幼児向け食

- ・粉ミルク、離乳食、アレルギー配慮のベビーフードの確保
- ・哺乳瓶・調乳用の衛生確保（消毒・適温の湯）
- ・こどもの急激な栄養不足を避けるため、初動で最優先対応

#### ④ 宗教上の食事制限

- ・ハラール・ベジタリアン等の対応品を備蓄
- ・調理ラインが分けられない場合は市販の認証済みパッケージ食品で対応
- ・誤配防止のため色別ラベル管理を導入

### ○配慮が不可欠なニーズについて

- ・健康上のニーズ（アレルギー対応、きざみ食対応療養食・回復食への対応）
- ・宗教上の配慮（ハラール他）
- ・思想上の配慮（ベジタリアン・ヴィーガンなど）

### ○「飽き」への対策としての複数メニューの対応について

- ・避難が長期化した場合、毎日同一メニューが続くことによる飽きへの配慮は必要
- ・一定の共通ニーズについては献立の工夫により対応
- ・固定メニュー、週替わり、日替わり、数量限定など複数メニューを提供し選べるようにする。
- ・複数メニューの設定については選択肢を増やせるメリットがある一方、食材ロスの発生にもつながりかねないため、数量限定にするなど対応の限度も定めていく必要がある。
- ・違う提供方法にて食事を提供することにより、「飽き」へ対応（例：週に1回はフードトラック対応の食事を入れる等）
- ・郷土食（八重山・沖縄料理あるいは長崎）の提供もその選択肢に含み、避難住民の食環境へ配慮する。
- ・約4,000人弱の嗜好（好き嫌い）等の個別ニーズには、すべてに対応することは不可能。

### ③物資の調達、提供方法及び時期の検討

#### ○物資ごとの調達先及び輸送事業者の事前整理について

#### ◆物資ごとの調達先及び輸送事業者の事前整理のイメージ（一案）

※自然災害時の協定締結を基に一案を整理

必要な物資		調達先の候補											輸送事業者の候補						
		バリュウ九州	イオン九州	イズミ	セブンイレブン・ジャパン	ファミリマート	ローソン	セブンスター	コメリ	サントリ	伊藤園	工業組合	南日本	ナフコ	長崎支店	日本通運(株)	支店	ヤマト運輸(株)長崎主管	九州支店
飲料水	水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
学用品	教科書、教育委員会の承認を受けている準教科書、ワークブック、問題集等の教材	※関係各機関（受入3市教育委員会、沖縄県教育委員会、竹富町教育委員会、文部科学省等）による対応が必要											○	○	○				
	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等の文房具	○	○	○	△	△	△	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
	傘、靴、長靴等の通学用品	○	○	○	△	△	△	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
	運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付ハーモニカ、工作用具、裁縫用具等	△	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	△	○	○	○	○	○	
被服、寝具及び身の回り品	タオルケット、毛布、布団等の寝具	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
	洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着	○	○	○	△	△	△	△	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
	タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品	○	○	○	△	△	△	△	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
日用品	石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等の日用品	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
炊事用具及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の調理道具	○	○	○	△	△	△	△	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
	茶碗、皿、箸等の食器	○	○	○	△	△	△	△	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
光熱材料	マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等の光熱材料	○	○	○	△	△	△	△	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
季節用品	寒冷地の防寒、ヒートショック等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（電気ストーブ、セラミックヒーターや電気カーペット）	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
	猛暑による熱中症及び脱水症状等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
高齢者用の消耗品	高齢者、障害者等の日乗生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材	※関係各機関（県福祉保健課及び医療福祉関係機関等）と連携した上での調達先選定が必要											○	○	○				

自然災害時の協定を基にした一案であるため、細部事項については今後、各民間事業者へのヒアリング等を通じて調整・確認が必要

○物資の必要数量、提供頻度等

必要な物資		1人あたりに必要な物資の数量（学用品については小学生を想定、その他の品目は成人男性を想定）	提供頻度/タイミング	その他考察・備考
飲料水	水	1日に2.5リットル	避難当初に可能な範囲である程度まとめて支給。 避難所の保管可能容量に応じて、常時提供できる環境の整備が不可欠。 保管可能容量が小さい場合は提供（輸送）頻度を上げる必要はある。	生命に維持に不可欠な物資
学用品	ノート	10～20冊/年	避難当初に取り急ぎ当面の必要量の支給。その後は消耗・劣化に応じて支給。	教科数や書く量により変動。 毎月2～3本消耗。 紛失・劣化が多い。
	鉛筆	20～30本/年		
	消しゴム	5～10個/年		
	クレヨン	1式/年	学習を進めるにあたり必要になる場合に支給。	基本的に1年使えるが、折れや紛失で買い替えも。 学校指定品を1年使用。 毛先の劣化がなければ継続使用可能。 授業や自由制作で使用。
	絵具	1式/年		
	画筆	1回/年		
	画用紙	30～50枚/年		
	下敷き	1回/年	避難当初に取り急ぎ当面の必要量の支給。その後は消耗・劣化に応じて支給。	壊れなければ継続使用。 折れや紛失がなければ継続使用。
	定規	1回/年		
	文房具全般	随時	持参していない場合は避難当初に支給。その後は消耗・劣化に応じて支給。	子どもの使い方や好みによる。 紛失・破損が多い。 成長によるサイズ変更。 通学・体育で使用頻度高く、摩耗しやすい。 成長に応じてサイズ変更。汚れや破れも考慮。 6年間使用可能/1年生入学時に必要 低学年で購入し継続使用/1年生入学時に必要 3年生で購入し卒業まで使用 本体は6年間使用可能/1年生入学時に必要 のり・テープなど消耗品は補充 5年生で購入し卒業まで使用
	傘	1～2回/年		
	長靴	1～2回/年		
	運動靴	2～3回/年		
	体育（体操服）	1～2セット/年		
	カスタネット	0～1回/年		
ハーモニカ	0～1回/年			
笛（リコーダー）	0～1回/年			
鍵盤ハーモニカ	0～1回（ホースは1回交換の可能性）/年			
工作用具	0～1回/年			
裁縫用具	0～1回/年			
被服、寝具及び身の回り品	タオルケット	1～2年に1回	避難当初に支給。その後は消耗・劣化に応じて支給。	夏用で劣化しやすい 冬用で長持ち 比較的長持ち へたりやすい 中材による差あり 洗濯頻度が高い
	毛布	3～5年に1回		
	布団（掛け）	5～10年に1回		
	布団（敷き）	3～5年に1回	避難当初に支給。その後は消耗・劣化に応じて支給。 嗜好によるところが大きいのでクーポン券などでの支給が望ましい。	季節ごとに入れ替え 冬物は長持ち  消耗が早い 穴あき・摩耗が多い 歩く量で変動 夏季のみ使用
	枕	1～3年に1回		
	枕カバー	年4～6枚		
	洋服上下	年2～4着		
	上着	年1着		
	下着（シャツ・パンツ）	年6～12枚		
	靴下	年6～12足		
	靴	年1～2足		
	サンダル	年1足		
	タオル	年6～12枚		
バスタオル	年2～4枚	避難当初に支給。その後は消耗・劣化に応じて支給。	1～2ヶ月で交換 劣化しやすい 紛失・破損が多い	
傘	年1～2本			

必要な物資		1人あたりに必要な物資の数量（学用品については小学生を想定、その他の品目は成人男性を想定）	提供頻度/タイミング	その他考察・備考
日用品	石鹸	月1～2個	避難当初に当面の必要量を支給。その後は定期的に支給。	種類による
	歯ブラシ	月1本		推奨交換頻度
	歯磨き粉	1～2ヶ月に1本		使用量による
	ティッシュ	月4箱		平均的な使用量
	トイレトーパー	月4～8ロール		家族構成で変動
炊事用具及び食器	炊飯器	5～8年に1回	長期避難時に必要に応じて支給。	家電寿命
	鍋	3～5年に1回		コーティング劣化
	フライパン	1～2年に1回		劣化が早い
	包丁	5～10年に1回		研ぎながら使用
	ガス器具	5～10年に1回		安全上の推奨
	茶碗	0～1回		破損時のみ
	皿	0～1回		同上
	箸	年1～2膳		劣化しやすい
光熱材料	マッチ	ほぼ使用しない	避難当初に支給。その後は消耗・劣化に応じて支給。	現代では稀
	使い捨てライター	年1～2本		喫煙者は増える
	プロパンガス	毎月		使用量に応じて補充
	固形燃料	必要時のみ		キャンプ等で使用
季節用品	電気ストーブ	5～7年	季節に応じて避難当初に支給。及び季節に応じて交換。	電熱線劣化・安全装置の故障リスク
	電子ストーブ	5～7年		カーボン管・ハロゲン管の寿命
	セラミックヒーター	5～10年		モーター・温度センサー劣化
	電気カーペット	5～8年		内部断線・温度制御装置の劣化
	扇風機	5～10年		モーター寿命・火災リスク
	高齢者用の消耗品	紙おむつ		1日に2～6枚
尿取りパッド		1日に2～6枚	使用量は失禁の程度・活動量・寝たきりかどうかで大きく変わる	
ストーマパウチ		1日に1～2枚	ストーマの種類（消化管か尿路か）や排泄量によって異なる	
ストーマ面板		1日に0.3～0.5枚（2～3日に1回）	ストーマの種類（消化管か尿路か）や排泄量によって異なる	
おしり拭き		1日に0.15～0.3パック	使用量は失禁の程度・活動量・寝たきりかどうかで大きく変わる	
使い捨て手袋		1日に6～12枚	使用頻度による	

## ○受領確認に関する検討

◎：最適  
○：許容範囲  
△：課題あり

水や食料、高齢者の消耗品など生命に直結する物資について、確実に提供されているかの受領確認について下記の通り検討

検討項目	1. 紙での受け取りの際にサイン（アナログ）	2. デジタルスタンプでの受け取り確認（半デジタル）	3. チャット等での受け取りステータス変更（受取者作業）
目的	確実な手渡しと法的証拠の残存	迅速な記録と在庫管理	受け取り者自身による状況報告と安否確認
確実性 （提供漏れの防止）	非常に高い。 当事者（提供者・受領者）の二重の行為（サイン）が必要なため、漏れや誤配の可能性が極めて低い。	高い。 特定の端末での作業が必要なため、なりすましや誤操作のリスクは低い。	低い。 受け取り者側の作業負荷や通信状況に依存し、作業忘れや誤操作が起きやすい。
運用負荷	非常に高い。 手書き、回収、避難所本部での集計・デジタル化（OCRなど）の手間が大きい。	中程度。 スタンプ用端末の準備とバッテリー管理が必要。データ集計は自動で迅速。	低い。 既存のスマホ・通信インフラを利用すれば、運営側の作業はステータス監視のみ。
初期対応力	非常に高い。 停電、通信障害、システムダウンなど、あらゆる状況下で運用可能。	低い。 スタンプ用端末（スマホ、タブレット）の電源と充電環境、最低限のローカルネットワークが必要。	非常に低い。 避難住民全員がスマホを持ち、インターネット接続（Wi-Fi/4G/5G）が安定していることが前提。
要配慮者への配慮	中程度。 高齢者や障害者など、サインが困難な場合は拇印や代筆（支援者による）が必要となる。	非常に高い。 非接触型のデジタルスタンプ（ICタグやQRコード）は、身体的な負担が少なく迅速。	最低。 デジタル操作に不慣れな高齢者、未成年、日本語不慣れな外国人には事実上不可能。
在庫／ニーズ把握	遅延する。 集計・入力が完了するまでタイムラグが発生する。	迅速。 リアルタイムにデータ集計・連携が可能（物資管理システムとの連携が前提）。	迅速。 ステータスが変更された時点で、本部で状況を把握できる。
推奨される利用シーン	初期段階、電力・通信障害時、特別食や医薬品など法的根拠が必要な重要物資の提供。	中期・安定期。物資配布時の行列解消と効率化、正確な在庫管理が求められる場面。	避難住民の安否確認や個別要望の収集など、物資提供「以外」の双方向コミュニケーション。

◎：最適  
 ○：許容範囲  
 △：不向き

○要配慮者等への提供方法の検討

区分	提供方法	メリット	デメリット	最適性の評価
高齢者・身体障害者 (移動困難者)	1. 個別配送方式	移動負担ゼロ。身体状況の確認や安否確認を兼ねられる。	支援者（人手）と時間が最も必要。	◎
	2. 優先レーン方式	集中配給所まで来られれば待ち時間が短い。	移動そのものが困難な場合、利用不可能。	△
	3. 事前登録・定時配給方式	必要な介護用品を計画的に受け取れる。	受け取り場所までの移動が必要。	○
乳幼児・妊産婦 (特定物資/衛生配慮)	1. 個別配送方式	赤ちゃん連れの移動負担が減る。	物資の種類（ミルク、おむつサイズ）の誤配リスク。	○
	2. 優先レーン方式	移動は伴うが、迅速に受け取り可能。	妊婦や乳幼児連れの長時間待機はリスクが高い。	△
	3. 事前登録・定時配給方式	粉ミルクやおむつなど、衛生管理された特定物資を計画的に確保しやすい。	初期登録の手間がある。	◎
子どもがいる世帯 (学用品・精神的配慮)	1. 個別配送方式	子どもの精神状態を確認し、学用品を配布できる。	家庭ごとの学用品ニーズ把握が煩雑。	○
	2. 優先レーン方式	親がまとめて受け取りやすく、効率的。	子どものストレスケアや個別ニーズ把握には不向き。	△
	3. 事前登録・定時配給方式	授業再開に必要な教材（教科書、ノート）を計画的に提供できる。	最も効果的。学年ごとの物資ニーズを把握しやすい。	◎

## **(エ) 避難住民の健康管理に関する検討**

## 1. 避難先連絡所の健康相談窓口及びホテル等への巡回等に係る人員の確保方法

### ○健康相談等の活動を行う看護師等の確保

※看護職等：保健師、助産師、看護師、准看護師等

- ・健康相談に従事する看護職確保調整を看護協会へ委託する。
- ・看護師が確保されるまでの間、長崎県版「被災地（県外）応援派遣調整に係る手順書（保健師等チーム）」に準じ、保健師等チームを確保する。

## 2. 看護職の配置及び派遣チームの編成要領

### ○看護職等の配置方針

- ・竹富町役場と、名簿や健康状態等の避難住民情報を共有し、二次的な健康被害の発生を防ぐため、優先課題と対応策を検討し、看護職等の配置方針や必要な派遣チームの編成方針を決定する。
- ・原則、各避難先連絡所に看護職等を配置し、避難住民の体調変化に適切に対応できる体制を整える。

### ○巡回体制の確保

- ・特に避難当初の1週間は体調の変化が生じやすいと考えられるため、看護職等による定期的な巡回を実施。（2～3名の看護職で5チーム程度で構成し、各ホテルを巡回）

## 3. 健康状態が悪化した避難住民への対応

### ○移動中（JR・バス等）の体調不調者への対応

- ・乗務員（避難元職員等）が体調不良者を確認次第、速やかに安全な場所に停車。
- ・水分補給や体温調節を行い、緊急を要する場合は救急要請（119）を行い、避難先連絡所、県対策本部等へ情報共有。

### ○避難先連絡所等における対応

- ・必要時に医療機関を受診できる環境を整えるため、各避難先連絡所に健康相談窓口を設置し、看護職を配置する

とともに、医師会等を通じて周辺の医療機関に協力を依頼する。

- ・診療時間帯での早期受診を促すため、避難施設において周辺の医療機関（病院・診療所・薬局）を周知するとともに、休日夜間の体調不良時の対応のため、休日夜間の医療体制や#8000、#7119を周知する。
- ・避難先連絡所の健康相談窓口を周知し、医療受診に迷う場合等の相談に応じる。緊急を要する場合は、救急要請（119）を行う。

### 3. 要配慮者の受入れ調整に関する検討

# 検討を進める上での前提的な事項

## 1 検討の目的

要配慮者の受入に係る必要な手順や方法などのプロセス及び準備事項や役割分担の整理等について、九州・山口各県、沖縄県、内閣官房を始めとした関係省庁等が連携の上、九州・山口各県において検討を進めていき、検討の成果を作成しつつ、検討の過程において抽出された論点や課題を共有し、対応策について検討を行うとともに、本検討を通じて、避難住民を受け入れるに当たっての実効性を高める。

## 2 検討における前提事項

九州・山口各県は、平時と同様の経済活動が維持されており、医療・福祉の提供体制についても平時と同様の体制が維持されていると想定する。自然災害では、発災直後に建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し救出救助活動が開始され、救出された傷病者に対して医療の提供を行うが、国民保護における本検討の想定は、武力攻撃予測事態下において住民が避難を行うものであり、武力攻撃災害による傷病者は発生しない。

沖縄県先島5市町村から九州・山口各県への避難に要する期間は6日程度とする。

## 3 検討対象期間

本検討の対象期間は避難当初の約1か月間とする。

## 4 沖縄県先島5市町村と九州・山口各県の組み合わせ

避難元市町村と避難先(受入)県の設定案(「宮古島市⇒福岡県・熊本県・宮崎県・鹿児島県」、「多良間村⇒熊本県」、「石垣市⇒山口県・福岡県・大分県」、「竹富町⇒長崎県」、「与那国町⇒佐賀県」)は考慮しないものとする。

## 5 避難側での検討を踏まえた整理

要配慮者に関する検討は避難側が先行していることから、避難側における検討内容を受入側に反映しつつ、避難側との連携を考慮の上、医療従事者や福祉・介護関係者等と協議を行いつつ、検討を進めていく。

# モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

避難住民の受入れに係る初期的な計画(令和6年度における検討)で設定した市町村をベースに、要配慮者の受入れ調整に関する検討(モデル検討)の対象とする受入れ地域を次のとおり選定する。

【 モデル検討対象地域(市町村) 】

長崎県長崎市

No.1

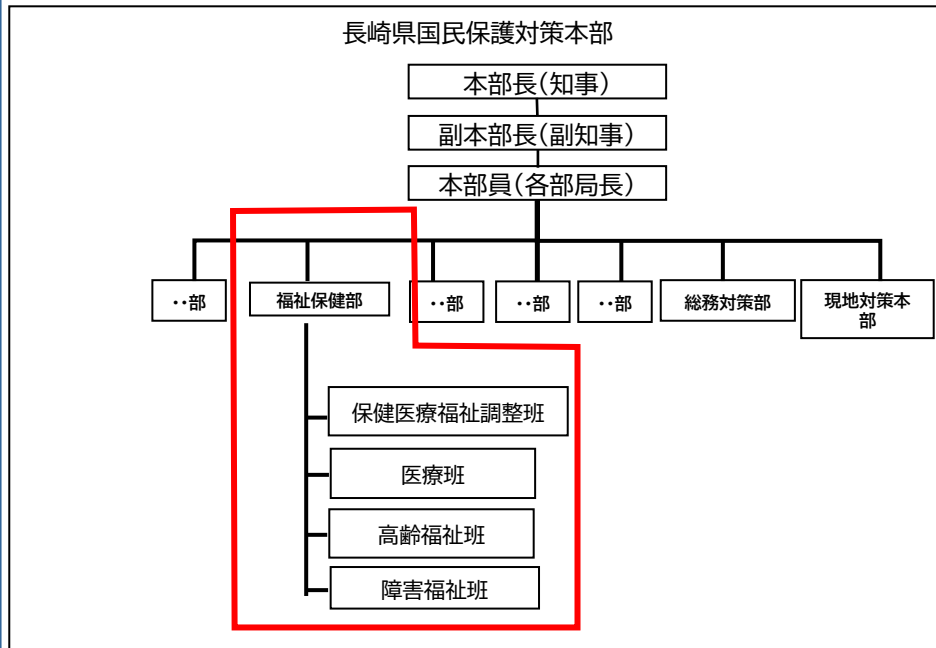
要配慮者の受入体制と保健医療福祉活動に関する連携

# No.1-1 長崎県の要配慮者の受入れ調整に関する体制について

## (1)長崎県国民保護対策本部内の保健医療福祉調整活動に係る体制(県庁内関係部局の役割)

長崎県国民保護対策本部の下に、医療・保健・福祉支援の司令塔である保健医療福祉調整活動に係る体制を下図のとおり構築し、関係機関との連携、情報収集・分析、保健医療福祉活動チームの派遣調整等を一体的に実施する。

■ 長崎県庁内の体制図



■ 担当部局(福祉保健部)の役割

班名	担当課室	主な事務分掌(役割)
保健医療福祉調整班	福祉保健課 地域保健推進課 部内関係課室から 動員配置(特に、医 療政策課・薬務行 政室・長寿社会課: 障害福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者に対する福祉避難所に関すること</li> <li>・要配慮者避難住民等の情報の整理・分析及び部内の総合調整に関すること</li> <li>・救援物資に関すること</li> <li>・搬送調整に関すること</li> <li>・医療系及び、保健・福祉系活動チームの派遣調整に関すること</li> <li>・避難先等での保健医療福祉活動に関する情報連携に関すること</li> <li>・避難住民の健康支援活動の総合調整(要配慮者の搬送調整含む)</li> </ul>
医療班	医療政策課 医療人材対策室 薬務行政室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入可能医療機関の確保</li> <li>・医療機器、医薬品、医療資材の確保</li> <li>・ドクターヘリに関すること</li> <li>・受入機関への支援</li> </ul>
高齢福祉班	長寿社会課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入可能高齢者施設等の確保</li> <li>・受入施設への支援</li> </ul>
障害福祉班	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入可能障害者福祉施設の確保</li> <li>・受入施設への支援</li> </ul>

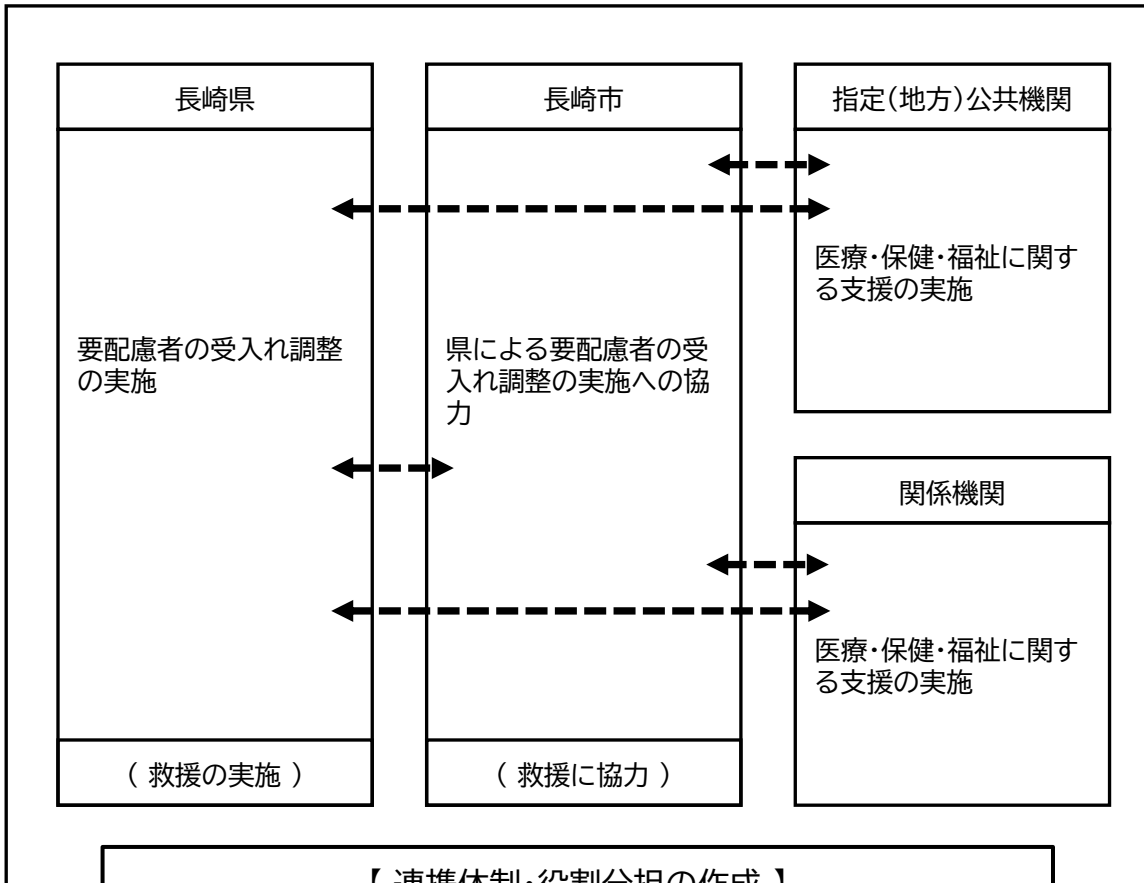
【 県庁内体制図・役割分担の作成 】

※県で定める国民保護計画、自然災害時の保健医療福祉調整活動の体制を参考とする

## (2)長崎県、長崎市、指定(地方)公共機関等、関係機関の役割・連携

関係機関における役割を整理の上、要配慮者の受入れ調整に係る一元的な連携体制を構築する。

### ■ 長崎県、長崎市、指定(地方)公共機関、関係機関の連携体制



#### 【連携体制・役割分担の作成】

※県で定める国民保護計画、自然災害時の保健医療福祉調整活動の体制を参考とする

### ■ 市の役割

班名	担当課室	役割
本部総括班	防災危機管理室	全体運営、国民保護措置に係る全体調整等
福祉総務班	福祉総務課ほか	福祉避難所の開設に係る連絡調整等
保健総務班	地域保健課ほか	医療機関との連絡調整等

市国民保護計画を参考に作成

### ■ 指定(地方)公共機関・関係機関の役割

機関名	役割
日本赤十字社	医療救護(救護班の派遣、救護所の開設、巡回診療等)等
医師会	医療救護活動への支援(医師の参集等)等
看護協会	医療救護活動への支援(看護職員の参集等)等

## (3) 受入施設への要配慮者の受入れ調整に係る指揮系統と調整フロー

要配慮者の受入れ調整に際して、それぞれのセクションにおける指示や報告の流れを明確にし、意思決定の迅速化と一貫性を確保するため、次のとおり指揮系統を整えた上で、受入れの調整フローを整理した。

### 【調整フロー】

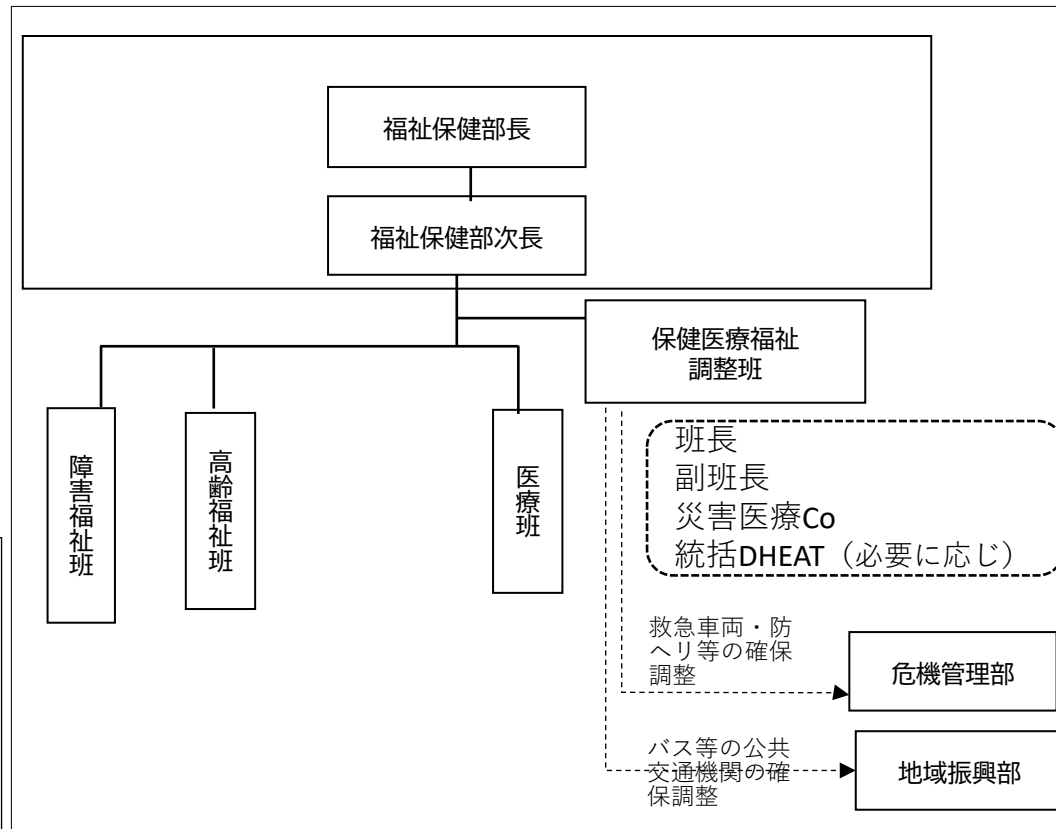
#### ■ 社会福祉施設等の場合

- 1 入所調整を行うために必要となる要配慮者の情報を避難元から県が入手。(保健医療福祉調整班)
- 2 避難元から提供を受けた要配慮者の情報を基に県が市及び関係機関と調整を開始。(保健医療福祉調整班)
- 3 社会福祉施設等の空き状況を県が把握。(高齢福祉班・障害福祉班)
- 4 受入れ可能な社会福祉施設等への要配慮者の振分けを県が実施。(保健医療福祉調整班)
- 5 搬送計画作成(保健医療福祉調整班)
- 6 搬送帯同に必要な人員調整(保健医療福祉調整班)
- 7 搬送に必要な医療機器・医療資材・医薬品の確保(医療班)
- 8 搬送手段の確保(保健医療福祉調整班・危機管理部・地域振興部)
- 9 搬送の実働調整と管理(保健医療福祉調整班)

#### ■ 医療機関の場合

- 1 入院調整を行うために必要となる要配慮者の情報を避難元から県が入手。(保健医療福祉調整班)
- 2 避難元から提供を受けた要配慮者の情報を基に県が市や関係機関と調整を開始。(保健医療福祉調整班)
- 3 医療機関の空き状況を県が把握。(医療班)
- 4 受入れ可能な医療機関への要配慮者の振分けを県が実施。(保健医療福祉調整班)
- 5 搬送計画作成(保健医療福祉調整班)
- 6 搬送帯同に必要な人員調整(保健医療福祉調整班)
- 7 搬送に必要な医療機器・医療資材・医薬品の確保(医療班)
- 8 搬送手段の確保(保健医療福祉調整班・危機管理部・地域振興部)
- 9 搬送の実働調整と管理(保健医療福祉調整班)

### ■ 要配慮者の受入れ調整に係る指揮系統



### 【指揮系統の作成】

※県で定める国民保護計画、自然災害時の保健医療福祉調整活動の体制を参考とする

# No.1-2 要配慮者の受入れ調整にあたり最低限必要となる情報及び連携方法について

## (1)搬送手段や受入施設の決定のために最低限必要となる情報の整理

要配慮者の区分を基に、要配慮者の搬送手段や受入施設を決定する際に最低限必要となる情報について、基礎的な情報、医療や介護に関し、次のとおり整理した。

区分		基礎的な情報	医療や介護に関する情報(一例)
在宅要配慮者	高齢者・要介護者	氏名 年齢 性別 生年月日 住所 緊急連絡先	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療情報(主な疾患、服薬情報(お薬手帳)医療的ケアの有無(例:吸引、経管栄養、人工呼吸器など))</li> <li>介護・生活支援情報(日常の介護内容(食事、排泄、移動、入浴等)等)</li> </ul>
	身体障害者		<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳の等級・障害種別(肢体不自由、視覚障害、聴覚障害など)</li> <li>医療・健康情報(主な疾患・障害の内容と日常生活への影響、医療的ケアの有無(例:人工呼吸器、吸引、経管栄養、導尿など)、使用中の医療機器と電源の必要性、服薬情報(お薬手帳))等</li> </ul>
	知的障害者		<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳の等級・障害種別(知的障害)</li> <li>医療・健康情報(主な診断名(例:軽度～重度)、服薬情報(お薬手帳)、医療的ケアの有無(例:吸引、経管栄養など)等)</li> </ul>
	精神障害者		<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳の等級・障害種別(統合失調症、うつ病、双極性障害など)</li> <li>医療・健康情報(主な診断名と症状の特徴(例:幻聴、妄想、不安、パニックなど)、服薬情報(お薬手帳)等)</li> </ul>
	外来人工透析		<ul style="list-style-type: none"> <li>医療情報(透析の種類(血液透析/腹膜透析)、かかりつけ施設名・連絡先、透析スケジュール(曜日・時間帯)、透析条件(透析時間、除水量、穿刺部位など)、服薬情報(お薬手帳)等)</li> </ul>
	在宅酸素患者		<ul style="list-style-type: none"> <li>医療情報(診断名(例:COPD、肺高血圧症、慢性心不全など)、酸素機器の種類(酸素濃縮器/ボンベ)等)</li> </ul>
	在宅人工呼吸器患者		<ul style="list-style-type: none"> <li>医療情報(診断名、使用している人工呼吸器の種類、呼吸器の設定条件、吸引器の使用状況と種類(電動/手動))等)</li> </ul>
	妊産婦		<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠週数・出産予定</li> <li>医療情報(妊娠中の合併症の有無、服薬情報(お薬手帳)、分娩に関する医師の指示書、帝王切開歴・多胎妊娠・早産傾向などのリスク情報)等)</li> </ul>
社会福祉施設等	高齢者施設入所者		<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護認定の有無と介護度</li> <li>医療・健康情報(主な疾患(例:認知症、心疾患、糖尿病、褥瘡など)医療的ケアの有無、服薬情報(お薬手帳)等)</li> </ul>
	障害者施設入所者		<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳の有無・等級・障害種別(身体・知的・精神)</li> <li>医療・健康情報(主な診断名と症状、医療的ケアの有無、服薬情報(お薬手帳))</li> <li>行動・コミュニケーション特性(コミュニケーション手段(言語、絵カード、ジェスチャーなど)、パニック時の対応方法(安心できる言葉、環境、支援者)、行動特性(徘徊、興奮、拒否など))等</li> </ul>
医療機関	入院患者		<ul style="list-style-type: none"> <li>医療情報(主な診断名と治療内容、医療的ケアの有無、服薬情報(お薬手帳)、感染症の有無(隔離の必要性))</li> </ul>

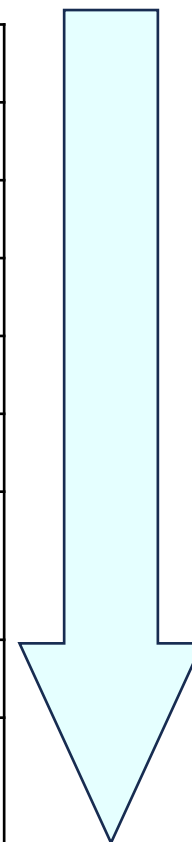
## (1)搬送手段・受入施設の決定フロー

沖縄県から連携された要配慮者に関する情報、受入市町村に所在する受入施設及び要配慮者を搬送するにあたり使用可能なアセットを考慮した上で、要配慮者の分類等に応じた搬送手段と受入施設の決定フローについて、次のとおり検討を行った。

### ■ 要配慮者の受入れに係る搬送手段・受入施設の決定フロー

※先島5市町村からの島外避難の段階で既に受入施設の種別は決まっており、基本的に、在宅の方はホテル旅館もしくは社会福祉施設等、社会福祉施設等に入所の方は同種の社会福祉施設等、医療機関に入院されている方は同等の医療の提供を受けることが可能な医療機関に搬送すると想定した上での決定フロー

受入れ施設全般状況	・ 受入施設の機能を考慮の上、空き状況を確認
輸送手段状況	・ 利用可能な車両等のアセットの確認
対象者情報	・ 避難元から連携された要配慮者に関する情報を基に対象者の状態を把握
対象者の評価	・ ADL、介護認定、障害等級、疾病情報等の評価を実施
医療的ケア引継ぎ	・ 呼吸管理、経管栄養、吸引等の医療的ケアの継続有無の確認(シート、システム)
付添い同行者状況	・ 医療従事者や介助者、家族等の付添い同行者の確認
受入れ施設選定	・ 個々の要配慮者の状態等を総合的に勘案して、ホテル旅館or社会福祉施設等or医療機関の選定を実施
輸送要領検討	・ 搬送先の受入施設までの輸送手段、搬送距離、搬送経路の確認
受入要領の決定	・ 受入空港、受入港でのメディカルチェックを踏まえ、適切な受入施設・搬送手段の決定



## No.2

要配慮者の受入施設の把握方法・  
搬送手段の把握方法、洗い出し

### (1)長崎県内に所在する社会福祉施設等の把握

沖縄県国民保護訓練において整理を行った、要配慮者の各区分における「行政の支援を要する者」のうち、社会福祉施設等に入所の方については、以下の種別の施設に入所されていることから、同種施設の空き状況の把握方法について、検討を行った。

#### 【先島5市町村からの要配慮者が入所していた社会福祉施設等の種別】

##### 【高齢者施設】

- ・養護老人ホーム
- ・特別養護老人ホーム  
(地域密着型含む)
- ・介護老人保健施設
- ・軽費老人ホーム
- ・老人短期入所施設  
(生活介護)
- ・認知症対応型共同生活  
介護事業所(GH)

##### 【障害者施設】

- ・障害者支援施設(施設入所支援)
- ・障害者支援施設(短期入所)
- ・グループホーム(共同生活援助)

#### ■ 社会福祉施設等の空き状況の把握方法について

- ・庁内担当部局が保有する社会福祉施設等のリストを基に空き状況を確認
- ・関係団体(市町、県老人福祉施設協議会、社会福祉協議会等)を通じて、受け入れ可能な施設と調整を実施

### (1)要配慮者の搬送手段の検討に係る官民アセットの把握方法

#### 【陸上アセット】

要配慮者の搬送手段の検討に当たり、どのような搬送手段が想定されるのか、自治体や関係機関等が保有する陸上搬送の候補になり得る長崎県内のアセットについて、次のとおり把握方法について検討を行った。

#### ■ 陸上搬送に使用することが想定されるアセットの把握方法について

受入施設への振り分けと同時に福祉車両の手配を実施。車両が不足する場合は、国を含めた広域的な調整が必要

#### ○消防機関等が保有する救急車等のアセット

- ・庁内担当部局が保有する情報を基に車両数を確認
- ・消防本部・消防署と連携し、稼働可能台数等を整理

#### ○福祉車両等のアセット

- ・運送事業者以外が対応することは難しいため、福祉車両を保有する事業者へ個別に稼働可能台数等を確認する必要がある

### (1)要配慮者の搬送手段の検討に係る官民アセットの把握方法

【陸上アセット】

運送事業者が要配慮者の搬送に対応することが適当であり、福祉車両に関する情報について、以下のとおり整理していく。

#### ■ 運送事業者が保有する福祉車両の把握について

- ・福祉車両を保有する運送事業者を把握し、必要となる台数を確保できるようリストアップ
- ・関係団体等が保有する福祉車両の活用については、国民保護法下で、道路運送法等の面から、要配慮者の搬送に使用できるとの国レベルでの整理が必要

(2)要配慮者の搬送手段の検討に係る官民アセット情報の整理

【航空アセット】

要配慮者の搬送手段の検討に当たり、どのような搬送手段が想定されるのか、自治体や関係機関等が保有する航空搬送の候補になり得る長崎県内のアセットを次のとおり取りまとめた。

区分		ドクターヘリ	警察ヘリ	防災ヘリ
運用主体/保有法人		長崎県/学校法人ヒラタ学園	長崎県警察	長崎県
機種名		BK117D-3	Bell429 (JA03NP/さいかい)	AS365N3(JA119Z/ながさき)
出動要請窓口		国立病院機構長崎医療センター	長崎県警察航空隊	長崎県防災航空隊
保有台数		1機	1機	1機
航続距離		無給油で500km以上	370km	923km ※操縦士2名・隊員4名搭乗での最大航続距離
巡航速度		約230km	185km	250km ※操縦士2名・隊員4名搭乗での最大巡航速度
夜間・悪天候時の飛行		不可	不可	不可
運用可能な時間帯		午前8時半～日没	日の出～日没	日の出～日没後30分以内に大村湾昇降
定員		7名	8名(操縦士等含む)	14名 ※操縦士2名・隊員2名含む
搭乗可能人員	重担送	1名	—	1名
	担送	1名	—	1名
	護送	1名	—	2名(車椅子不可)
	独歩	1名	—	6名 ※機体重量及び機内自己確保数を勘案
医療従事者の同乗可否		可	—	可
ストレッチャーや医療機器の搭載可否		可	—	可
医療用電源の有無		有	—	有
重症患者の搬送可否		可	—	可

No.3

受入空港・受入港からの要配慮者の搬送と受入施設

## (1)要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

## (2)搬送時の付添い人員等の整理

沖縄県・先島5市町村から避難を行う要配慮者について、受入空港・受入港に到着後、長崎県の受入施設に搬送を行うに当たり、沖縄県国民保護訓練において検討されている要配慮者の分類と島外搬送手段等を基に、長崎県において、要配慮者の代表的な事例ごとの受入施設、搬送手段や搬送経路、搬送時の付添い等について次頁以降のスライドのとおり、パターン別のモデル検討を行った。

## 沖縄県国民保護訓練における検討との連携

沖縄県国民保護訓練において検討されている、要配慮者の分類や代表的な事例の設定について、その検討内容を長崎県において基礎的なものとして取扱うことで、検討上共通的な要素を活用することにより、沖縄県との連携を図る。

## 受入空港・受入港の設定

沖縄県国民保護訓練における検討内容を踏まえ、受入空港は福岡空港、鹿児島空港とし、また受入港は鹿児島港として設定する。

## 要配慮者の分類ごとの搬送先等

先島5市町村からの島外避難の段階で既に受入施設の種別は決まっており、基本的に、在宅の方はホテル旅館もしくは社会福祉施設等、社会福祉施設等に入所の方は同種社会福祉施設等、医療機関に入院されている方は同等の医療の提供を受けることが可能な医療機関に搬送する想定とする。また、受入施設がホテル旅館となる方は、避難先連絡所を経由するものとして整理を進める。

## ■受入空港・受入港からモデル検討対象地域内に所在する受入施設までの搬送等について

九州・山口各県の特定の地域に集中させるのではなく、分散して要配慮者を受入れる観点から、次のとおり設定した、受入空港・受入港からモデル検討対象地域内に所在する受入施設までの搬送等について検討を行う。

福岡空港・鹿児島港 → 長崎県長崎市

# 共通言語化分科会により再整理した要配慮者分類

○ 本分科会において、医療・介護・福祉等の視点から、自立歩行・座位移動の可否や医療行為・付添者の要否により下表のとおり要配慮者の分類を再整理

○ 要配慮者の分類毎に、具体的な状態及び望ましい搬送手段を検討

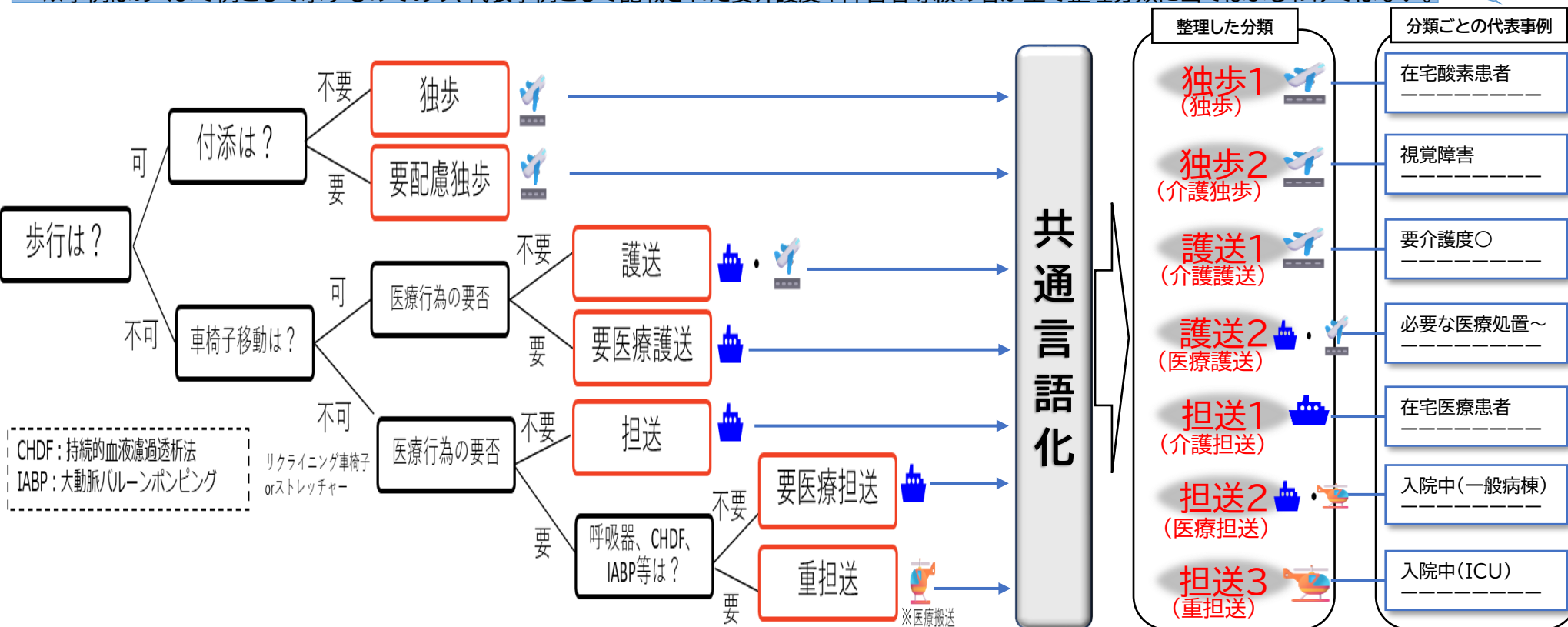
搬送区分/分類					状態		望ましい搬送手段	
可	付添	不要	独歩1 (独歩)		<ul style="list-style-type: none"> <li>誘導があれば一人で移動できる</li> <li>階段の昇降が一人でできる</li> <li>指示に従える</li> </ul>		航空機	
		必要	独歩2 (介護独歩)		<ul style="list-style-type: none"> <li>介護があれば歩行可能/見守りが必要</li> </ul>		航空機	
自立歩行	不可	可	医療行為 ※2	不要	護送1 (介護護送)		<ul style="list-style-type: none"> <li>座位可能で、航空機移動に耐えられる</li> <li>医療行為はないがなんらかの介護が必要</li> </ul>	航空機
				必要	護送2 (医療護送)		<ul style="list-style-type: none"> <li>座位可能で、航空機移動に耐えられる</li> <li>点滴や吸引、酸素投与など(医師)看護師の添乗が必要</li> </ul>	航空機 (船舶)
		不可	医療行為 ※2	不要	担送1 (介護担送)		<ul style="list-style-type: none"> <li>長時間座位不可を含む、担架搬送が必要なもの</li> <li>医師看護師の付き添いは必須ではないが、介護は必要</li> </ul>	船舶
				重症管理	不要	担送2 (医療担送)		<ul style="list-style-type: none"> <li>長時間座位不可を含む、担架搬送が必要なもの</li> <li>点滴や吸引、酸素投与の他、様々な医療機器装着され、病棟レベルの医療の継続が必要な者</li> <li>医師看護師の添乗が必要</li> </ul>
必要	担送3 (重担送)		<ul style="list-style-type: none"> <li>人工呼吸器が装着されているもの</li> <li>重篤疾患で個別搬送が必要なもの</li> <li>医師看護師チームの天井が必要</li> </ul>		個別搬送用 航空機			

※1 座位をとれるかではなく、航空機での移動に耐えられるか    ※2 点滴や吸引、酸素投与など病棟レベルの医療を想定

# 要配慮者7分類の共通言語化作業について

- 令和6年度訓練において、要配慮者の健康状態に応じて7つの分類を設定。
- 令和7年度は、再整理した分類ごとの代表事例(具体の症例等)を設定し、島内及び島外搬送手段に関する訓練想定を整理するとともに、九州・山口各県における要配慮者受入れ検討との連動を図る。

・各分類3例ずつ、要介護度や症例(基礎疾患等)を記載した代表事例を設定。  
 ・代表事例の設定にあたっては、先島地域に実際に居住、入所または入院する要配慮者の事例や、他県訓練事例等を参考に設定。  
 ※あくまで訓練・検討上の想定であり、先島地域に居住する特定の個人の情報を反映するものではない。  
 ※事例はあくまで例として示すものであり、代表事例として記載された要介護度や障害者等級の者が全て整理分類に当てはまるわけではない。



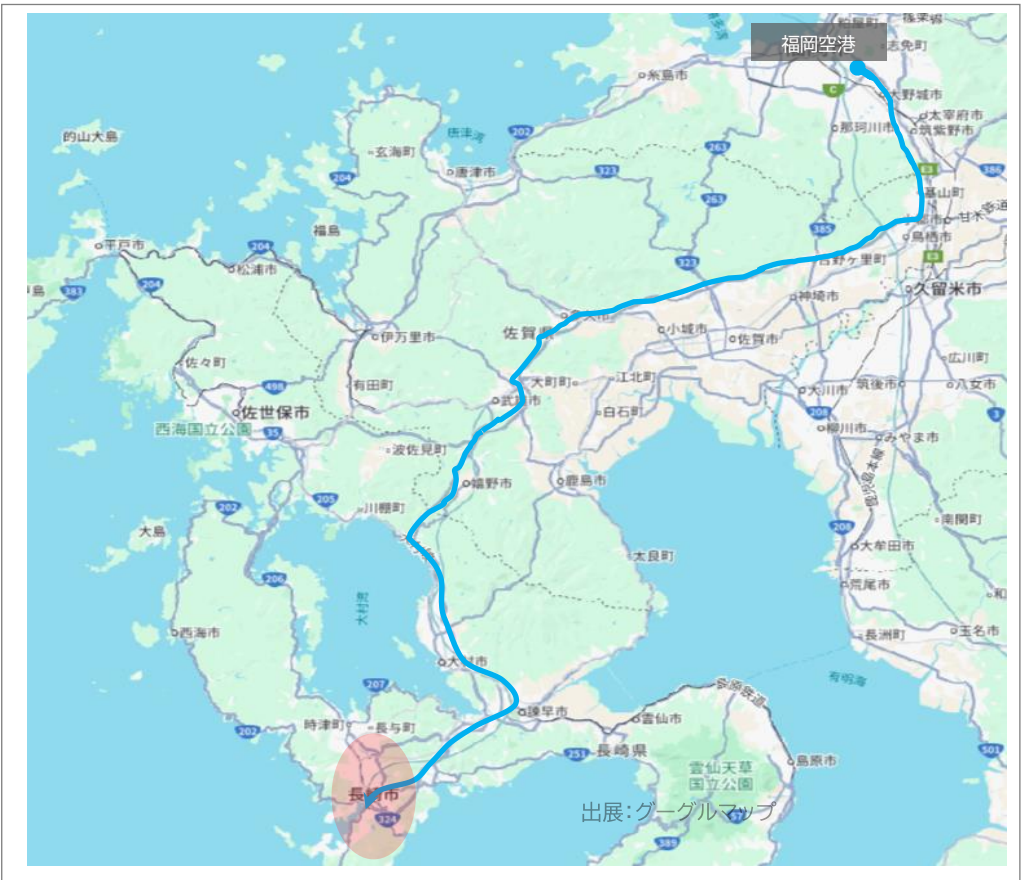
R6年度における検討

R7年度における検討

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～長崎市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 在宅酸素療法を受けているが、宿泊施設や在宅酸素療法をサポートする業者との調整を行いホテル旅館で受入れる。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から避難先連絡所まで貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテル旅館まで貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
	—	—	—	—	—	○

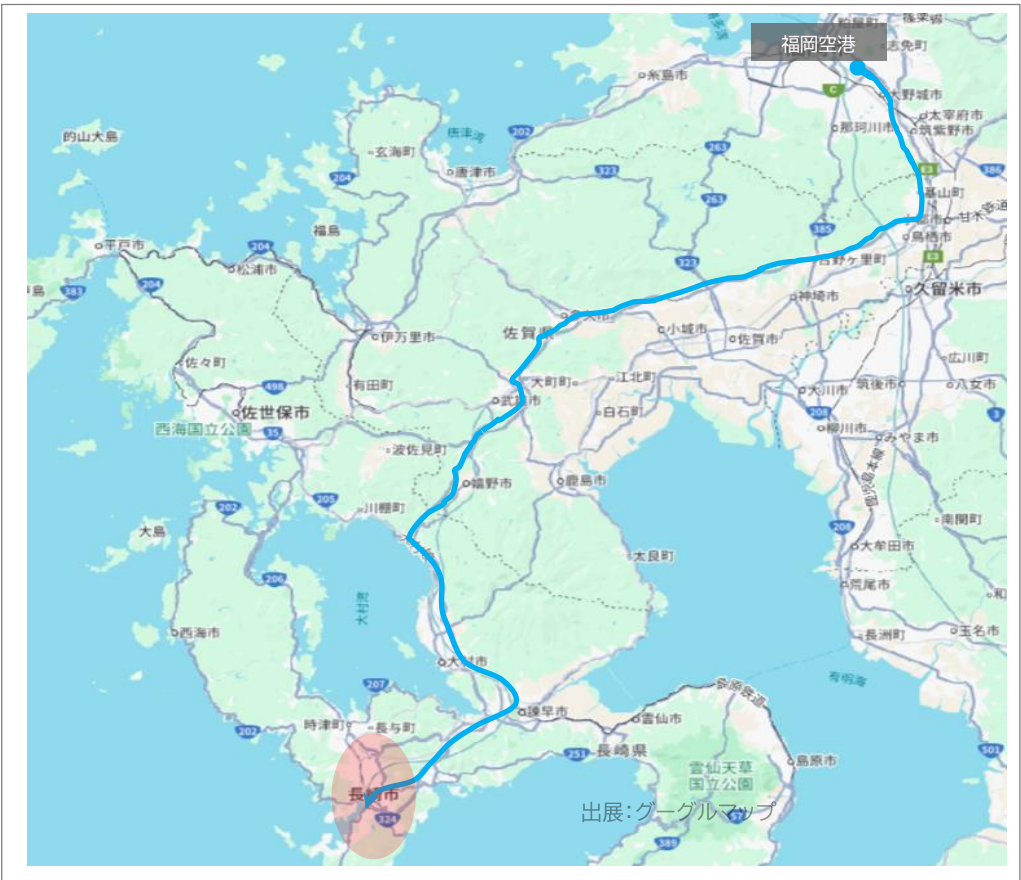
今度、医療関係者等との調整により内容は変わり得る

沖縄県整理情報	代表事例 (訓練・検討上の想定)	独歩1A	避難手段	必要な付添者
<p><b>【独歩1A】 ⇒ 50代男性、在宅酸素 (酸素ポンペ携行)</b>                      世帯状況：単独世帯。                      ADL：自立。長距離の階段や坂道の昇降困難。カニューレによる酸素投与。                      要介護認定：なし                      障害等級：身体障害 (呼吸器機能障害) 3級                      疾病情報：COPD (慢性閉塞性肺疾患)、キャリアーによる酸素ポンペ携行 (酸素流量2L/分)。</p>			航空機	付添い不要 ※必要な場合は同じ便に搭乗する行政職員または一般避難住民 (家族含む)

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～長崎市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル旅館で受け入れるが、妊娠されていることから付近に産科を標榜する医療機関があるホテル旅館を選定する。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から避難先連絡所まで貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテル旅館まで貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
	—	—	—	—	—	○

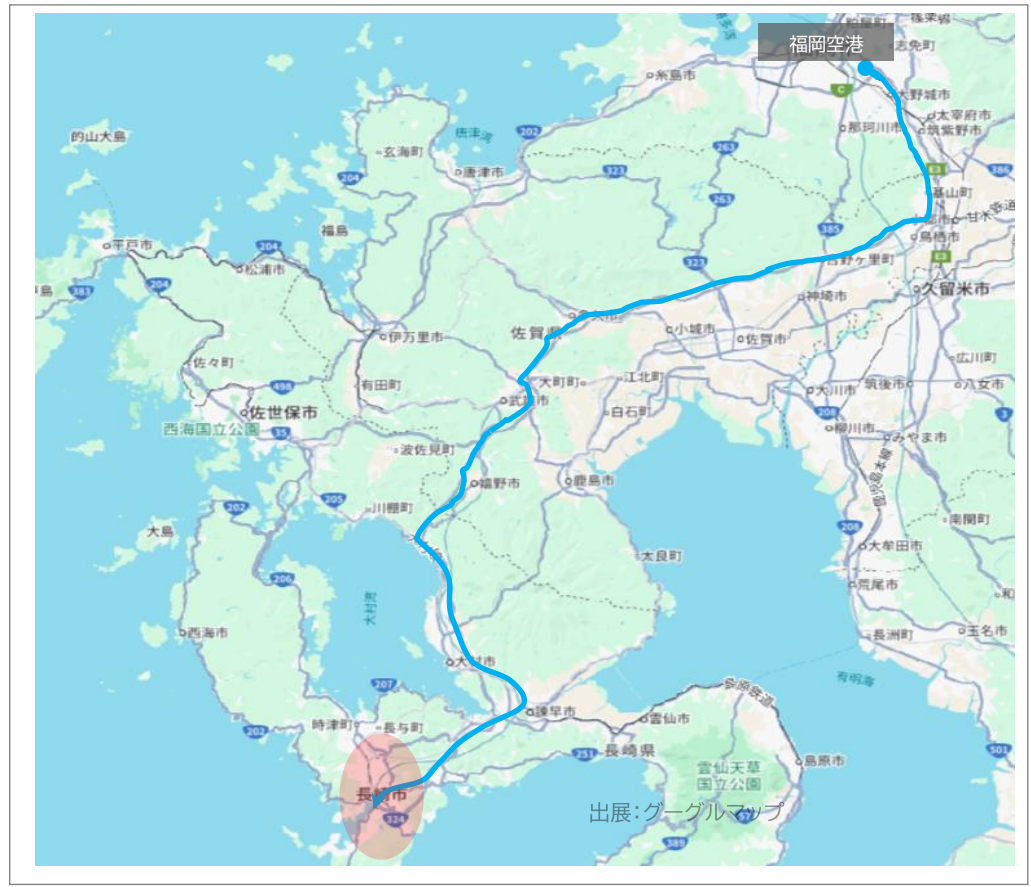
今度、医療関係者等との調整により内容は変わり得る

沖縄県整理情報	代表事例 (訓練・検討上の想定)	独歩1B	避難手段	必要な付添者
<p>【独歩1B】⇒20代女性、妊婦 (32週目・出産予定日2か月前) 世帯状況：配偶者 (20代、健常)、息子 (3歳、健常) と同居。 ADL：自立。激しい動作困難。 要介護認定：なし 障害等級：なし 疾病情報：なし</p>			航空機	<p>付添い不要 ※必要な場合は同じ便に搭乗する行政職員または一般避難住民 (家族含む)</p>

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～長崎市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル旅館で受け入れるが、透析により通院する必要があることから、付近に血液透析の治療を行うことができる医療機関があるホテル旅館を選定する。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から避難先連絡所まで貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテル旅館まで貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
	—	—	—	—	—	○

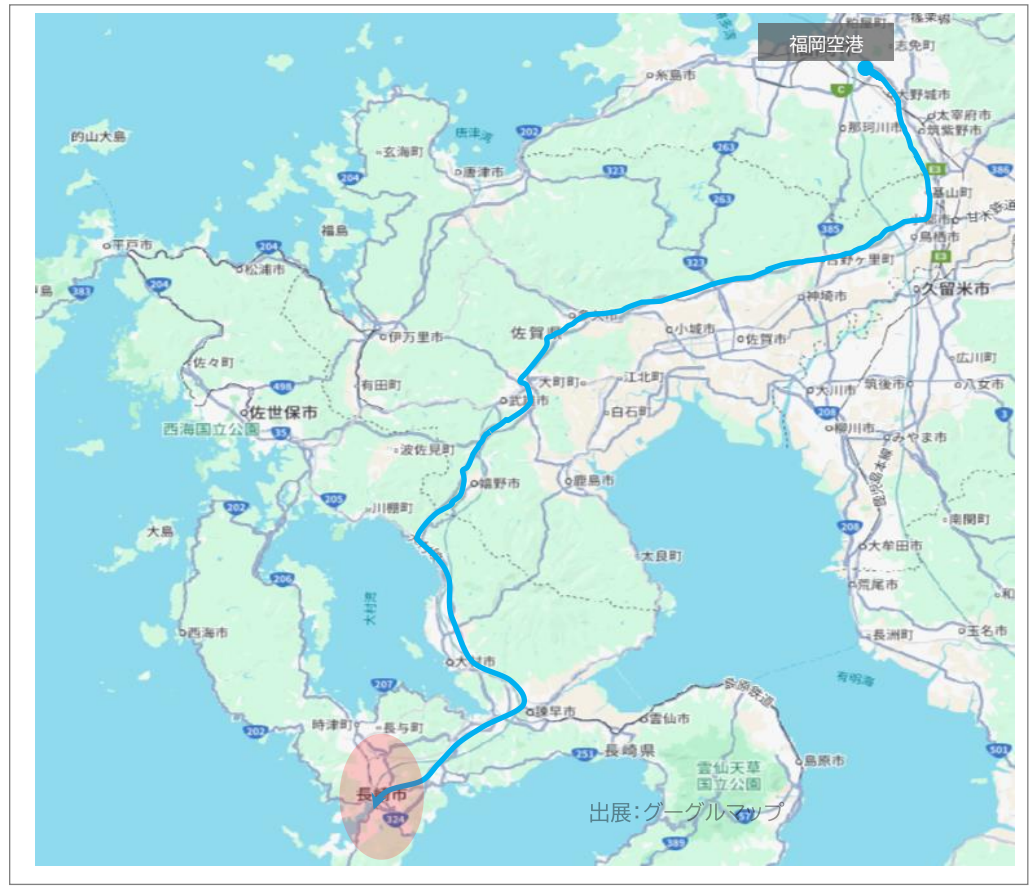
今度、医療関係者等との調整により内容は変わり得る

沖縄県整理情報	代表事例 (訓練・検討上の想定)	独歩1C	避難手段	必要な付添者
<p>【独歩1C】⇒40代女性、腹膜透析 世帯状況：両親(双方60代、健常)と同居。 ADL：自立。 要介護認定：なし 障害等級：身体障害2級(腎機能障害) 疾病情報：慢性腎臓病</p>			航空機	<p>付添い不要 ※必要な場合は同じ便に搭乗する行政職員または一般避難住民(家族含む)</p>

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～長崎市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル旅館で受け入れるが、急な陣痛や破水に備え病院へ向かう交通手段の確保について配慮する。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から避難先連絡所まで貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテル旅館まで貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M	E	介護士	介助者	家族
	-	-	-	-	-	-	○

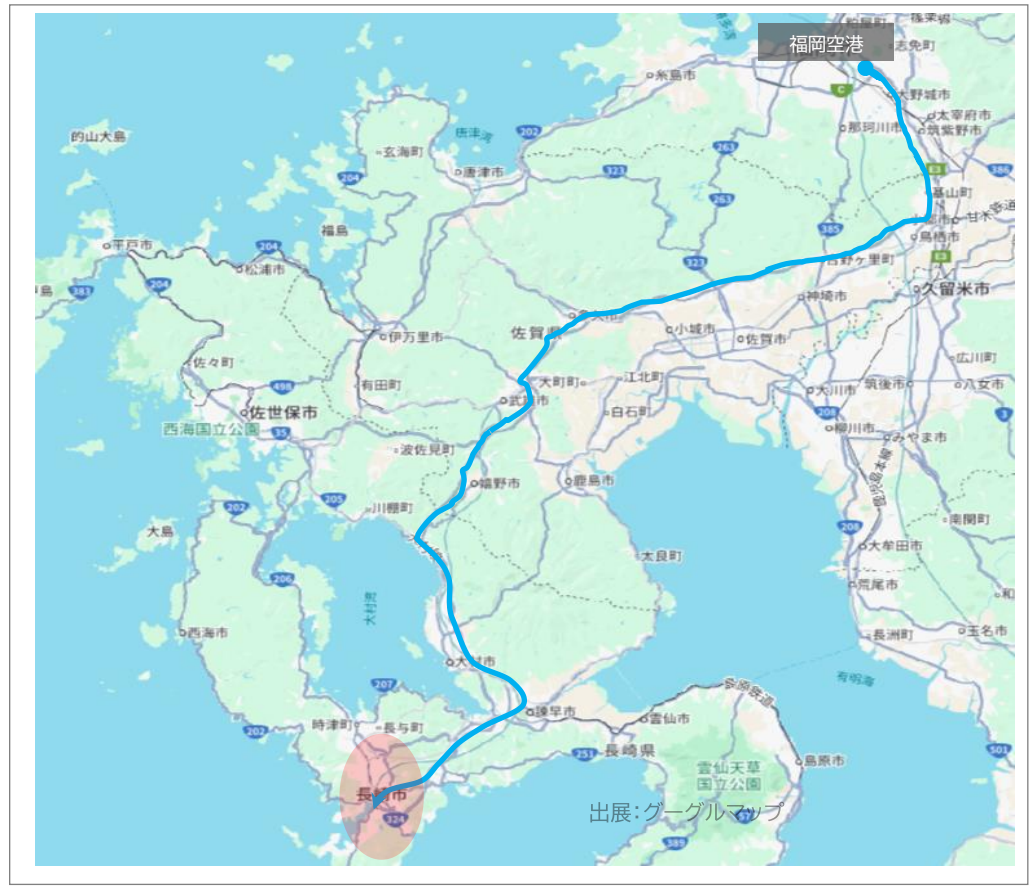
今度、医療関係者等との調整により内容は変わり得る

沖縄県整理情報	代表事例 (訓練・検討上の想定)	独歩2A	避難手段	必要な付添者
<p>【独歩2A】⇒30代女性、妊婦(37週目・出産予定日3週間前)</p> <p>世帯状況：配偶者(30代、健常)と同居。</p> <p>ADL：基本的に自立。激しい動作困難。</p> <p>要介護認定：なし</p> <p>障害等級：なし</p> <p>疾病情報：なし</p>			航空機	<p>同じ便に搭乗する行政職員 または一般避難住民(家族含む)</p>

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～長崎市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- 基本、ホテル旅館で受入れを想定(状況に応じて施設入所等を検討。生活環境の変化への適応が難しい場合は、施設入所を検討する。)

■ 【想定する経路】

- 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- 福岡空港から避難先連絡所まで貸切バス
- 避難先連絡所からホテル旅館まで貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
	—	—	—	—	—	○

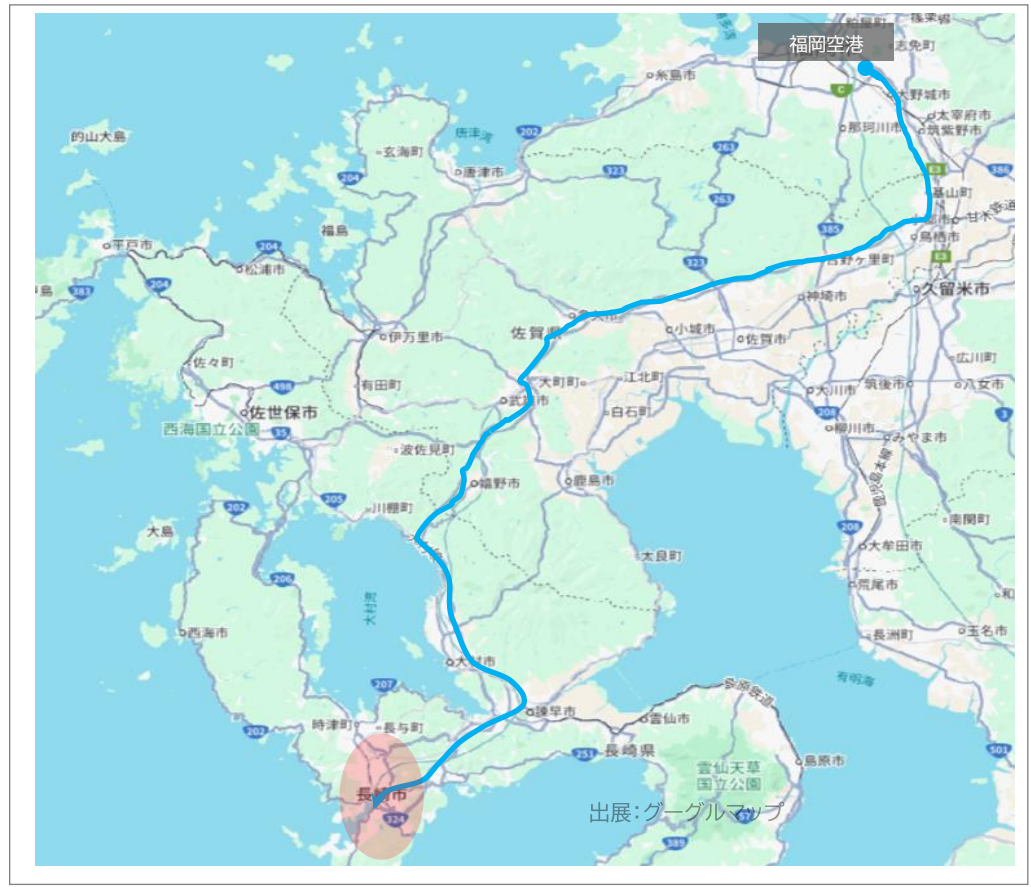
今度、医療関係者等との調整により内容は変わり得る

沖縄県整理情報	代表事例 (訓練・検討上の想定)	独歩2B	避難手段	必要な付添者
	<p>【独歩2B】⇒30代女性、統合失調症 世帯状況：両親(双方とも60代、健常)と同居。 ADL：自立。家族の付添があれば外出可能。 要介護認定：なし 障害等級：精神障害3級 疾病情報：統合失調症にて外来通院中。症状は安定している。</p>		航空機	同じ便に搭乗する行政職員 または一般避難住民(家族含む)

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～長崎市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 基本、ホテル旅館で受入れを想定(バリアフリー等の設備が整った施設等の配慮が必要)
- ・ ホテルは避難先連絡所とアクセスのよいところにする。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から避難先連絡所まで貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテル旅館まで貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
	—	—	—	—	—	○

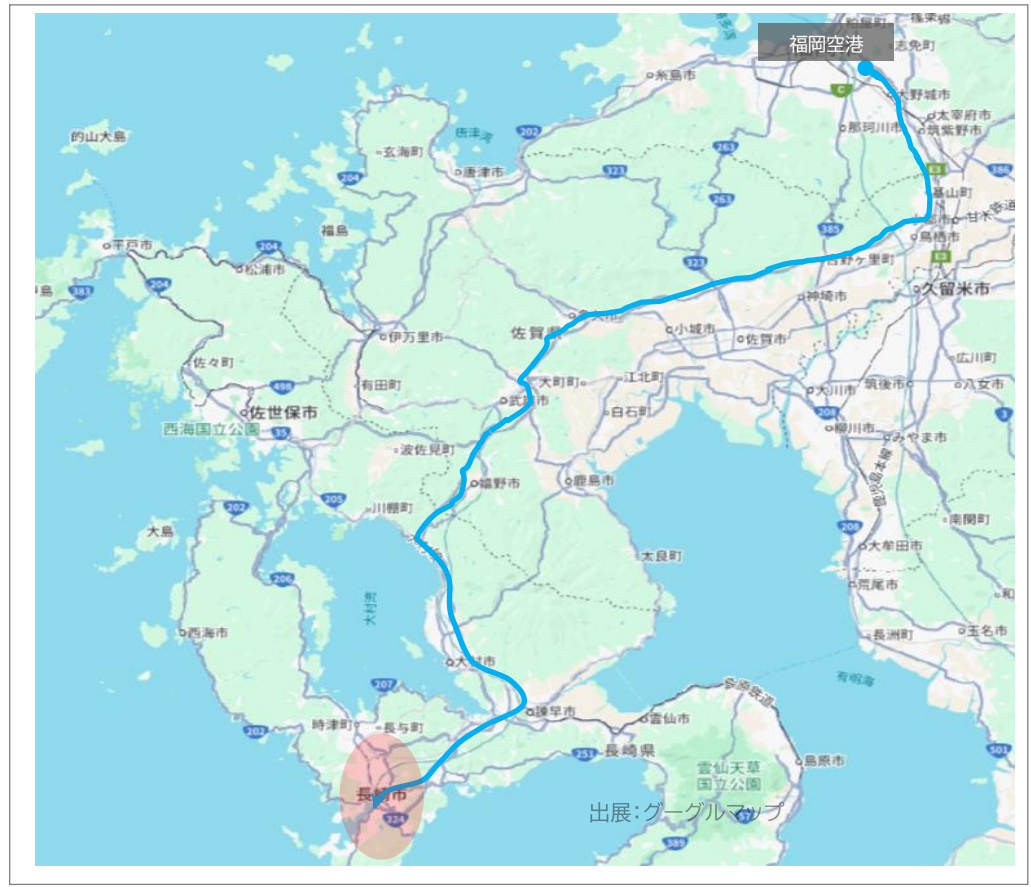
今度、医療関係者等との調整により内容は変わり得る

沖縄県整理情報	代表事例 (訓練・検討上の想定)	独歩2C	避難手段	必要な付添者
	<p>【独歩2C】⇒80代女性、要介護1、認知症、4点杖使用 世帯状況：息子(50代、健常)と同居。 ADL：概ね自立。長距離の階段・坂道の昇降困難。 要介護認定：要介護1(障害高齢者の日常生活自立度：A1、認知症高齢者の日常生活自立度：Ⅰ) 障害等級：なし 疾病情報：認知症(軽度)</p>		航空機	同じ便に搭乗する行政職員 または一般避難住民(家族含む)

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～長崎市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- 基本、ホテル旅館で受入れを想定(車いす利用のためバリアフリーの設備が整った施設・部屋等の配慮が必要)

■ 【想定する経路】

- 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- 福岡空港から避難先連絡所まで福祉車両
- 避難先連絡所からホテル旅館まで福祉車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
	-	-	-	-	○	-

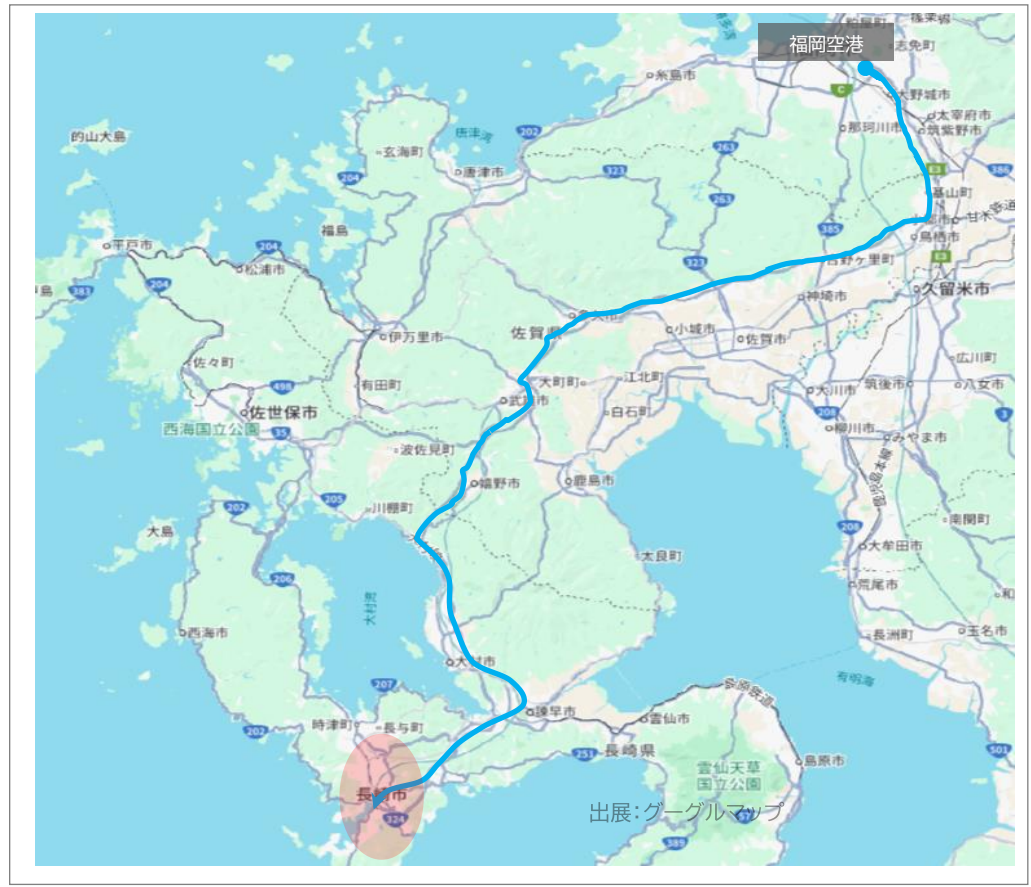
今度、医療関係者等との調整により内容は変わり得る

沖縄県整理情報	代表事例 (訓練・検討上の想定)	護送1A	避難手段	必要な付添者
<p>【護送1A】⇒30代女性、両下肢切断、車いす(電動・個人用)</p> <p>世帯状況: 独居。</p> <p>ADL: 歩行以外は基本的に自立。</p> <p>要介護認定: なし</p> <p>障害等級: 身体障害(肢体)1級</p> <p>疾病情報: 交通外傷による両下肢切断</p>			航空機	家族等または 福祉・介護従事者

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～長崎市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 避難前と同様、介護老人保健施設への入所を想定  
(術後のリハビリ等が必要)

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 介護老人保健施設

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から介護老人保健施設まで福祉車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
	—	—	—	—	○	○

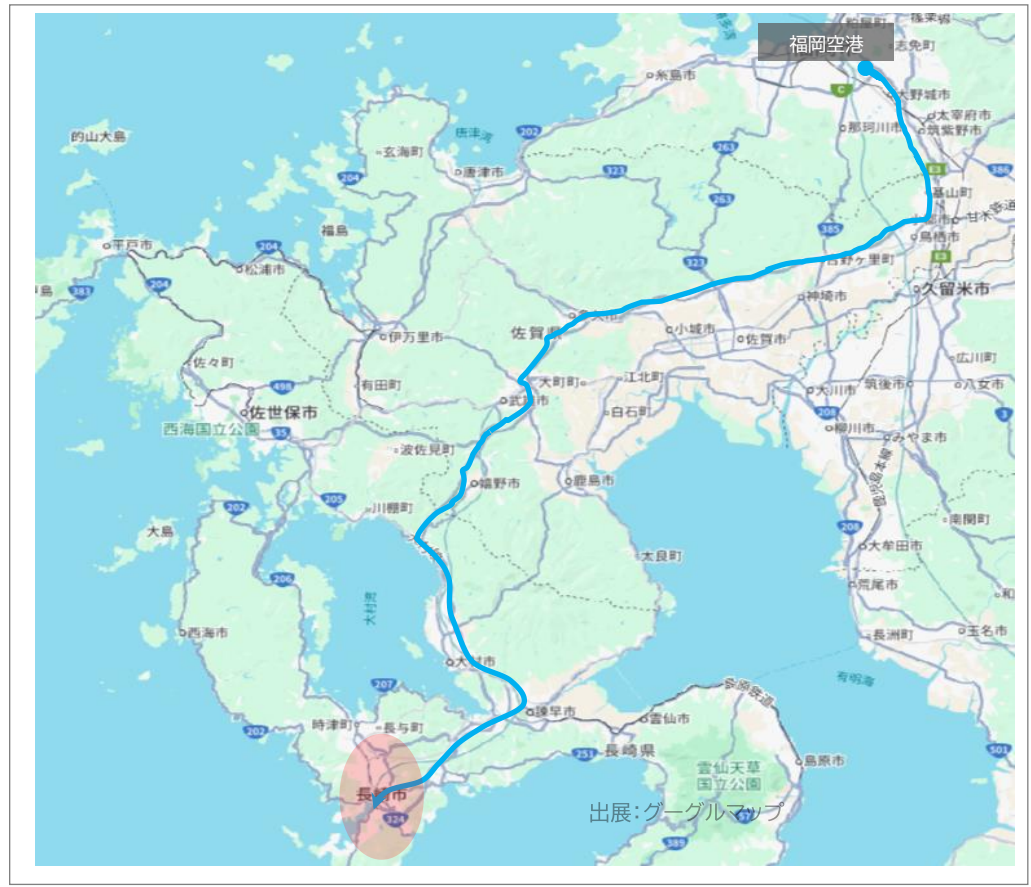
今度、医療関係者等との調整により内容は変わり得る

沖縄県整理情報	代表事例 (訓練・検討上の想定)	護送1B	避難手段	必要な付添者
	<p>【護送1B】⇒70代女性、要介護2、歩行器(レンタル)                      世帯状況：介護老人保健施設入所中。配偶者(80代、要介護1、基本的には自立)が自宅在住。                      ADL：立ち上がり・歩行については一部介助必要。歩行器を使用して移動。                      要介護認定：要介護2(障害高齢者の日常生活自立度：A2、認知症高齢者の日常生活自立度：自立)                      障害等級：なし                      疾病情報：大腿骨頸部骨折術後(3ヶ月前)</p>		航空機	福祉・介護従事者

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～長崎市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 避難前と同様、特別養護老人ホームへの入所を想定

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 特別養護老人ホーム

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から特別養護老人ホームまで福祉車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
	—	—	—	○	—	○

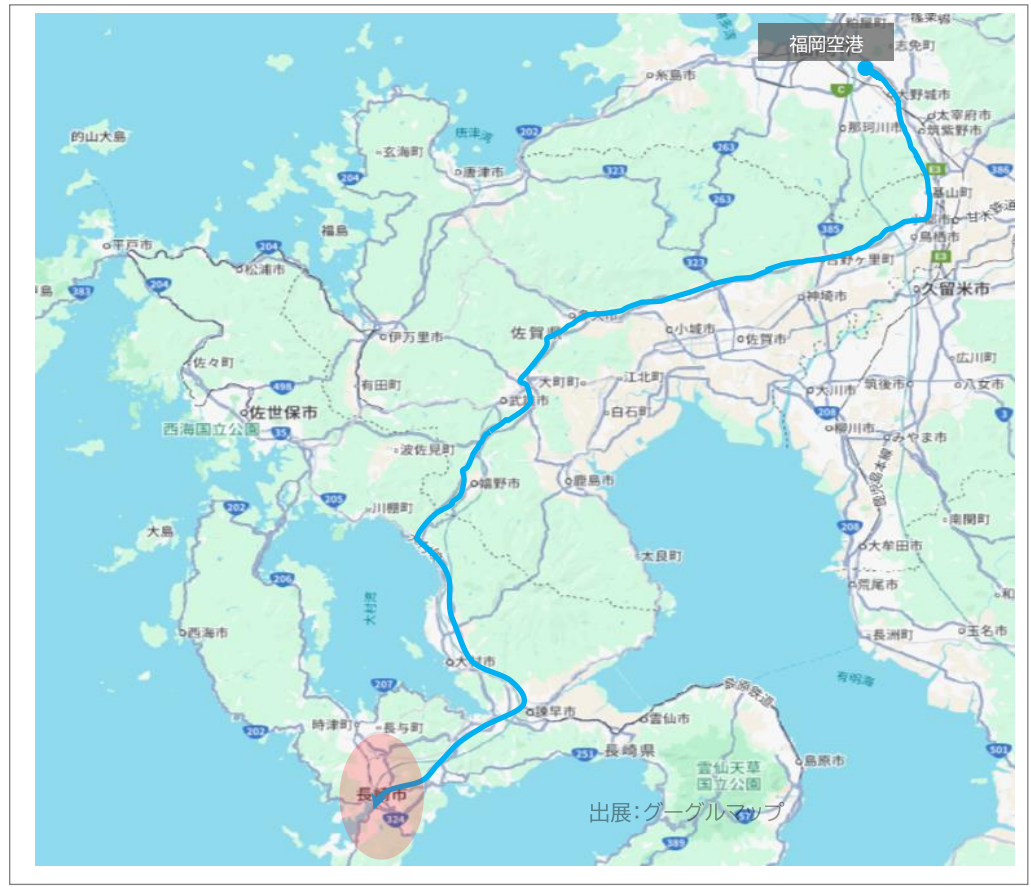
今度、医療関係者等との調整により内容は変わり得る

沖縄県整理情報	代表事例 (訓練・検討上の想定)	護送1C	避難手段	必要な付添者
<p>【護送1C】⇒80代男性、要介護3、認知症、車いす(自走式・個人用)                      世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。息子(50代、健常)が自宅在住。                      ADL：立ち上がり、歩行は自力不可。車いす移乗・移動は介助必要。                      要介護認定：要介護3(障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：IIIa)                      障害等級：精神障害3級(認知症)                      疾病情報：認知症</p>			航空機	福祉・介護従事者

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～長崎市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 避難前と同様、特別養護老人ホームへの入所を想定

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 特別養護老人ホーム

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から特別養護老人ホームまで福祉車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
	—	○	—	—	○	○

今度、医療関係者等との調整により内容は変わり得る

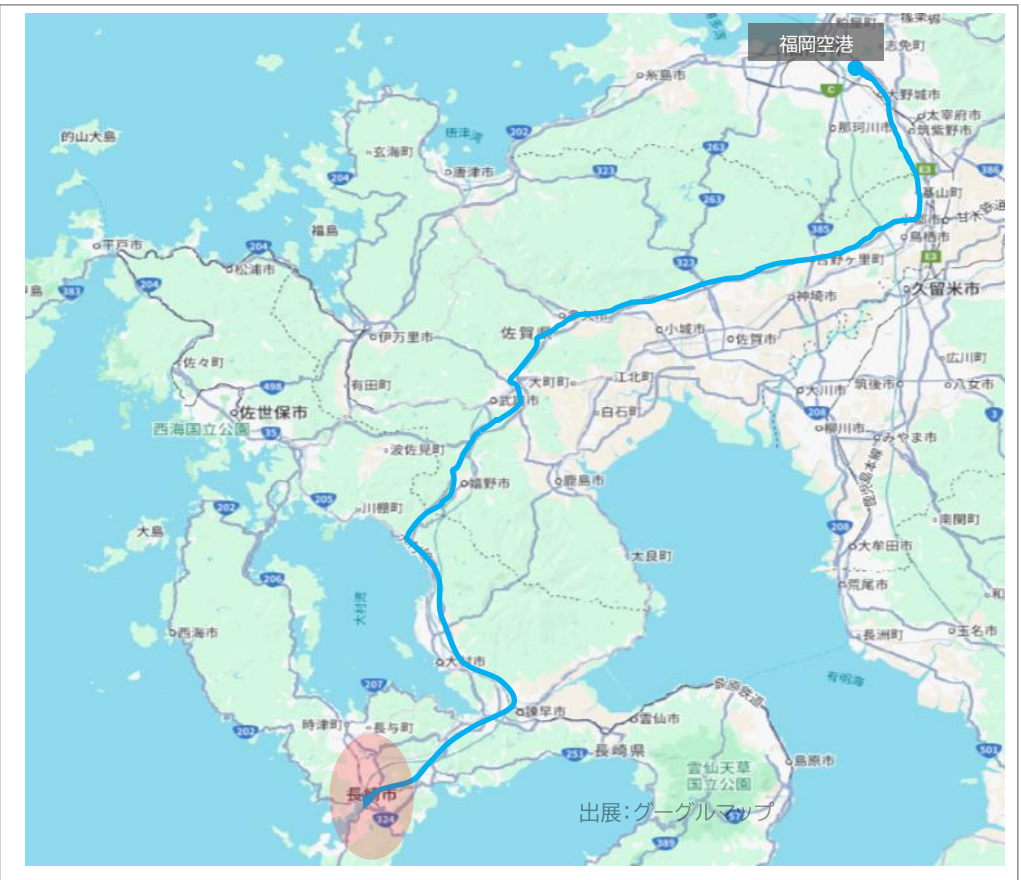
沖縄県整理情報	代表事例 (訓練・検討上の想定)	護送2A	避難手段	必要な付添者
	<p>【護送2A】⇒80代女性、要介護4、車いす(自走式・レンタル)、酸素療法</p> <p>世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。配偶者(80代、健常)及び娘(40代、健常)が自宅在住</p> <p>ADL：立ち上がり、車いす移乗・移動及び日常生活は全般的に介助必要。カニューレによる酸素投与</p> <p>要介護認定：要介護4(障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：自立)</p> <p>障害等級：身体障害(呼吸器機能障害)3級</p> <p>疾病情報：慢性心不全(在宅酸素、服薬管理)、車いすに酸素ボンベ搭載し携行(酸素流量3L/分)</p>		航空機(※)	医師、看護師 または医師が 認めた者

※搭乗時における特別な処置等により、現行スポット計画の範囲内での搭乗が難しい場合は船舶での避難とする

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～長崎市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 避難前と同様、医療機関へ入院

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 医療機関

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から医療機関まで福祉車両又は救急車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
	—	○	—	○	—	○

今度、医療関係者等との調整により内容は変わり得る

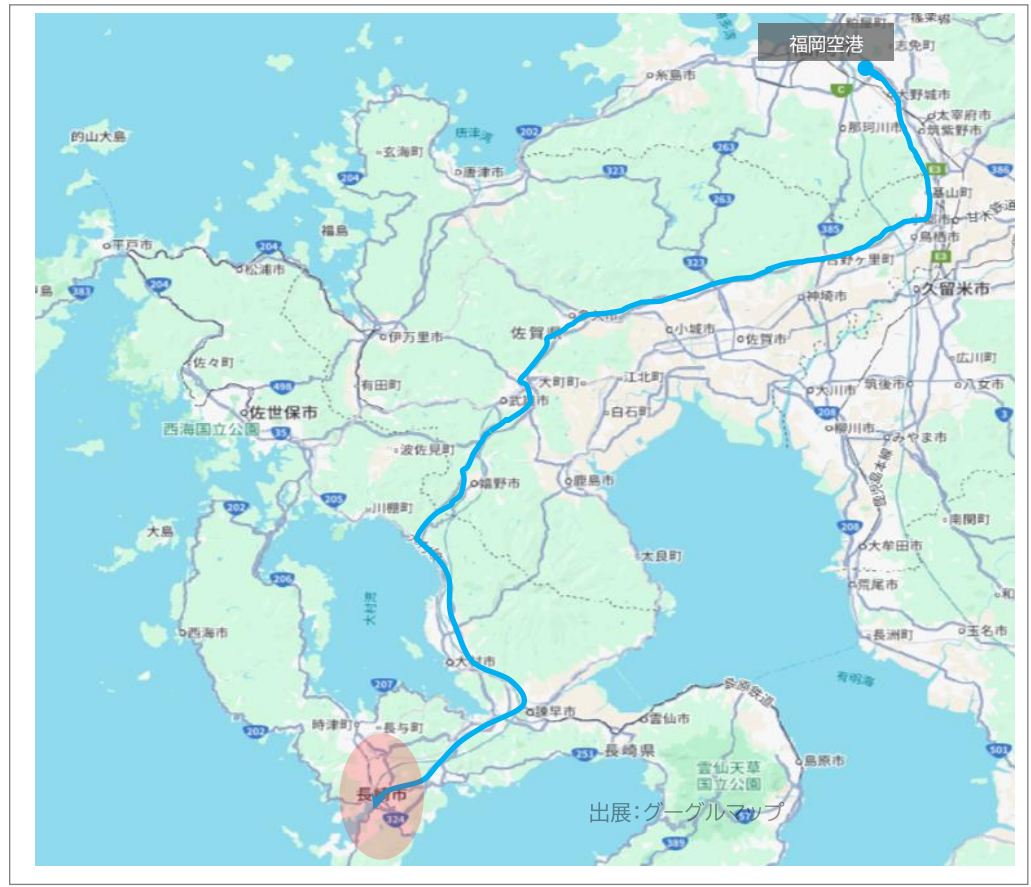
沖縄県整理情報	代表事例 (訓練・検討上の想定)	護送2B	避難手段	必要な付添者
<p><b>【護送2B】 ⇒ 80代女性、認知症</b>                      世帯状況：医療機関入院中。入院前は息子（50代、健常）と同居。                      ADL：立ち上がり、車いす移乗・移動及び日常生活は全般的に介助必要。                      要介護認定：要介護4（障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：M）                      障害等級：精神障害1級                      疾病情報：認知症（重度）</p>			航空機 (※)	医師、看護師 または医師が 認めた者

※搭乗時における特別な処置等により、現行スポット計画の範囲内での搭乗が難しい場合は船舶での避難とする

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～長崎市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 避難前と同様、医療機関へ入院

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 医療機関

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から医療機関まで救急車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
	—	○	—	—	○	○

今度、医療関係者等との調整により内容は変わり得る

沖縄県整理情報	代表事例 (訓練・検討上の想定)	護送2C	避難手段	必要な付添者
<p><b>【護送2C】 ⇒ 70代男性、誤嚥性肺炎、入院中、点滴治療、車椅子</b>                      世帯状況：医療機関入院中。入院前は息子（30代、健常）と同居。                      ADL：もともと自立。現在は入院後の廃用により立ち上がり、歩行は自力不可。車いす移乗・移動は介助必要。座位保持可能。                      要介護認定：なし                      障害等級：なし                      疾病情報：入院5日目。誤嚥性肺炎に対して点滴抗生薬投与中。絶食中。酸素1L/分投与中。</p>			航空機 (※)	医師、看護師 または医師が認めた者

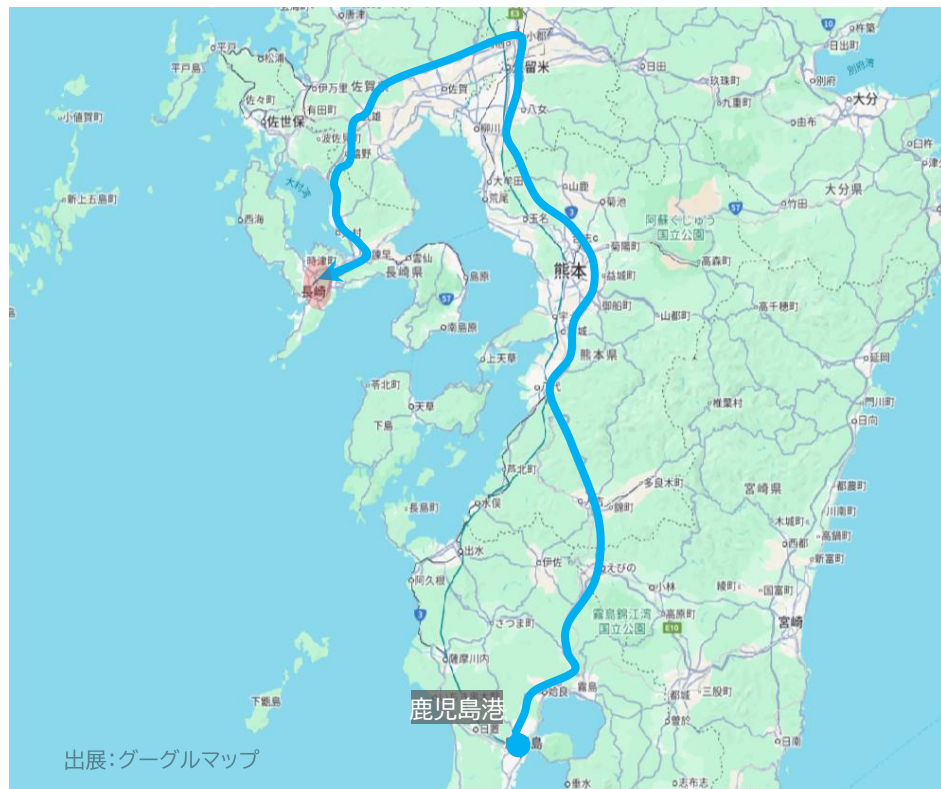
※搭乗時における特別な処置等により、現行スポット計画の範囲内での搭乗が難しい場合は船舶での避難とする

# No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

## (1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

## (2) 搬送時の付添い人員等の整理

### ■ 【経路図】 鹿児島港～長崎市



### ■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・特別養護老人ホーム等社会福祉施設等  
血液透析のため、通院対応ができる施設を選定する。

### ■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 社会福祉施設等

### ■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から社会福祉施設等まで福祉車両

### ■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
	—	—	—	○	—	○

今度、医療関係者等との調整により内容は変わり得る

### 沖縄県整理情報

代表事例 (訓練・検討上の想定)

担送1A

避難手段

必要な付添者

【担送1A】⇒70代女性、要介護4、血液透析、脳梗塞の既往（後遺症：右半身麻痺）

世帯状況：配偶者（70代、健常）と同居。

ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要。

要介護認定：要介護認定4（障害高齢者の生活自立度：C1、認知症高齢者の日常生活自立度：自立）

障害等級：身体障害2級（腎機能障害）

疾病情報：慢性腎臓病（血液透析、送迎が必要）

船舶

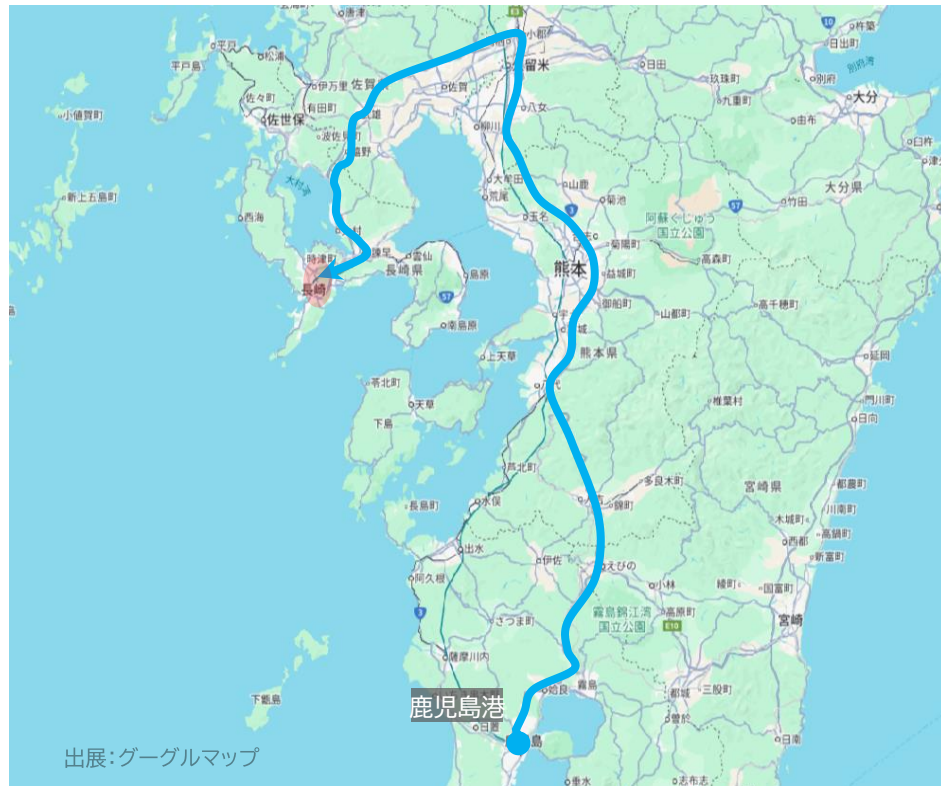
家族または  
介護関係職

# No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

## (1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

## (2) 搬送時の付添い人員等の整理

### ■ 【経路図】 鹿児島港～長崎市



### ■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 避難前と同様、特別養護老人ホームへの入所を想定

### ■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 特別養護老人ホーム

### ■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から特別養護老人ホームまで福祉車両

### ■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
	—	—	—	○	—	○

今度、医療関係者等との調整により内容は変わり得る

### 沖縄県整理情報

代表事例 (訓練・検討上の想定)

担送1B

避難手段

必要な付添者

#### 【担送1B】 ⇒ 90代男性、要介護5、寝たきり、認知症

世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。息子（70代、健常）が自宅在住。

ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要、褥瘡の処置が必要。

要介護認定：要介護5（障害高齢者の生活自立度：C2、認知症高齢者の日常生活自立度：IV）

障害等級：精神障害2級（認知症）

疾病情報：認知症

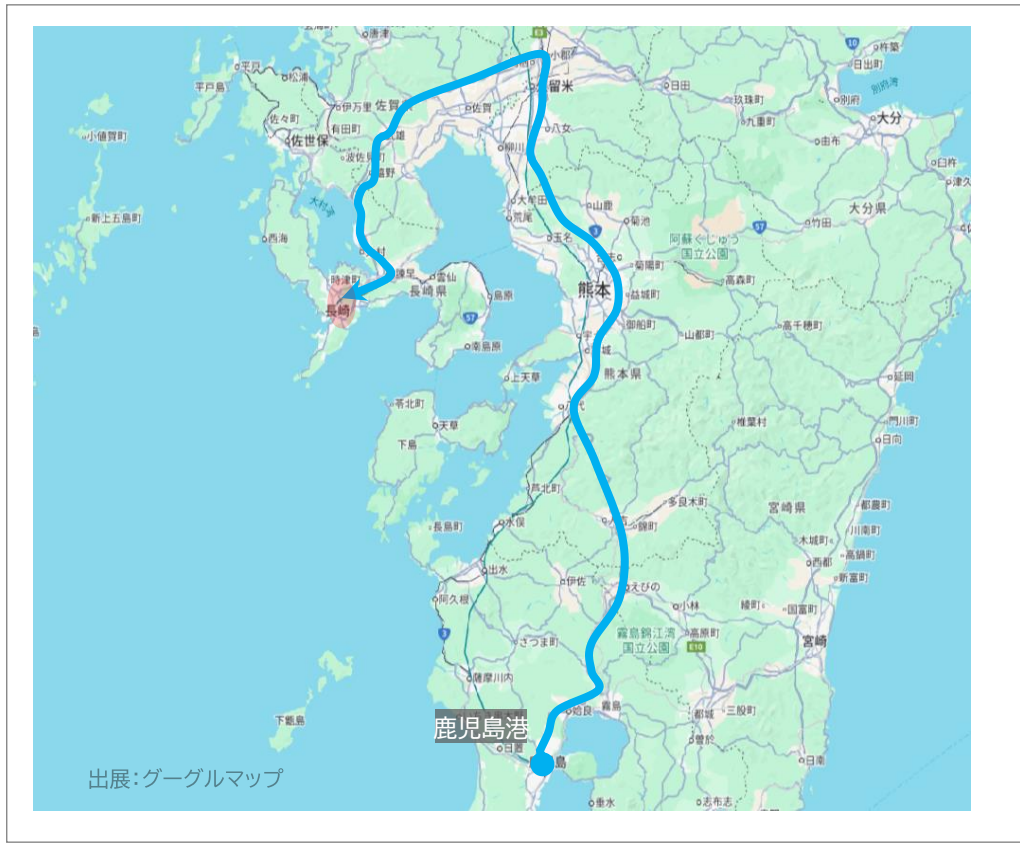
船舶

家族または  
介護関係職

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～長崎市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 避難前と同様、特別養護老人ホームへの入所を想定

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 特別養護老人ホーム

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から特別養護老人ホームまで福祉車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
	—	—	—	○	—	○

今度、医療関係者等との調整により内容は変わり得る

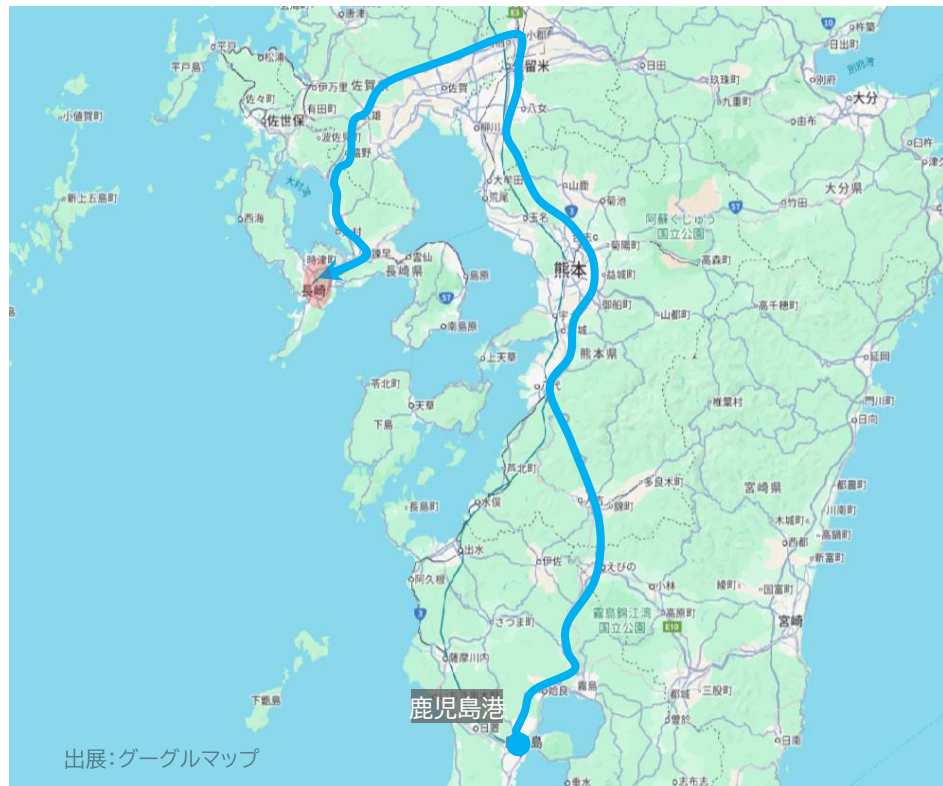
沖縄県整理情報	代表事例 (訓練・検討上の想定)	担送1C	避難手段	必要な付添者
<p>【担送1C】⇒80代女性、要介護5、寝たきり、認知症 世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。家族なし。 ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要、胃瘻からの栄養投与・喀痰吸引が必要。 要介護認定：要介護5 (障害高齢者の生活自立度：C2、認知症高齢者の日常生活自立度：IV) 障害等級：精神障害2級 (認知症) 疾病情報：認知症</p>			船舶	家族または介護関係職

# No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

## (1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

## (2) 搬送時の付添い人員等の整理

### ■ 【経路図】 鹿児島港～長崎市



### ■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 医療機関

### ■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 医療機関

### ■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から医療機関まで医療者同乗の福祉車両又は救急車両

### ■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M	介護士	介助者	家族
	○	○	○	○	○	○

今度、医療関係者等との調整により内容は変わり得る

### 沖縄県整理情報

代表事例 (訓練・検討上の想定)

担送2A

避難手段

必要な付添者

【担送2A】 ⇒ 10代男性、脳性麻痺、在宅人工呼吸器（気管切開）、リクライニング車いす（自走式・個人用）

世帯状況：両親（双方40代、健常）と同居。

ADL：寝たきり、日常生活全般の介助必要。リクライニング車いすでの移動可能だが、長時間の座位保持不可。  
言語による意思疎通不可。胃瘻からの栄養投与・喀痰吸引が必要。

要介護認定：なし

障害等級：身体障害（肢体不自由）1級、療育手帳A

疾病情報：脳性麻痺。在宅にて人工呼吸管理中（気管切開）。

船舶

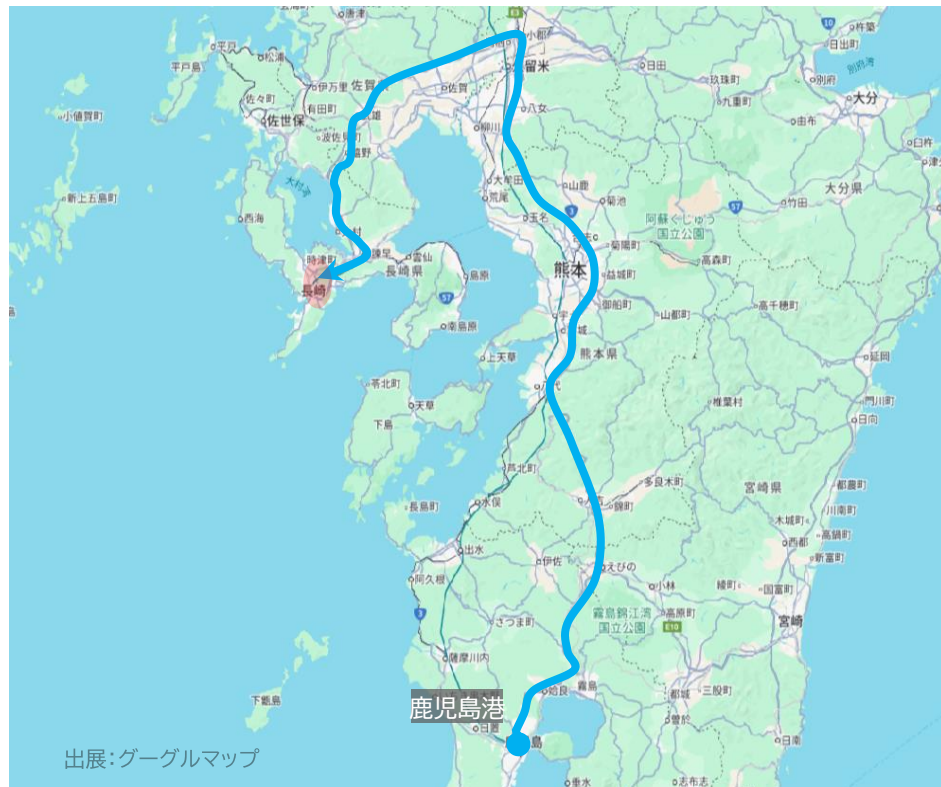
医師、看護師  
または医師が  
認めた者

# No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

## (1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

## (2) 搬送時の付添い人員等の整理

### ■ 【経路図】 鹿児島港～長崎市



### ■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 避難前と同様、医療機関へ入院

### ■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 医療機関

### ■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から医療機関まで福祉車両又は救急車両

### ■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M	介護士	介助者	家族
	○	○	○	○	○	○

今度、医療関係者等との調整により内容は変わり得る

### 沖縄県整理情報

代表事例 (訓練・検討上の想定)

担送2B

避難手段

必要な付添者

#### 【担送2B】 ⇒ 80代男性、誤嚥性肺炎、ストレッチャー搬送

世帯状況：医療機関入院中。入院前は特別養護老人ホーム入所。家族なし。  
 ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要。  
 要介護認定：要介護5（障害高齢者の生活自立度：C2、認知症高齢者の日常生活自立度：IV）  
 障害等級：なし  
 疾病情報：入院3日目。誤嚥性肺炎に対して点滴抗菌薬投与中。鼻カニューレより酸素投与中（2L/分）。絶食中。

船舶

医師、看護師  
または医師が  
認めた者

## (1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

## (2) 搬送時の付添い人員等の整理

代表的な事例ごとの受入施設への搬送手段や経路等について、それぞれの事例で検討した内容を下表のとおりまとめた。

### ■ 各代表的な事例の総括表

No.	区分	代表的な事例	要配慮者の属性			島外避難手段	受入		搬送手段				搬送経路	付添い人員	受入施設		
			在宅	社会福祉施設	医療機関		空港	港	陸上	アセット	航空	アセット			ホテル旅館	社会福祉施設	医療機関
1	独歩1	独歩1A	○	-	-	一般航空機	○	-	○	貸切バス	-	-	福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル	家族	○	-	-
2		独歩1B	○	-	-		○	-	○	貸切バス	-	-	福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル	家族	○	-	-
3		独歩1C	○	-	-		○	-	○	貸切バス	-	-	福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル	家族	○	-	-
4	独歩2	独歩2A	○	-	-	一般航空機	○	-	○	貸切バス	-	-	福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル	家族	○	-	-
5		独歩2B	○	-	-		○	-	○	貸切バス	-	-	福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル	家族	○	-	-
6		独歩2C	○	-	-		○	-	○	貸切バス	-	-	福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル	家族	○	-	-
7	護送1	護送1A	○	-	-	一般航空機	○	-	○	福祉車両	-	-	福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル	介助者	○	-	-
8		護送1B	-	○	-		○	-	○	福祉車両	-	-	福岡空港 → 施設	家族、介助者	-	○	-
9		護送1C	-	○	-		○	-	○	福祉車両	-	-	福岡空港 → 施設	家族、介護士	-	○	-
10	護送2	護送2A	-	○	-	一般航空機	○	-	○	福祉車両	-	-	福岡空港 → 施設	看護師、介助者等	-	○	-
11		護送2B	-	-	○		○	-	○	福祉車両or救急車両	-	-	福岡空港 → 医療機関	看護師、介護士等	-	○	○
12		護送2C	-	-	○		○	-	○	救急車両	-	-	鹿児島港 → 医療機関	看護師、介助者等	-	-	○
13	担送1	担送1A	○	-	-	船舶	-	○	○	福祉車両	-	-	鹿児島港 → 施設	介護士、家族	-	○	-
14		担送1B	-	○	-		-	○	○	福祉車両	-	-	鹿児島港 → 施設	介護士、家族	-	○	-
15		担送1C	-	○	-		-	○	○	福祉車両	-	-	鹿児島港 → 施設	介護士、家族	-	○	-
16	担送2	担送2A	-	-	○	船舶orヘリ	-	○	○	福祉車両or救急車両	-	-	鹿児島港 → 医療機関	医師、看護師等	-	○	○
17		担送2B	-	-	○		-	○	○	救急車両	-	-	鹿児島港 → 医療機関	医師、看護師等	-	-	○

### (3) 避難先連絡所・ホテル旅館における要配慮者への配慮や支援

#### 避難先連絡所

初期的な計画(令和6年度検討)において、健常者を想定した避難先連絡所の運営や機能等について検討を行ったところ、要配慮者が避難先連絡所を利用することも想定して、必要な配慮や支援について、次のとおり検討を行った。

※代表的な事例での検討において、避難先連絡所を経由する要配慮者は、要配慮者の属性として在宅の方の中でも、受入施設が社会福祉施設等ではなくホテル旅館となる方を想定している。

#### ■個別ニーズの把握

避難住民が避難先連絡所に到着した際に行う受付時に、車いすでの移動や介助等のニーズの把握を行う。

#### ■避難先連絡所内での配慮

温度管理がなされている部屋やスペースに案内することや、トイレが利用しやすいような場所の確保などを行う。

#### ■介助等の支援

避難先連絡所内の移動時の介助等を行い、必要に応じて車いす等の利用を促したり、行政職員等が個別に誘導を行う。

### (3)避難先連絡所・ホテル旅館における要配慮者への配慮や支援

#### ホテル旅館

初期的な計画(令和6年度検討)において、避難住民に対する収容施設の供与として、ホテル旅館の確保や調整要領の作成、ホテル旅館への避難住民の割振り案に係る検討を行ったところ、高齢者や妊婦等の要配慮者がホテル旅館を利用することも想定して、必要な配慮や支援について、次のとおり検討を行った。

※代表的な事例での検討において、受入施設がホテル旅館となる要配慮者は、要配慮者の属性としては在宅の方であり、避難先連絡所を経由の上、社会福祉施設等ではなくホテル旅館に避難となる方を想定している。

#### 生活援助や介助等の支援

- ・ホテル旅館で受け入れ可能な要配慮者(高齢者)については、必要に応じて、介護職員等の応援派遣を実施し、生活援助や介助等の支援を行う。
- ・手厚い支援が必要な避難住民が多数ホテル旅館へ入所することが想定される場合は、入所するホテル旅館を福祉避難所に指定し、可能な限り対象避難住民を集約するなどして、福祉支援サービス提供の効率化を図る。
- ・要配慮者(妊婦)については、妊婦受入優先のホテル旅館(一部のフロアの場合も含め)を確保して、希望する方がその世帯とともに入所し必要な支援につなげるよう調整する。

#### 移動手段の確保

- ・高齢者等で移動手段の確保が自力では困難な方が相談した際に、避難先連絡所の相談窓口が対応できるよう、介護タクシー等の移動手段の情報を避難先連絡所へ提供する。

# 抽出した論点や課題等について

本作業部会における検討内容について、検討を進める中で抽出した論点や課題等を検討項目ごとに次のとおり整理した。

## ○論点や課題等の整理

No.	検討項目	意見
1-1	(1) 長崎県の要配慮者の受入れ調整に関する体制について	自然災害時の保健医療福祉調整活動の体制を参考に検討を進めることになっているが、国民保護法では想定されていない対応についての扱いについて、国民保護法下で対応できるよう、国レベルでの調整が必要。 例：災害支援ナース、DMAT、DWAT等
1-3	(1) 要配慮者の受入れに係る搬送手段・受入施設について	ドクターヘリの使用においては、使用できる機体数が限られるとともに一般救急での使用もあるため、国による広域調整が不可欠
3-1	要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について	鹿児島港から長崎までの陸上輸送に際しては、患者に過大な負担を強いることとなるため、輸送経路の妥当性について再検討を要する。
2-1	社会福祉施設の空き状況の把握方法について	現状では、社会福祉施設の空床の状況を随時把握できる仕組みになっていないので、体制の整備が必要
2-2	要配慮者の搬送手段の把握方法、洗い出しについて	国民保護法下では、道路運送法等の面から、福祉車両を有する運送事業者が搬送することが適当だと考える。
3-1	要配慮者搬送における避難先連絡所の経由	要配慮者(一部)については、ホテル等への入所に際し、避難先連絡所を経由する運用を今後検討する必要がある。

## ○次年度の検討に向けた課題等の解決策等の整理

No.	次年度の検討に向けた課題等	課題の解決策や調整・手続に係る改善策
1	自然災害での対応が国民保護でも適用できるか法制度そのものの確認が必要	国民保護事態においても、自然災害時の措置を準用できる枠組みを検討する必要がある
2	輸送手段が不足する際の対策処置	九州・山口県以外の輸送手段の活用等、広域的な輸送ネットワーク体制の構築検討
3	船舶輸送対象者の受入について	重病者については、鹿児島県(又は近隣県)での受入や鹿児島港以外の港湾の活用 等
4	社会福祉施設の空き状況の把握方法について	入所可能な施設の把握方法について、関係者と協議が必要
5	要配慮者の搬送手段の確保	搬送手段の確保のため、運送事業者が保有する福祉車両を把握する必要がある。 ※団体等が搬送するよう調整するためには、国が、法令上、支障なく運用できると整理することが必要

## 4. 中長期の収容施設の提供に関する検討

# 令和7年度における取りまとめのイメージ(共通記載事項・検討項目等)

枠組み	区分	記載事項等
各県における方針や前提事項等を踏まえた整理	中長期の収容施設の提供に関する検討方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●記載事項1：中長期の収容施設の提供に関する基本的考え方</li> <li>●記載事項2：前提事項</li> <li>●記載事項3：モデル検討の対象となる受入れ地域の選定</li> </ul>
モデル検討	中長期の収容施設の提供に係るモデル検討	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;"><b>賃貸型応急住宅に関する検討項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>検討項目1：契約方式・賃料等の設定</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載事項例：契約方式(定期建物賃貸借契約／普通建物賃貸借契約)、契約者(3者間契約／2者間契約)、賃料の限度額・間取り、各費用の取扱い、耐震性の基準等</li> </ul> </li> <li>●<u>検討項目2：供与可能数の把握方法</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載事項例：調査方法等</li> </ul> </li> <li>●<u>検討項目3：入居者の募集方法</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載事項例：募集内容、募集要項等の様式案、周知方法等</li> </ul> </li> <li>●<u>検討項目4：相談対応の方法</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載事項例：対面窓口・コールセンターでの物件案内の方法等</li> </ul> </li> <li>●<u>検討項目5：入居申し込み方法</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載事項例：受付方法、入居申込書等の様式案等</li> </ul> </li> <li>●<u>検討項目6：申し込み内容の確認方法</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載事項例：審査方法、チェックリストの様式案等</li> </ul> </li> <li>●<u>検討項目7：契約・入居手続きの方法</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載事項例：必要書類と各書類の様式案、個別世帯とのやり取りの方法等</li> </ul> </li> <li>●<u>検討項目8：入居期間中の対応方法</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載事項例：家賃等の支払い方法等</li> </ul> </li> <li>●<u>検討項目9：退去手続きの方法</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載事項例：解約、費用精算の方法等</li> </ul> </li> </ul> </div> <div style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;"><b>公的住宅に関する検討項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>検討項目1：供与可能数・各戸情報の把握方法</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載事項例：調査方法、情報整理方法等</li> </ul> </li> <li>●<u>検討項目2：入居者の募集方法</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載事項例：募集内容、募集要項等の様式案、周知方法等</li> </ul> </li> <li>●<u>検討項目3：相談対応の方法</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載事項例：対面窓口・コールセンターでの案内方法等</li> </ul> </li> <li>●<u>検討項目4：入居手続きの方法</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載事項例：必要書類と各書類の様式案、個別世帯とのやり取りの方法等</li> </ul> </li> <li>●<u>検討項目5：入居期間中の対応方法</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載事項例：相談対応方法等</li> </ul> </li> <li>●<u>検討項目6：退去手続きの方法</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載事項例：必要書類と各書類の様式案、個別世帯とのやり取りの方法等</li> </ul> </li> </ul> </div> </div>
モデル検討を踏まえた整理	中長期の収容施設の提供に係るモデル検討を踏まえた整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●記載事項1：関係者の役割分担</li> <li>●記載事項2：全体調整フロー</li> <li>●記載事項3：課題・留意点等</li> </ul>

# 中長期の収容施設の提供に関する検討方針

## 1. 中長期の収容施設の提供に関する基本的考え方

- 避難当初（約1か月）後の住宅の確保は極めて重要な課題であるとの認識の下、避難後における中長期の収容施設の提供のために必要な調整や手続等について整理する。
- 関連団体との協力体制の構築や、避難住民に対する適切な情報提供・手続き対応等を速やかに実行できるよう、これまでの自然災害時の対応等を参考にしつつ、関係者が協力して検討を進める。
- 検討においては、避難住民数の規模を踏まえた各対応の効率化、早期入居に向けた（ホテル・旅館等の滞在期間1カ月内での調整を目指した）工夫、避難住民との連絡調整方法や住民情報の収集・整理方法（必要に応じた要避難地域の自治体との連携等）等について配慮する

## 2. 前提事項

- 沖縄県の先島諸島は要避難地域と指定されるものの、九州・山口各県には武力攻撃の危険は及んでおらず、平時の社会経済活動等が営まれているものとする。
- 令和7年度は、賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅の借り上げ）、公的住宅（UR賃貸、公営住宅、公務員宿舎等）の供与について優先的に検討を行うこととし、建設型応急住宅については、必要に応じて令和8年度に検討
- 武力攻撃事態等における緊急の場合には、避難住民等の収容施設として、公営住宅や国家公務員宿舎等の公的住宅の空き住戸を活用できることとする。なお、国は当該事由により公営住宅を目的外使用する場合も、災害時等と同様の理由により、国土交通大臣の承認を要しないものとして扱うこととする。
- 生活場所の選定にあたっては就学・就労場所が密接に関連するため、中長期収容施設の提供の検討と並行して別途検討を進める。
- 中長期収容施設への入居（募集等の手続きも含む）から退去までの一連の流れにおいて、県や市町村、関連団体等の関係者が行う対応内容について検討し、役割分担や調整手順、それらの課題等の整理を行う。
- 上記の整理にあたっては、初期的な計画で検討した受入れ市町村の中から検討対象地域（受入れ側の1市町村や、そのうち避難元の1地区等）を選定し、具体的な検討を行う。
- 賃貸型応急住宅の供与については、まず一般世帯を対象に、行政等が相談対応により補助しながら避難住民が物件選定する方式を基本として検討を行い、課題や留意点等を整理。
- 要配慮世帯（高齢者等のバリアフリー配慮等が必要な世帯）については、「要配慮者の受入れ調整に関する作業部会」での検討内容を踏まえて、政府から検討方針が改めて提示された後に検討・整理。
- コミュニティの配慮については、可能な限り地区や自治会等（最小単位として世帯）で同一地域とするための、調整の方法や留意点等を整理。

# 受入れに係る初期的な計画概要（避難元市町村と避難先市町村のマッチング）

避難元(沖縄県)			受入れ先(九州・山口各県)			
市町村(経由空港)	人口(※1)	コミュニティ	受入れ数(※1)	市町村	県	受入れ数(※1)
与那国町 (福岡)	1,700	比川・祖納	1,000	佐賀市	佐賀県	1,700
		久部良	700	鳥栖市		
竹富町 (福岡)	4,200	竹富島・黒島	500	諫早市	長崎県	4,200
		小浜島・新城島・西表島・鳩間島	3,200	長崎市		
		波照間島	500	大村市		
石垣市 (福岡)	50,100	白保小学校区などの4小学校区	2,400	山口市	山口県	12,600
		石垣小学校区	6,000	下関市		
		宮良小学校区などの3小学校区	2,100	宇部市		
		伊野田小学校区などの4小学校区	1,200	防府市		
		吉原小学校区・川平小学校区	900	山陽小野田市	大分県	10,500
		新川小学校区内 2地区	3,400	大分市		
		新川小学校区内 1地区	2,000	由布市		
		新川小学校区内 1地区	400	九重町		
		真喜良小学校区内 1地区	4,500	別府市		
		真喜良小学校区内 1地区	200	日田市		
登野城小学校区などの4小学校区	27,000	福岡市	福岡県(※2)	47,400		
南小学校区・北小学校区	12,300	北九州市				
平良第一小学校区内 5地区	2,500	久留米市				
平良第一小学校区内 富名腰2区	1,400	大牟田市				
平良第一小学校区内 3地区	1,700	飯塚市				
平良第一小学校区内 2地区	1,100	田川市				
平良第一小学校区内 富名腰1区	1,400	朝倉市				
久松小学校区などの3小学校区	9,800	宮崎市			宮崎県	9,800
東小学校区などの3小学校区	8,400	鹿児島市			鹿児島県	13,800
西城小学校区内 2地区						
城辺小学校区・砂川小学校区	3,100	霧島市				
池間小学校区・西城小学校区内 5地区	1,500	指宿市				
福嶺小学校区	800	鹿屋市	熊本県(※2)	12,800		
上野小学校区などの3小学校区	9,300	熊本市				
旧伊良部小学校区	1,300	阿蘇市				
	1,000	大津町				
旧来間小学校区	100	山鹿市				
多良間村(鹿児島)	1,100	多良間島	1,100	八代市		
合計	112,800					112,800

(※1)人口及び受入れ数は概数。(※2)福岡県は石垣市・宮古島市、熊本県は宮古島市・多良間村の2自治体を受入れ。

# 中長期の収容施設の提供に関する検討方針

## 3. モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

○「初期的な計画」で検討した受入れ先市町村の中から、モデル検討の対象となる受入れ地域として、長崎市を選定する。

◎モデル検討の対象となる受入れ地域：長崎市

※「初期的な計画」における避難元市町村：沖縄県竹富町

○モデル検討の対象とする避難元のコミュニティ情報は、以下の通り

公民館 区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	計
	小浜	細崎	新城	豊原	大原	大富	古見	美原	鳩間	船浦	上原	中野	住吉	浦内	千立	祖納	白浜	船浮	
単身世帯	388	16	8	51	106	123	14	29	32	119	90	123	119	25	32	43	42	15	1,375
2人世帯	44	8	1	23	32	28	10	5	11	17	25	28	27	18	10	19	11	8	325
3人世帯	21	3	0	6	15	14	5	6	1	7	12	11	9	3	6	5	7	3	134
4人以上世帯	30	12	0	10	17	17	4	1	0	6	11	12	20	6	4	6	12	2	170
世帯数計	483	39	9	90	170	182	33	41	44	149	138	174	175	52	52	73	72	28	2,004

<参考> 竹富町全体：2,576世帯（うち、長崎市受入対象世帯＝2,004世帯）

※竹富町町の公民館区分については、住民自治や地域活動の拠点として機能しており、現在もコミュニティの単位として存続

## 3. モデル検討の対象となる受入れ地域の選定（関係者の整理）

○受入れ地域における中長期の収容施設の提供に関する担当部署・役割は以下の通り。

本検討は広域調整が必要であるため、原則、県が中心となり対応

不足事項や追加対応が必要な場合には、状況に応じて市と適宜調整を行うものとする

担当部署		役割	備考
県	基地対策・ 国民保護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民受入に係る全般統制、国・沖縄県・竹富町・受入市等との総合的な調整（県）</li> <li>・賃貸型応急住宅の供与について（求償、予算要求、県住宅課や市町への予算配当、備品など建築物に関係しないものへの措置）</li> <li>・公的住宅の供与について（同上）</li> </ul>	
	住宅課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸型応急住宅の供与について （供与可能数の把握、関連団体への供与要請・連絡調整、制度の周知、入居募集、募集時の相談対応、入居申込、貸主との契約・入居・家賃等支払い・退去事務等）</li> <li>・県営住宅の供与</li> </ul>	
	管財課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的住宅の供与について （（知事部局）公務員宿舎の提供…供与可能数・各戸情報の把握、入居・管理事務等）</li> </ul>	

# ◇モデル検討【賃貸型応急住宅】

## 【検討項目 1 : 契約方式・賃料等の設定】

### ○賃貸型応急住宅の契約方式・賃料等について

過去の災害(熊本地震等)の基に記載

契約方式	定期建物賃貸借契約
契約者	3者間契約
間取り	(審査迅速化のために設定なし)
賃料の限度額	・月額6万円以下 ・5人以上世帯：月額9万円以下
共益費・管理費	支払者：県（国庫負担）
敷金	支払者：県（国庫負担）
礼金	支払者：県（国庫負担）
駐車場使用料	支払者：入居者
損害保険	支払者：県（国庫負担）
光熱水費	支払者：入居者
仲介手数料	支払者：県（国庫負担） ※家賃の0.55か月分以下（0.5ヶ月に消費税加算）
耐震性	(地震災害ではないため設定なし)
自治会費	支払者：入居者

## 【検討項目2：供与可能数の把握方法】

### ① 関係団体等との協定確認、協力要請の発出

- 災害時における宅建協会、不動産協会、ちんたい協会等、関係団体等との協定（「民間賃貸住宅の媒介に関する協定」、「民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定」）に基づき、空室情報等の提供を依頼

### ② 物件リストの提供または物件サイトの紹介

- 長崎県の場合、「ネット検索」で戸数を把握
- 物件リスト 長崎市内のエリア別、家賃別、面積またはタイプ別
- 物件サイト 宅建協会：たっけんくんネットながさき (<https://www.n-takken.or.jp>)

### ③ 供与可能数の集計把握

- 集計表の作成、供与可能物件の把握

### ⑤ 入居者の募集 ※詳細は次スライド



## 【検討項目3：入居者の募集方法】

### ○「避難住民受入における賃貸型応急住宅実施(募集)要綱」の策定（記載する事項）

- 目的、県・市町の役割、団体の役割、宅地建物取引業者の役割、入居対象者、賃貸型応急住宅の要件及び経費の負担、入居手続き等、その他必要事項
- 賃貸型応急住宅の要件及び経費の負担
  - ・要件：①家賃②共益費③退去修繕負担金④礼金⑤仲介手数料⑥鍵交換費⑦更新手数料⑧損害保険料⑨入居期間⑩その他条件（耐震性の確認等）
  - ・経費の負担：①～⑧については県が負担する（国庫負担）、②～⑦については借り上げ住宅の貸主又は仲介事業者との契約に不可欠なものに限る

制度概要のチラシ（一例）

<参考> 石川県「令和6年能登半島地震における賃貸型応急住宅実施要綱」  
 （要整理事項：要綱は九州で石川県の事例を参考に、九州・山口で一元化。  
 提出側、審査側両方に負担を軽減するため簡素化した方が望ましい）

### ○概要チラシの作成及び掲載情報について

- 募集の目的、対象者、供与住宅の内容（民間、間取り、耐震性、供与期間等）、費用負担の区分、申込方法、必要書類、問い合わせ先等を記載したチラシを作成し、県及び受入市のHP等にて周知を図る  
 （要整理事項：不動産業者が分かるように公開、九州・山口で一元化を図る）

### ○周知方法について

- 早期入居に向け、ホテル滞在終了2週間前程度を目途に避難所（ホテル・避難先連絡所）等において対面説明会や個別相談会を実施
- 実施要領、概要チラシ等を県・市のホームページにて掲載するほか、SNS等を活用、広く周知に努める
- 避難住民は長崎県内の地理や生活環境に関する情報が不足していることを踏まえ、「生活圈マップ」を作成（病院、スーパー、学校、バス停等）、避難先連絡所や宿泊ホテルに掲示するなど、賃貸物件の周辺環境を視覚的に把握できるように工夫する

**お問い合わせ先**  
 石川県の各自治体福祉課等（不特定多数）  
 連絡先：石川県庁 福祉課 福祉課長 石川 浩二  
 電話：076-291-2255 | 076-289-6223

**入居者の要件** 自己資金のみでは住宅の確保が困難であり、下記①～④のいずれかの要件に当てはまる方  
 ① 住宅が全壊、全壊並み壊れ、居住する住宅がない ② 半壊（中規模半壊）、大規模半壊を患った ③ 被災して賃料滞り、やむを得ず滞りを行う ④ 被災被害等により住宅が確保できない状態にあるが、ライフライン（水道、電気、ガス、暖房）が断絶している、地震発生により避難施設を確保しているなど、被災にわたる住宅に居住できない状態にある方（詳細は募集要領にのっとりください） ⑤ 災害救助法に基づく住宅の確保等に関する法のうち、確保に関する期間が1か月を超えたと認められる方（半壊以上の被害を受け、他の住居の確保が困難な者に限る。）

**手続きについて**  
 1 各市町の届出書へ連絡し、申し込み書類を提出していただきます。  
 2 不動産相談窓口と条件のすり合わせを行います。  
 3 物件を決定した後、各市町の届出書へ申し込み書類を提出していただきます。  
 4 ご自身と市町と条件が一致するかどうかを確認していただきます。

**賃貸型応急住宅の条件** 次の①～④のいずれにも該当する県内の住宅となります  
 ① 不動産仲介業者の斡旋により賃貸された物件であること  
 ② 家賃 県外県 県内市街 以上の物件 2人以下の世帯 6万円以下 3～4人の世帯 8万円以下 5人以上の世帯 11万円以下  
 ③ 県外県 県内市街 市外の物件 1人1戸の世帯 6万円以下 2人1戸の世帯 8万円以下 3～4人の世帯 10万円以下 5人以上の世帯 12万円以下  
 ④ 共同住宅（管理費）：借上げ住宅の賃金又は仲介業者との契約に不可欠であること ⑤ 退去修繕負担金：家賃の2か月分以内 ⑥ 礼金：家賃の1か月分以内 ⑦ 仲介手数料：家賃の0.55か月分以内 ⑧ 入居時鍵交換費：無料

**市町等が負担する経費** 家賃、共益費（管理費）、礼金、退去修繕負担金、仲介手数料、損害（火災）保険料、入居時鍵交換費、修繕費（水回り）  
**入居者が負担する経費** 光熱水費、駐車場料、自治会費、その他（入居時、退去時、修繕費）  
**入居期間** 入居日から2年以内

石川県HPより引用  
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukkyuufukko/u/seikatusaikensien/chintaigata.html>

## 【検討項目4：相談対応の方法】

### ○対面窓口の設置について

- 避難住民が安心して手続きを進められるようにするため、申請・情報提供を一体的に行える窓口の設置を検討  
相談については、コールセンターで一元化、申請受理は書類不足がないか確認のみ実施
- 窓口設置の目的  
避難住民への情報提供、賃貸住宅制度の説明・申請支援、地域情報や生活支援制度の案内を提供、自主的な行動を後押しする場として機能
- 設置場所の候補  
避難先連絡所（長崎市民会館） ※他の候補場所として、宿泊ホテル、県庁又は市役所とする
- 対応内容  
避難先連絡所に賃貸ブースを設置、賃貸住宅制度の説明・申請書類の配布、物件探しの相談（不動産業者との連携）、地域情報の提供（生活圈マップなど）
- 運営体制  
長崎県・市職員を基本とし沖縄県・竹富町職員とも連携対応、必要に応じて外部委託を検討
- 対応時間  
平日9:00～17:00（必要に応じて土日対応も検討） ※ホテル滞在終了前の時期は、対応時間の延長も有効

### ○コールセンターの設置について

- 避難住民の不安や疑問に迅速かつ柔軟に対応するためコールセンターの設置を検討する
- コールセンター設置の目的  
賃貸住宅制度に関する質問対応、物件探しや申請手続きのサポート、地域情報の案内（交通、医療、生活施設など）
- 設置場所の候補  
避難住民宿泊ホテルロビー、各避難先連絡所、県庁又は市役所等
- 対応内容  
賃貸住宅制度の説明・申請書類の配布、物件探しの相談（不動産業者との連携）、地域情報の提供（生活圈マップなど）
- 運営体制  
原則、外部委託を検討する
- 対応時間  
平日9:00～17:00（必要に応じて土日対応も検討） ※ホテル滞在終了前の時期は、対応時間の延長も有効

（要整理事項：コールセンターは、各県に設置するのではなく、九州・山口全体を統括するコールセンターを設置し、当該コールセンターで対応する方が望ましい）

## 【検討項目5：入居申し込み方法】

### ○受付方法について

区分	方法	内容	メリット	課題・留意点
① 窓口受付	避難先連絡所等	対面で申請書を提出	相談対応が可能 書類確認が容易	混雑、移動負担
② 郵送受付	申請書類を郵送	遠隔地から申請可能	混雑、異動負担の軽減 原本提出可能	不備対応に時間を要す 郵送遅延
③ オンライン受付	Webフォーム/マイナポータル等	デジタル申請	迅速な対応 避難前でも申請可能	デジタル機器の不慣れな方への対応 本人確認の工夫
④ 電話受付	専用窓口で電話申請	初期登録のみ 後日書類提出	緊急対応に有効	記録の正確性 後続手続が必要
⑤ 現地受付 (避難先連絡所等)	一時的な受付所設置	到着直後の申請対応	初動対応が迅速	書類準備が困難な場合あり

※受付場所については原則、避難先連絡所（長崎市民会館）に集約、対応職員を派遣 ※分散による責任所在の不明確化を防止

※受付主体については基本、県とし（市が支援）、業務量に応じて外部委託等も検討

### ○入居申込書等の様式案について

#### 賃貸型応急住宅 入居申込書の記載事項（抜粋）

- 申請者情報（氏名、生年月日、性別、住所（避難元）、罹災証明書に代わるもの有無、
- 同居者情報（氏名、続柄、年齢、性別、同居予定の有無）
- 希望物件情報（地域、間取り、費用、特記事項（バリアフリー、学校区など）、
- 連絡先（電話番号、メールアドレス、緊急連絡先）
- 申請理由（避難理由（災害種別、避難指示等）、現在の居住状況（避難所、親族宅等））
- 誓約事項（虚偽申請の禁止、適正使用の誓約、契約解除条件の理解等）
- 添付書類（罹災証明書に代わるもの（※）、住民票、本人確認書類（免許証、保険証等））

※罹災証明の代わりに「避難対象者であることの確認」が必要（避難元が作成した「避難対象者リスト」との照合等）

（要整理事項：上記様式を列挙しているものの、避難元自治体からの避難住民リスト等の照合確認等、負担軽減の観点から申請書類は最小限にとどめるべき）

## 【検討項目 6 : 申し込み内容の確認方法】

### ○審査方法について

審査の流れ（県が審査を実施する場合）

- 申請受付（県または市）  
県又は市が窓口となり、申請書類を受理
- 一次審査（県）  
書類の整合性確認（記載漏れ・不備）、本人確認（住民票・身分証等）
- 避難対象者の確認  
避難元自治体との照合（避難対象者リスト等）、国民保護措置に基づく避難住民であることの確認
- 物件の制度適合性審査  
家賃上限、契約条件、間取り等の確認、火災保険加入の有無、契約期間の妥当性
- 優先順位の判断（必要に応じて）  
高齢者、障害者、妊産婦などの要配慮者、地域事情や物件数に応じて調整
- 審査結果通知  
審査通過者に通知、契約手続きへ移行
- 備考  
申請先については一元化、多少の不備があっても受入れる判断力が必要

（審査チェックリストの例）

審査項目	チェック欄（√）	備考
申請者情報の確認 （氏名・住所・生年月日・本人確認書類）		
避難対象者の照合（避難元自治体との照合）		
物件の制度適合性（家賃・契約条件・間取り）		
同居者情報の確認（氏名・続柄・年齢・性別）		
優先順位の判断（高齢者・障害者・妊産婦等）		
書類不備の有無（記載漏れ・添付書類不足）		

### ○入居許可書の様式案について（記載する事項）

- 申請者氏名、避難元（前）住所、入居物件の住所（部屋番号等含む）、仲介業者名、入居許可期間、入居許可条件（※）  
※募集要項で定めた条件を記載  
入居条件（費用負担）、入所者の責務（禁止行為）、入居者の善管注意義務、入居許可の取り消し 等
- 入居許可は不動産業者に電子情報で連絡可能であれば、郵送省略できれば対応人員が削減が可能

## 【検討項目7：契約・入居手続きの方法】

### ○必要書類について

賃貸型避難住宅の申請および審査に必要な書類の一覧（例）

- 入居申込書
- 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等の写し）
- 住民票（世帯全員分） ※国民保護措置に基づく避難の場合においても求めるかは要確認
- 避難元住所の確認書類
- 物件概要書（家賃、間取り、所在地等）
- 同意書（個人情報取扱いに関する同意）
- 誓約書（契約条件遵守に関する誓約）
- その他、県が必要と認める書類

### ○各書類の様式案（記載事項）について

- 【入居申込書】申請者氏名、生年月日、避難元住所、連絡先、同居者情報、希望物件条件、申請理由
- 【物件概要書】物件所在地、間取り、家賃、契約期間、所有者情報
- 【同意書】個人情報の利用目的、第三者提供の有無、署名欄
- 【誓約書】虚偽申請の禁止、契約条件の遵守、署名・押印欄

※ 各様式はWord形式で統一し、様式例を提供する

（要整理事項：基本、石川県の対応事例ベースでよいが、制度悪用されない範囲で可能な限り書類を減らしていく留意が必要）

### ○個別世帯とのやり取りの方法について

個別世帯とのやり取りは、以下の方法を組み合わせて実施する

- 県・市窓口での対面対応（相談・申請受付）
- 電話による相談・仮登録受付
- オンライン申請フォーム（導入可能な場合）
- 入居許可後の契約・入居手続きは、県が主体となり市と連携して実施

（留意事項）各県、契約事務と毎月の家賃支払いの度に、県の出納ルールによる押印量が膨大となる。本業務に特化したスリムな決裁ラインを構築することが必要。

## 【検討項目 8 : 入居期間中の対応方法】

### ○家賃等の支払い方法について

#### ➤ 県が直接支払う方式で検討

契約形態	県と貸主で契約（避難住民は入居者として位置づけ）
支払い方法	県が貸主に直接家賃を支払う（月額）
避難住民の負担	光熱費・駐車場料などの実費のみ
メリット	滞納リスクなし、避難住民の手続き負担が少ない
課題	契約・支払い事務が煩雑になるため、外部委託や市町との連携が重要

（要整理事項：家賃不払いを防ぐためには行政側の直払い制度は必要であるものの、各県に任せると事務量が膨大になるため対策処置が必要）

### ○入居者の相談対応方法について（入居期間中）

- 入居期間中においても、入居手続（申請）時と同様、安心して継続入居できるよう、引き続き、相談窓口の設置について検討する
- 対面窓口及びコールセンター等の設置  
入居者の不安や疑問等について迅速かつ柔軟に対応
- 設置場所の候補  
各避難先連絡所、県庁又は市役所等
- 対応内容  
契約内容の説明、更新・退去手続き、物件に関するトラブル対応（設備不良・近隣問題など）
- 運営体制  
沖縄県・竹富町対応を基本とし、長崎県・市の応援体制を確保。また、必要に応じて外部委託を検討

（要整理事項：入居者の悩みは住まいだけではないので、避難元の町役場職員等を中心に各県が応援する体制構築が望ましい）

- 対応時間  
平日9:00～17:00（必要に応じて土日対応も検討）

## 【検討項目 9 : 退去手続きの方法】

### ○解約手続きの方法について

- ① 避難住民から退去の申出、供与期間満了 等
- ② 県が貸主（大家）へ解約通知：契約書等に基づき、解約予告期間を遵守
- ③ 退去日調整・立会い：原則、大家と入居者の2者で対応
- ④ 現状回復に係る修繕費の支払等：修繕費は家賃2か月など定額を大家に支払
- ⑤ 鍵の返却・契約終了：鍵は入居者から大家へ直接返却

### ○費用精算の対応方法について

#### ■ 精算対象と精算方法（一例）

費用項目	精算方法	備考
家賃（月額）	県が貸主に支払い（国庫負担）	契約書に基づき精算。
共益費・管理費	契約内容に基づき県が支払い（国庫負担）	契約に含まれる範囲で処理
敷金	原状回復費用を差し引いて県に返還（国庫へ精算）	過失損耗がない場合は全額返還
原状回復費用（定額）	通常損耗は県負担（国庫負担） 過失損耗は避難住民負担の可能性あり	契約条項により判断
火災保険料	契約期間満了により終了。費用は県が支払い（国庫負担） 中途解約時は保険会社規定に従う	
その他費用 （クリーニング費等）	契約に含まれていれば県負担（国庫負担） 家賃1か月分等一律を貸主に支払等の措置を定めておく等	契約外の場合は個別判断

（要整理事項：退去時に係る事前通告の実施要領等について）

## ◇モデル検討【公的住宅】

## 【検討項目1：供与可能数・各戸情報の把握方法】

### ○公的住宅の供与可能数・各戸情報の調査方法について

#### ➤ ① 空き住戸の把握（供与可能数の調査）

手順	内容
1. 住宅台帳の確認	市町が管理する公営住宅台帳（団地・棟・部屋ごとの入居状況）を確認
2. 空き住戸の抽出	台帳から「空室」「退去予定」「修繕中」などの住戸を抽出
3. 修繕の要否確認	空室のうち、修繕が必要な住戸は修繕計画と予算を確認
4. 供与可能数の整理	即入居可能住戸＋修繕後供与可能住戸を合算して供与可能数を算出
5. 市町から県への報告	各市町が県へ供与可能数・住戸情報を報告（様式整備が望ましい）

#### ➤ ② 各戸情報の調査（住戸の詳細把握）

項目	内容
所在地・団地名・棟番号・部屋番号	台帳等に記載。
間取り・面積・構造	台帳または図面管理システムで確認
設備状況	台帳または現地調査（風呂・トイレ・キッチン・バリアフリー等）
家賃設定	家賃台帳に基づき、応急供与時は免除・減免の可能性あり
修繕履歴・予定	修繕管理システムまたは台帳で確認
入居制限	ペット可否、バリアフリー対応、階段の有無など

### ○供与可能な公的住宅の情報整理方法について

- 市町の住宅台帳を確認（空室・退去予定住戸を抽出）
- 修繕状況を確認（即入居可能か、修繕後に供与可能か）
- 各住戸の属性情報を記録（間取り、階数、設備、バリアフリー対応など）
- 使用制限の確認（ペット可否、高齢者向けなど）
- 供与可能時期で分類（即時／修繕後／供与不可）
- 優先住戸を抽出（要配慮者向け住戸など）
- 一覧表を作成（ExcelやCSV形式で団地名・部屋番号・属性を整理）
- 必要に応じてGIS連携（地図上で住戸位置を可視化）
- 市町から県へ様式化された報告を提出

## 【検討項目2：入居者の募集方法】

### ○募集内容・方法について

#### ➤ 募集内容（記載事項）

- ・募集住戸の所在地・団地名・部屋番号
- ・間取り・面積・階数・構造
- ・入居対象者の条件（避難住民、要配慮者、所得制限など）
- ・募集戸数・優先枠の有無
- ・家賃・共益費・敷金等の負担内容（免除・減免の有無）
- ・入居期間（応急供与の場合は原則2年など）
- ・申込期間・申込方法（窓口・郵送・オンライン）
- ・必要書類（申込書、本人確認書類等）
- ・抽選・選考方法（先着順、倍率優遇、ポイント方式など）
- ・問い合わせ先・相談窓口

#### ➤ 基本的な募集方法

- ・県、市による公募（通常の募集と同様に、広報・窓口・Web等で案内）
- ・避難住民向け特別枠の設定（災害救助法での運用を参考に国民保護措置に基づく処置）
- ・優先入居制度等の活用（高齢者・障害者・子育て世帯など）

### ○周知方法について

- 市町ホームページ・SNS（X、Facebook等）での掲載
- 避難所・支援拠点での掲示・配布

- 宅建業者・不動産協会等との連携による情報提供
- テレビ・ラジオ・新聞などの地域メディアでの告知
- 相談窓口での個別説明・申込支援

## 【検討項目3：相談対応の方法】

### ○対面窓口の設置について（基本、賃貸型応急住宅と同様）

- 避難住民が安心して手続きを進められるようにするため、相談・申請・情報提供を一体的に行える窓口の設置を検討する
- 窓口設置の目的  
避難住民の不安や疑問に直接対応、公的住宅制度の説明・申請支援、地域情報や生活支援制度の案内を提供、自主的な行動を後押しする場として機能
- 設置場所の候補  
避難住民宿泊ホテルロビー、各避難先連絡所、県庁又は市役所等 ※避難住民がアクセスしやすい場所を選定
- 対応内容  
公的住宅制度の説明・申請書類の配布、物件探しの相談（不動産業者との連携）、地域情報の提供（生活圈マップなど）
- 運営体制  
県及び市職員を基本としつつ、必要に応じて外部委託を検討
- 対応時間  
平日9:00～17:00（必要に応じて土日対応も検討） ※ホテル滞在終了前の時期は、対応時間の延長も有効

### ○コールセンターの設置について（基本、賃貸型応急住宅と同様）

- 避難住民の不安や疑問に迅速かつ柔軟に対応するためコールセンターの設置を検討する
- コールセンター設置の目的  
賃貸住宅制度に関する質問対応、物件探しや申請手続きのサポート、地域情報の案内（交通、医療、生活施設など）
- 設置場所の候補  
避難住民宿泊ホテルロビー、各避難先連絡所、県庁又は市役所等
- 対応内容  
公的住宅制度の説明・申請書類の配布、物件探しの相談（不動産業者との連携）、地域情報の提供（生活圈マップなど）
- 運営体制  
原則、外部委託を検討する
- 対応時間  
平日9:00～17:00（必要に応じて土日対応も検討） ※ホテル滞在終了前の時期は、対応時間の延長も有効

## 【検討項目4：入居手続きの方法】

### ○必要書類について

- 申込書の提出（市窓口または郵送・オンライン）
- 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- 避難証明書（罹災証明書に代わるもの）※ない場合、避難元自治体が作成した「避難住民一覧リスト」等と照合
- 所得証明書（必要に応じて）
- 障害者手帳・母子手帳など（優先入居対象の場合）
- 住民票の写し（世帯構成確認用）

### ○各書類の様式案について（一例）

- 申込書様式：氏名、住所、連絡先、世帯構成、希望住戸など
- 誓約書様式：供与条件遵守、虚偽申告の禁止など
- 優先入居申請書：対象区分（高齢者・障害者等）、証明書添付欄
- 退去届様式：退去希望日、理由、連絡先など
- 相談記録様式：対応日時、相談内容、対応者、今後の対応方針

### ○個別世帯とのやり取りの方法について

- 対面相談窓口での対応（申込支援・制度説明）
- 電話・メールでの連絡（書類不備・選考結果通知など）
- 訪問対応（高齢者など配慮が必要な場合）
- 相談記録の作成・共有

## 【検討項目5：入居期間中の対応方法】

### ○入居期間中の相談対応の方法について（基本、賃貸型応急住宅と同様）

- 入居期間中においても、入居手続（申請）時と同様、安心して継続入居できるよう、引き続き、相談窓口の設置について検討する
- 対面窓口及びコールセンター等の設置  
入居者の不安や疑問等について迅速かつ柔軟に対応
- 設置場所の候補  
各避難先連絡所、県庁又は市役所等
- 対応内容  
契約内容の説明、更新・退去手続き、物件に関するトラブル対応（設備不良・近隣問題など）
- 運営体制  
県及び市職員を基本としつつ、必要に応じて外部委託を検討
- 対応時間  
平日9:00～17:00（必要に応じて土日対応も検討）

## 【検討項目6：退去手続きの方法】

### ○必要書類について

- 退去届（退去申出書）
- 住宅の現況確認書（原状回復確認書）
- 鍵返却確認書
- 家賃精算書（県負担分含む）
- 退去後の連絡先届
- 住民票異動届の写し（必要に応じて）

### ○各書類の様式案について（記載事項）

- 退去届（退去申出書）
  - ・世帯主氏名・住所、退去希望日、退去理由（任意）、署名・押印欄
- 現況確認書
  - ・入居時と退去時の状態比較（写真添付欄）、備品・設備の破損状況、原状回復の要否
- 鍵返却確認書
  - ・鍵の本数、返却日、署名欄

### ○個別世帯とのやり取りの方法について

#### ☑方法

- 事前通知：退去予定の1か月前を目安に文書で通知
- 個別面談：退去前に支援員または担当職員による面談
- 訪問対応：高齢者・障害者世帯には訪問による説明
- 電話・オンライン対応：遠隔地や多忙世帯向け

#### ☑配慮事項

- 精神的負担への配慮（心理的支援の案内）
- 退去後の生活支援（次の住居、移動手段など）※避難元との連携

# ◇モデル検討を踏まえた整理

## 1. 関係者の役割分担

○中長期の収容施設の提供に関する担当部署・役割は以下の通り。

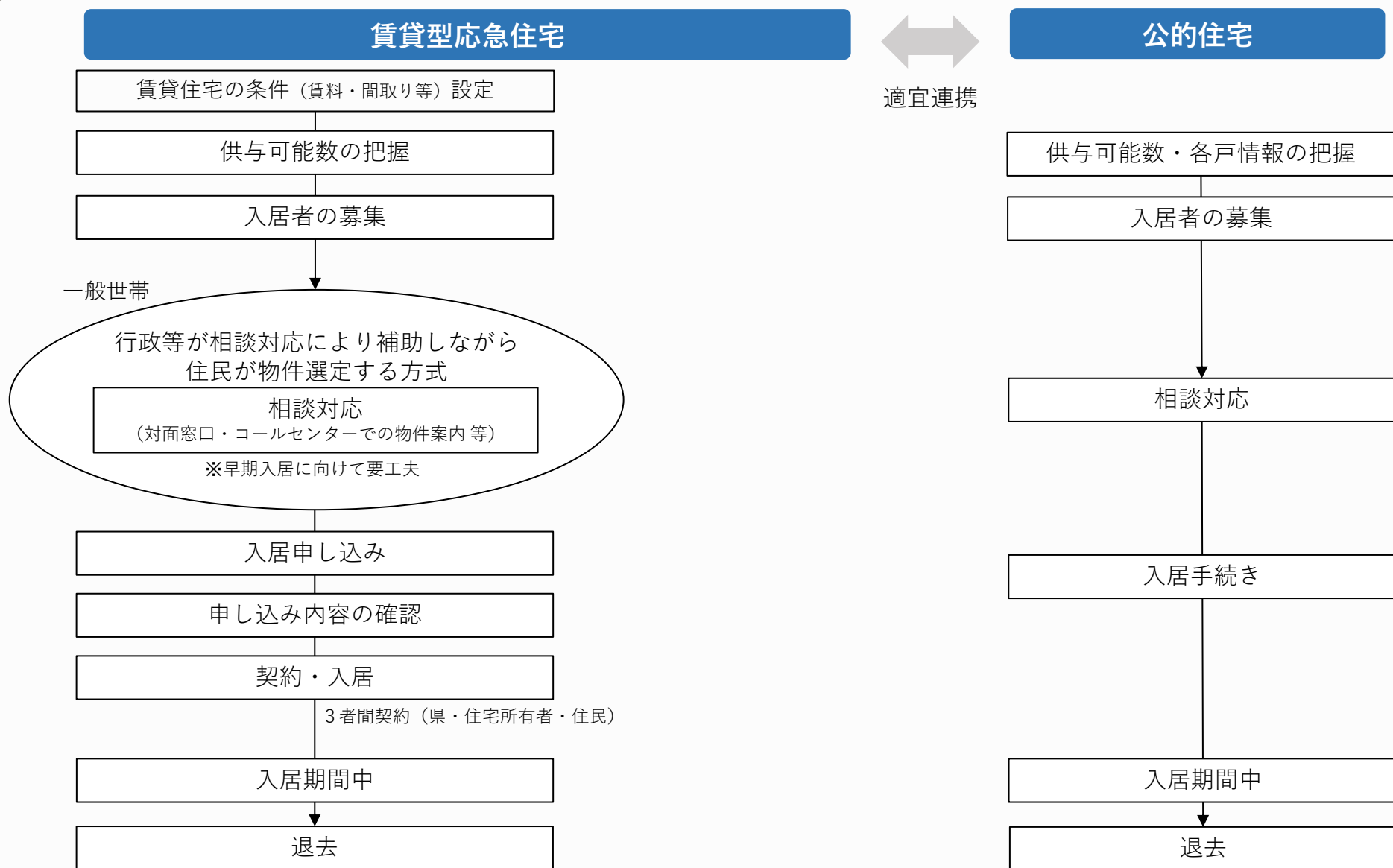
本検討は広域調整が必要であるため、原則、県が中心となり対応

不足事項や追加対応が必要な場合には、状況に応じて市と適宜調整を行うものとする

担当部署		役割	備考
県	基地対策・国民保護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民受入に係る全般統制、国・沖縄県・竹富町・受入市等との総合的な調整（県）</li> <li>・賃貸型応急住宅の供与について（求償、予算要求、県住宅課や市町への予算配当、備品など建築物に関係しないものへの措置）</li> <li>・公的住宅の供与について（同上）</li> </ul>	
	住宅課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸型応急住宅の供与について（供与可能数の把握、関連団体への供与要請・連絡調整、制度の周知、入居募集、募集時の相談対応、入居申込、貸主との契約・入居・家賃等支払い・退去事務等）</li> <li>・県営住宅の供与</li> </ul>	
	管財課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的住宅の供与について（（知事部局）公務員宿舎の提供…供与可能数・各戸情報の把握、入居・管理事務等）</li> </ul>	

# 中長期の収容施設の提供に係るモデル検討を踏まえた整理

## 2. 全体調整フロー ○中長期の収容施設の提供に関する全体調整フローは以下の通り。



## 3. 中長期の収容施設の提供における留意点・課題等

### ○留意点について

- みなし仮設において宅建協会はHP上で空き住戸情報を提供しているが、避難住民の入居にあたっては、不動産業者ならびにオーナーの承諾が必要となる。
- みなし仮設に限らず共通事項として、竹富町の避難民に対して住まい提供上の留意点がないか。沖縄と本土では生活文化の違いはある。入居後のトラブルが起こらないように配慮すべき事項はないか。
- 県営住宅の提供にあたっては比較的管理戸数の多い団地（300戸以上）を対象としている。近くにスーパーなどがあり一定の利便性はある。

### ○課題について

- 住宅部局に限らず県職員も欠員が出るほど技術系職員のマンパワーが不足している。市町についてはさらに厳しく深刻な状況。
- 同じ沖縄の住民に対して受入れ自治体毎にサービスの質に差が出ないように配慮する必要がある。
- 九州エリア内で受入れサービスの一元化を行う必要があるのではないか。沖縄県職員や沖縄の市町職員を骨格としてサービスセンターを設置するなど。  
各県はサービスセンターに職員を派遣する対応が望ましい。
- 避難生活のうえで入居者からの電話は頻繁に寄せられる。電話回線の確保が必須。
- 求償や予算化はどのような流れとなるのか確認が必要となる。
- 劣化が激しい公営住宅について入居の対象と出来るか。
- 地震災害ではないため、築年数が経過している旧耐震基準のみなし仮設は入居対象としてよいか確認する必要がある。
- 小規模団地において多数の避難住民受け入れを行う場合、既存住民とのコミュニティ上のトラブルが発生しないよう配慮する必要がある。

## 4. 避難住民数とそれに対する県内の供与可能数の整理

◎モデル検討の対象となる受入れ地域：長崎市

※「初期的な計画」における避難元市町村：沖縄県竹富町

○モデル検討の対象とする避難元のコミュニティ情報は、以下の通り

公民館区分	小 浜	細 崎	新 城	豊 原	大 原	大 富	古 見	美 原	鳩 間	船 浦	上 原	中 野	住 吉	浦 内	千 立	祖 納	白 浜	船 浮	計
単身世帯	388	16	8	51	106	123	14	29	32	119	90	123	119	25	32	43	42	15	1,375
2人世帯	44	8	1	23	32	28	10	5	11	17	25	28	27	18	10	19	11	8	325
3人世帯	21	3	0	6	15	14	5	6	1	7	12	11	9	3	6	5	7	3	134
4人以上世帯	30	12	0	10	17	17	4	1	0	6	11	12	20	6	4	6	12	2	170
世帯数計	483	39	9	90	170	182	33	41	44	149	138	174	175	52	52	73	72	28	2,004

<参考>竹富町全体：2,576世帯（うち、長崎市受入対象世帯＝2,004世帯）

○県内の供与可能数：モデルケースの長崎市受入れ数は、約2,000世帯

○長崎市内の県営住宅提供可能戸数検証

県営住宅は入退去が頻繁にあること、郊外団地の入居率は8割程度で推移。令和7年8月26日現在、長崎市内の下記団地（300戸以上）の空き住戸数約600戸に加え、小規模団地の空き戸数約300戸を含めれば最大約900戸

- ・東部 矢上団地
- ・西部 小江原団地
- ・南部 深堀団地 毛井首団地
- ・北部 三重団地 横尾団地

○みなし仮設 供給可能戸数

民間の空き住戸数検証として長崎県宅建協会がHP上で提供する検索システムを活用。

令和7年8月26日 検索結果 空き戸数（宅建協会：たっけんくネット）

長崎市内 共同住宅 692戸 + 一戸建 68戸 計760戸

※不足する戸数（約340戸）については、市営住宅等での受け入れを検討予定

## 5. 就学再開に関する検討

枠組み	区分	記載事項等
各県における方針や前提事項等を踏まえた整理	就学再開に関する検討方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●記載事項1：就学再開・児童生徒の受入れに関する基本的考え方</li> <li>●記載事項2：前提事項</li> <li>●記載事項3：モデル検討の対象となる受入れ地域の選定</li> </ul>
モデル検討	就学再開における児童生徒の受入・支援等に係る調整・手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検討項目1：避難元地域と避難先地域との連携                             <ul style="list-style-type: none"> <li>●記載事項：双方地域の緊密な連携・協力を図る上で整理すべき事項</li> </ul> </li> <li>●検討項目2：児童生徒の受入                             <ul style="list-style-type: none"> <li>●記載事項：児童生徒の受入に係る手続・イメージ図</li> <li>●記載事項：「避難先地域の学校への転入学」に係る避難先地域における調整・手続</li> <li>●記載事項：「避難先地域における避難元学校の教育活動再開」に係る避難先地域における調整・手続</li> </ul> </li> <li>●記載事項：児童生徒の受入に当たり勘案すべき事項</li> <li>●検討項目3：児童生徒への支援に当たり留意すべき事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>●記載事項：国民保護法における救援及び過去の自然災害の際における支援、調整・手続等を踏まえて必要な事項</li> </ul> </li> </ul>
意見聴取等・課題整理	就学再開における児童生徒の受入・支援等に係る課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検討項目4：課題・留意点等の把握                             <ul style="list-style-type: none"> <li>●記載事項：モデル検討の各事項等における実行上の課題や留意点等の把握</li> </ul> </li> <li>●検討項目5：課題・留意点等の検証・分析・検討作成中                             <ul style="list-style-type: none"> <li>●記載事項：就学再開に関する課題・留意点等の検証・分析及び次年度の検討に向けた課題等の整理</li> </ul> </li> </ul>

## 1. 就学再開に関する基本的考え方

- 児童生徒の就学機会の確保は極めて重要な課題であるとの認識の下、避難後における就学再開のための必要な調整や手続等について整理する。
- 基本、避難元自治体（沖縄県、竹富町等）における就学再開方針を踏まえ、受入自治体における各検討項目について対応方針等定めるものとする。また、避難元への復帰における教育への影響を最小限に留める。
- 避難元地域との連携・協力体制の構築や児童生徒の受入れ、就学再開の際に必要な支援等を速やかに実行できるよう、これまでの自然災害時の対応等を参考にしつつ、関係者が協力して検討を進める。
- 検討においては、障害のある児童生徒への対応、児童生徒の心のケアや負担など、特別な事情等について配慮する。

## 2. 前提事項

- 沖縄県の先島諸島は要避難地域と指定されるものの、九州・山口各県には武力攻撃の危険は及んでおらず、平時の社会経済活動等が営まれているものとする。
- 令和7年度においては、まず、初期的な計画で検討した受入れ市町村の中から、対象となる地域を選定し、児童生徒の受入・支援スキーム等を検討することとし、平行して検討されている中長期避難住宅等の状況を踏まえ検討を進める。
- 令和7年度においては、まず、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（小学部・中学部・高等部）について優先的に検討を進める。
- これまでの自然災害に関する対応等を踏まえ、当面の検討においては、例えば、「避難先地域の学校への転入学」や「避難先地域における避難元学校の教育活動再開」等いずれの可能性も想定しつつ、避難元地域と避難先地域の役割分担等を明確にした上で検討を進める。
- これまでの自然災害に関する対応等を踏まえ、例えば、児童生徒の受入については可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受入れを行うこと等について検討する。その際、必ず児童生徒の在籍関係を明確にした上で受け入れるなど、児童生徒の不利益とならないよう配慮する。
- 教育の再開においては、本県の遠隔教育の取組等、計画に反映させるものとする

### 3. モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

○「初期的な計画」で検討した受入れ先市町村の中から、モデル検討の対象となる受入れ地域として、長崎市を選定する。

◎モデル検討の対象となる受入れ地域：長崎市

※「初期的な計画」における避難元市町村：沖縄県竹富町

○受入れ地域における就学再開に関する担当部署・役割は以下の通り。

担当部署	役割
長崎県基地対策・国民保護課	避難住民受入に係る全般統制、国・沖縄県・受入市等との総合的な窓口（県）
長崎県教育委員会 教育政策課	避難住民の就学再開にかかる全般的な調整・窓口（県）
長崎県教育委員会 義務教育課	避難住民の就学再開にかかる教科書の給与、教育課程に関する市町支援（県）
長崎県教育委員会 高校教育課	避難住民の県立高等学校での受入に係る全般的な調整・窓口（県）
長崎県教育委員会 児童生徒支援課	スクールカウンセラーの派遣にかかる調整・窓口（県）
長崎市教育委員会	避難住民受入に係る県との調整 避難住民の学校給食に関する調整（アレルギー対応含む） 避難住民のICT環境の調整

## 【検討項目 1：避難元地域と避難先地域との連携】

### 双方地域の緊密な連携・協力を図る上で整理すべき事項

#### ○避難元地域・避難先地域間において円滑な連絡調整を行うための体制・仕組みの構築

- 就学再開に関する県関係部署、県教育委員会、市教育委員会等における担当・連絡先等関係者を一覧化・共有する。
- 連絡調整等の総括や総合調整等を行うための体制・仕組みを整備する。
- 避難先地域や避難住民等個人からの相談・問合せ等に対応するため窓口や専用サイト等の整備など、体制・仕組みを整備する。
- 双方地域関係者による意見交換等の場を定期的を開催する。

#### ○避難元地域・避難先地域双方の役割分担の整理

- 避難先地域の学校への転入学の場合や、避難先地域における避難元学校の教育活動再開の場合など、個別の対応等に応じて、避難元・避難先双方の役割分担（各種手続の主体や協力体制等）を明確化する。
- 役割分担に関わらず、避難元地域（自治体・教育委員会・学校等）の避難後の状況や不測の事態等を踏まえ、各種手続等における弾力的な対応や必要な支援等の実施など、臨機応変に対応する。

#### ○避難元地域・避難先地域間における児童生徒に関する情報共有

- 障害のある児童生徒など、特別な配慮・支援が必要な児童生徒の個人情報や、転入学手続等において必要となる指導要録等の基本情報を適切かつ円滑に共有できるような情報共有の考え方を整理する。
- 避難元地域等の状況等を踏まえ、転入学手続や学籍関係等における情報共有や事務手続等について弾力的に対応する。

## 【検討項目2：児童生徒の受入】

### ※児童生徒の受入に係る手続・イメージ図の参考資料（要素の例・イメージ）

具体的な手続や手順は、例1（転入学の場合）や例2（学校再開の場合）等の実際の対応に応じて変わり得るが、想定される手続の要素の例は以下のとおり必ずしもここで記載した順序で行うものではないことに留意

#### 《避難元地域》

（必要に応じて）  
保護者等からの相談等への対応

避難先での就学確保の対象となる児童生徒の確認

避難先での就学再開方針の検討

※例1・例2等を踏まえてどのような対応をとるかの検討  
（これまでの自然災害（例））

- ・一時的に、避難先の学校へ転入学。その後、準備ができた段階で避難先で、避難元による学校を再開
- ・避難先の学校を間借りし、避難元による学校を再開 等

避難先自治体への支援依頼・調整内容の検討

（転入学の場合（例））

- ・受入れ可能学校の調整
- ・避難元自治体の教職員による協力体制・身分の調整 等

（学校再開の場合（例））

- ・施設・設備等に関する調整 等

保護者等への就学再開方針の説明

保護者等からの相談対応、相談を踏まえた調整

教育委員会、学校、保護者等との必要な手続の実施

（必要となる手続の例）

- ・（転入学の場合（例））転入学時の教育委員会間、学校間、保護者との手続
- ・（学校再開の場合（例））施設・設備の借用等に関する契約等の手続 等

連携・協力

#### 《避難先地域》

（必要に応じて）  
避難元保護者等からの個別の転入学相談等への対応  
（対応の例）

- ・保護者等からの相談等に応じて、地域の学校等に関する情報を提供
- ・転入学手続等に関する問い合わせへの対応 等

（必要に応じて）  
避難元自治体からの相談等への対応  
（対応の例）

- ・避難元自治体からの相談等に応じて、就学再開に向けた検討を行う上で参考となる地域の学校や施設等に関する基礎的な情報を提供 等

避難元自治体からの支援依頼を踏まえた対応

（対応の例）

- ・避難元からの支援依頼を踏まえ、地域の各学校や公共施設、民間事業者等に対する状況確認の実施  
（児童生徒の受入や施設・設備等に関する状況把握等）
- ・学校や施設等に関する情報を集約し、避難元自治体が就学再開方針を検討・決定する上で必要となる情報を提供・説明
- ・避難元における検討・調整等の結果、再度支援依頼があった場合における対応（追加の情報収集・情報提供等） 等

就学再開



## 【検討項目2：児童生徒の受入】

### 例1：「避難先地域の学校への転入学」に係る 避難先地域における調整・手続

- 保護者等からの相談等に応じて、地域の学校等に関する情報を提供する
- 転入学手続等に関する問い合わせに対応する。

### 例2：「避難先地域における避難元学校の教育活動再開」に係る避難先地域における調整・手続

- 避難元自治体の対応方針に関わらず、個別に転入学等を希望する保護者等からの問い合わせに対応する。

#### 避難元保護者等からの個別の転入学相談等への対応

#### 避難元自治体からの相談等への対応

- 避難元自治体からの相談や問い合わせ等に応じて、避難元自治体が転入学に関する検討等を行う上で、参考となる基本情報等を提供する。
- 先行して受入れ学校候補の調査等を行っている場合は、当該学校に関する基本情報を提供する。

- 避難元自治体からの相談や問い合わせ等に応じて、避難元自治体が教育活動再開に関する検討等を行う上で、参考となる基本情報等を提供する。
- 先行して受入れ施設候補の調査等を行っている場合は、当該施設に関する基本情報を提供する。

#### 避難元自治体からの支援依頼を踏まえた対応

- 避難元自治体からの支援依頼を踏まえ、地域の学校に対して、受入れ可能性等の状況を確認するため、受入れ可能人数や、障害のある児童生徒への対応可否、立地等を含めた基本情報について情報収集を行う。
- 私立学校について情報提供希望があった場合は、関係部署等に情報提供を要請する。
- 受入れ学校候補に関する情報を集約し、避難元地域に提供するとともに、内容等について説明を行う。

- 避難元自治体からの支援依頼を踏まえ、地域の施設に対して、受入れ可能性等の状況を確認するため、受入れ可能人数・施設規模や、設備の状況、利用に関する条件、立地等を含めた基本情報について情報収集を行う。
- 学校や公民館、社会教育施設等公共施設に加え、民間施設や廃校校舎等を含めた情報収集を行う。
- 受入れ施設候補に関する情報を集約し、避難元地域に情報提供するとともに、内容等について説明を行う。

#### 教育委員会、学校、保護者等との必要な手続の実施

- 受入れ学校及び受入れ人数を特定し、教員や備品、通学手段等の必要な教育環境整備等を行った上で受入れ準備を行う。
- 転入学時の教育委員会間、学校間、保護者との手続について、これまでの自然災害に関する対応等を踏まえ、可能な限り弾力的に取扱い、速やかな受入れを行う。
- 学齢簿編製、指導要録作成等の手続について、弾力的に対応する。
- 必ず児童生徒等の在籍関係を明確にした上で受け入れるよう留意する。
- 保護者・児童生徒に対する転入学前の説明を行う。

- 避難元自治体からの要請等を踏まえ、施設所有者・管理者等との交渉や避難先地域住民への説明等各種調整や手続等における支援・助言を行う。
- 受入れ施設が学校等公共施設の場合における使用許可や借用・契約手続等について弾力的に対応する。
- スクールバスや学校給食の手配等に関する地元情報等地域のネットワークやコネクション等を共有する。



## 【検討項目3：児童生徒への支援に当たり留意すべき事項】

### 国民保護法における救援及び過去の自然災害の際における支援、調整・手続等を踏まえて必要な事項

#### ○児童生徒の心のケア、負担等への配慮に関する調整・手続

- ▶ 避難先地域の学校への転入学の場合における児童生徒に対する心のケア、負担等への配慮に関する対応として、スクールカウンセラーの配置等による心のケアやスクールバス等による通学支援、家計が急変した世帯への経済的支援等の対応を行う。
- ▶ 避難先地域において教育活動を再開した避難元学校が実施する児童生徒の心のケア等に係る協力・支援として、避難元学校からの要請等を踏まえ、スクールカウンセラーの配置やスクールバス等による通学支援等各種手続等に関する支援・助言、情報提供や、避難先地域の医療機関の紹介等、地域の情報やコネクション等を共有する。

#### ○進級、進学、卒業等における配慮

- ▶ 児童生徒の各学年の課程の修了または卒業の認定等に当たっては、弾力的に対応し、進級、卒業等に不利益が生じないよう配慮する。
- ▶ 卒業年次の高校生等については、大学等への進学に際して利用できる経済的支援を周知するなど、必要な配慮について検討を進める。

#### ○設置者・学校種等に応じて今後整理すべき事項（私立学校についての整理）

- ▶ 本検討における基本的な調整・手続は、公立学校を想定して整理しているが、例えば、避難元地域の私立学校についての対応や、避難先地域において私立学校を希望する保護者や児童生徒への対応についても想定しつつ、今後検討を進める。

#### ○設置者・学校種等に応じて今後整理すべき事項（就学前施設についての整理）

- ▶ 幼稚園や認定こども園、保育所等就学前施設に関しては、本年度の検討成果等を踏まえた上で、今後検討を進める。

## 【検討項目4：課題・留意点等の把握】

### モデル検討の各事項等における実行上の課題や留意点等の把握

#### ○受入れ県・市町村の担当部署等に対する意見聴取等による児童生徒の受入れや就学支援等に関する課題・留意点等の整理

▶就学再開における児童生徒の受入・支援等に係る調整・手続の各検討項目について、実際に対応する上で想定される課題や、その対応方策、留意点等について、就学関係担当部署等に対して、ヒアリングやアンケート等による意見聴取等を実施

区 分		主な意見
避難元地域と避難先地域との連携		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難元と避難先のどちらが教育的責任を持つかが曖昧になりやすいため、責任範囲・支援内容等を明確にしておくことが重要</li> <li>・児童生徒の情報共有に関して、情報を共有する際のルール（教育委員会間で情報の種類、共有方法、管理責任を明文化する等）を整備しておく必要がある。 ※例：情報の種類は学籍、成績、健康状態、心理的状況、特別な支援の必要性など</li> </ul>
児童生徒の受入	避難先地域の学校への転入学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一校に多数の児童生徒を受け入れることは、教室数・教職員数の面で困難であるため、受入校の分散配置（複数校への割り振り）、臨時教室の設置や教職員の臨時配置（応援職員の派遣）など事前調整が不可欠</li> <li>・教育活動の継続性の確保の面から、学習支援員の配置や補習授業等を実施することが考えうる。</li> <li>・児童生徒の分散による心理的影響（適応困難、孤立）が生じる可能性が考えられるため、可能な限り「同一地域からの避難住民を同じ学校に配置」することや、転入生同士の交流支援（クラブ活動、交流イベント等）のほか、スクールカウンセラー等支援体制を検討する必要がある。</li> <li>・机や椅子、パソコンなどの備品が不足する場合の対応が必要</li> </ul>
	避難先地域における避難元学校の教育活動再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設、公共施設などの教室の確保が必要。空き校舎等を利用する場合、事前に安全性や衛生状態、給食設備や体育館、校庭などの利用可否ICT環境（Wi-Fi、PC、電子黒板等）の整備状況を確認しておく必要がある。</li> <li>・避難元学校の教職員が避難先に同行できるか（住居・交通手段の確保）確認しておくことが必要（場合によっては、教職員の一時的な派遣制度の活用（県教委・国の支援））</li> </ul>
児童生徒への支援に当たり留意すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習の継続性が損なわれないよう使用する教科書の確認をはじめとした学習進度確認や補習支援を行う等の対応が必要</li> <li>・避難によるストレスや環境変化に対応するため、スクールカウンセラーや学習支援員を配置する等の対応が不可欠</li> </ul>
上記以外（自由意見含む）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の派遣費用、施設整備費、教材費等について誰がどのように負担するのか整理・検討すべき（国、県、市）</li> <li>・避難元教職員のメンタルヘルス、ストレスチェック、健康診断の実施、産業医の配置などの実施主体を整理しておく必要がある。</li> <li>・避難元教職員に対する手当等の諸手続きや、避難先で公務災害が発生した場合の対応についての対応要領について</li> <li>・避難先地域における学習塾をはじめとした学習支援や部活動の再開等についても検討を行う必要がある。</li> <li>・避難元生徒の入試への対応、進路指導要領等についても検討しておく必要がある。</li> </ul>

## 【検討項目 5 : 課題・留意点等の分析等】

### 就学再開に関する課題・留意点等の分析及び次年度の検討に向けた課題等の整理

#### ○意見聴取結果等を踏まえた分析等

区 分		意見聴取結果等を踏まえた検証・分析結果の整理
避難元地域と避難先地域との連携		教育的責任の明確化、情報共有ルールの整備
児童生徒の受入	避難先地域の学校への転入学	分散受入の調整要領の確立、教育活動の継続性確保の取組み（補習授業の実施等）
	避難先地域における避難元学校の教育活動再開	学校施設・公共施設など教室の確保、施設利用に関する安全・設備確認、教員の派遣等
児童生徒への支援に当たり留意すべき事項		スクールカウンセラー、学習支援員等の配置等、就学援助の周知・給付
上記以外（自由意見含む）		避難元教職員のメンタルヘルス、ストレスチェック、健康診断の実施、産業医の配置などの実施、入試対応等

#### ○分析結果等を踏まえた次年度の検討に向けた課題等の整理

次年度の検討に向けた課題等	課題の解決方策や調整・手続に係る改善方策（次年度モデル検討への反映の方向性等）
責任分担・情報共有	教育委員会間の責任範囲の明確化、児童生徒情報の共有ルール
教育活動の継続性	学習支援員の配置、補習授業や交流イベントの計画、心理的支援体制（スクールカウンセラー等）
施設・設備面の確認	学校等の空き状況の確認、空き校舎を利用する場合の安全性・衛生状態の確認、ICT環境（Wi-Fi、PC、電子黒板）の整備状況の把握
財政・費用負担	教職員派遣費用、施設整備費、教材費の財政負担の整理

## 【検討項目 5 : 課題・留意点等の検証・分析】

### 就学再開に関する課題・留意点等の検証・分析及び次年度の検討に向けた課題等の整理

#### ○検証・分析における参考データ① : 避難元地域の学校数・児童生徒数・教員数

- ▶小学校は、「初期的な計画」における受入先市町村に対応する避難元市町村・コミュニティ（小学校区等）を参考に記載。
- ▶中学校は、上記の小学校区との関係を踏まえ、受入先市町村に対応する避難元市町村・コミュニティ（中学校区等）を想定し記載。
- ▶教員については、勤務地学区内に居住しているとは限らないため、実際の受入先市町村が異なる可能性があることに留意。

#### 《市町村立小学校・中学校》

避難元市町村	初期的な計画 における 受入先市町村	小学校			中学校		
		学校名	児童数	教員数	学校名	児童数	教員数
竹富町	諫早市	竹富小学校	24	6	竹富中学校	10	6
		黒島小学校	16	7	黒島中学校	6	4
	長崎市	小浜小学校	42	12	小浜中学校	18	9
		大原小学校	48	10	大原中学校	37	9
		上原小学校	72	14	船浦中学校	46	11
		西表小学校	7	4	西表中学校	14	9
		白浜小学校	14	7			
		船浮小学校	2	3	船浮中学校	2	4
		鳩間小学校	3	4	鳩間中学校	4	5
	大村市	波照間小学校	42	8	波照間中学校	10	6
	計		270	75	—	147	63

## 【検討項目 5 : 課題・留意点等の検証・分析】

### 就学再開に関する課題・留意点等の検証・分析及び次年度の検討に向けた課題等の整理

#### ○検証・分析における参考データ② : 県内受入れ先市町村に所在する学校数

- 「初期的な計画」における受入れ先市町村に所在する小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の数は以下の通り。
- 実際の受入れにおいては、各学校の実状や避難元地域の意向、児童生徒の居住地・通学区域（学校区）等、様々な条件を踏まえた上での調整が必要となるため、全ての学校が受入対象ではないことに留意する必要がある。

R6.12時点  
※文部科学省「学校基本調査」より

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校 (各学部毎の学級数)
長崎市	国立	1校	1校	0校	1校 (小学部3、中学部3、高等部3)
	公立	67校	38校	8校	2校 (小学部19、中学部18、高等部19)
	私立	4校	10校	11校	0校
	合計	72校	49校	19校	3校 (小学部22、中学部21、高等部22)
諫早市	国立	0校	0校	0校	0校
	公立	28校	15校	4校	3校 (小学部25、中学部19、高等部22)
	私立	0校	2校	3校	0校
	合計	28校	17校	7校	3校 (小学部25、中学部19、高等部22)
大村市	国立	0校	0校	0校	0校
	公立	15校	6校	2校	3校 (小学部39、中学部27、高等部31)
	私立	0校	0校	1校	0校
	合計	15校	6校	3校	3校 (小学部39、中学部27、高等部31)
合計		115校	72校	29校	9校 (小学部86、中学部67、高等部75)

## 6. 就労支援に関する検討

### 就労支援の 検討に係る 基本的な 考え方

- 国民保護基本指針等に定めるとおり、職業紹介等の雇用対策の中心は厚生労働省であり、都道府県は厚生労働省の施策、措置に協力し、被災地域等の実情に応じた雇用確保等を実施する役割であることから、令和7年度における九州・山口各県における避難住民の方々の就労支援の検討は、避難先地域の自治体と都道府県労働局とが協力して行う。
- 令和7年度の長崎県における就労支援の検討については、「避難住民や避難先地域の実情に応じた雇用確保」に主眼を置き、沖縄県先島5市町村で就業している方々の職業等を考慮するとともに、本県の受入市町の労働市場、就労支援等の状況を踏まえた上で、避難先地域の自治体と長崎労働局における平素からの連携、協力といった仕組みを活用した体制等を整理するほか、就労をはじめ多岐にわたる労働関連の相談窓口の設置や雇用吸収ができないと予想される分野、避難により生じる雇用機会に対して、避難先地域の自治体と長崎労働局との間で準備できることについて検討していく。

### 前提事項

- 避難元の竹富町から避難先の長崎県に約4,200人の全住民が避難する。
- 避難先の長崎県では、通常为社会経済活動が行われているものとする。
- 職業紹介をはじめ就労支援は、国が主体となる業務が多く、国（長崎労働局）と県との役割を明確にした上での検討を行う。
- 避難元の竹富町の就業者数と長崎県内のハローワーク等関連施設の情報等から、実態把握と課題の抽出等を行うほか、本想定時における総合的な労働相談窓口の設置可否検討の材料とする。
- 個別のマッチングによるコミュニティ配慮、中長期の収容住宅の提供、就学再開との整合性までは検討しないが、避難住民が避難先の長崎県内において就労できるよう支援する。
- 障害者、高齢者、母子・父子家庭の就労支援に配慮する。
- 費用負担は、これまでの自然災害に関する対応も参考に、政府において引き続き検討する。

# 就労支援のフロー案

避難開始

要避難地域の決定  
受入れ自治体の決定

避難元住民が  
避難先に避難

総合的な労働相  
談窓口の設置

支援継続

①避難開始	②実態把握	③総合的な労働相談窓口 <検討>	④避難住民への各種支援措置の検討	⑤総合的な労働相談窓口 <準備>	⑥総合的な労働相談窓口 <設置>	⑦必要に応じ機能の追加	⑧総合的な労働相談窓口 <縮小移転>	⑨通常業務を通じた支援継続
-------	-------	---------------------	------------------	---------------------	---------------------	-------------	-----------------------	---------------

**国**  
都道府県労働局

<p>平時に構築した体制を基に、支援準備を開始し、県等に連絡</p>	<p>受入れ数、受入れ市町、避難住民の就業者数の把握</p> <p>避難住民の就業者数の把握・分析</p>	<p>②を基に設置可否、設置数、付する機能、設置時期の目安等を検討</p> <p>必要人員、資機材等に係る調整</p>	<p>各種就労支援策を検討</p> <p>医療・福祉分野におけるマッチング支援</p>	<p>④を反映して③を具体化</p>	<p>人員、資機材等を確保して設置</p> <p>広報・周知</p>	<p>避難住民（相談者）の状況や要望から機能の追加等を判断</p> <p>避難住民の状況や要望を踏まえた支援</p>	<p>相談者数等の状況に応じ、総合的な労働相談窓口の縮小</p>	<p>通常の施設、人員での支援を継続</p>
------------------------------------	---	---	---	--------------------	------------------------------------	--	----------------------------------	------------------------

**県**

<p>平時に構築した体制を基に、支援準備の開始</p>	<p>受入れ数、受入れ市町、避難住民の就業者数の把握</p> <p>避難住民の就業者数の把握・分析</p>	<p>②を基にした国の検討を受けて必要に応じ候補を選定</p> <p>県として付する機能に係る関係部局等と調整</p>	<p>各種就労支援策を検討</p> <p>取組事業（担い手支援施策等）の活用検討</p>	<p>国の設置準備に協力</p>	<p>県の取組に必要な人員、資機材等の確保</p> <p>広報・周知</p>	<p>避難住民（相談者）の状況や要望から機能の追加等を判断</p> <p>避難住民の商況や要望を踏まえた支援</p>	<p>相談者数等の状況に応じ、総合的な労働相談窓口の縮小</p>	<p>通常の施設、人員での支援を継続</p>
-----------------------------	---	---	--	------------------	--	--	----------------------------------	------------------------

**実態把握を踏まえた就労支援等**

平時の準備  
(体制づくり)

雇用対策協定を中心に置いた国民保護事案時の就労支援の体制や手順等を確認（通常業務や雇用対策協定に基づく運営協議会等の機会を活用）

# 実態把握による課題の抽出案

## 受入れ市町・人数とハローワーク等関連施設の分布状況の把握

避難元自治体	受入れ市町と受入れ人数	
小浜島・新城島・西表島・鳩間島	長崎市	3,200人
竹富島・黒島	諫早市	550人
波照間島	大村市	450人
合計	3市	4,200人

突 合

ハローワーク等関連施設
3箇所 長崎労働局、ハローワーク長崎 長崎労働基準監督署
2箇所 ハローワーク諫早、諫早労働基準監督署
1箇所 ハローワーク大村
受入れ市町以外の県内施設13箇所

総合的な労働相談窓口の設置検討資料として活用

## 統計資料の突合による実態把握と課題の抽出

避難者数	竹富町		長崎県			④ 避難者含む 求職者数 (①+③)	求人 倍率 (②/④)
	① 就業者数	② 月間有効 求人数	③ 月間有効 求職者数	差 (②-③)	求人 倍率 (②/③)		
4,200							
計	2,429	24,183	23,764	419	1.02	26,193	0.92
管理的職業	38	40	44	▲ 4	0.91	82	0.49
専門・技術	288	6,099	3,755	2,344	1.62	4,043	1.51
事務従事者	222	2,830	6,236	▲ 3,406	0.45	6,458	0.44
販売	125	1,781	1,342	439	1.33	1,467	1.21
サービス業	867	5,546	3,141	2,405	1.77	4,008	1.38
保安	10	668	182	486	3.67	192	3.48
農林漁業	439	283	237	46	1.19	676	0.42
生産工程	105	2,450	1,264	1,186	1.94	1,369	1.79
輸送・機械運転	131	1,268	772	496	1.64	903	1.40
建設・採掘	42	1,395	455	940	3.07	497	2.81
運搬・清掃・包装等	162	1,823	3,107	▲ 1,284	0.59	3,269	0.56
分類不能	0	0	3,229	▲ 3,229	0.00	3,229	0.00

### 課題の抽出

避難元就業者が多い農林漁業の求人が少ない。避難先で求人倍率が低い職種での就業者が一定数ある。避難住民が従事している（経験がある）職種の詳細を確認し、求人開拓等が必要。

## モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

- ・「初期的な計画」で検討した受入れ市町の中から、モデル検討の対象となる受入れ地域として、長崎市を選定する。
- ・受入れ地域における就労支援に関する担当部署・役割は以下のとおり。

### モデル検討の対象となる受入れ地域 長崎市（※避難元の市町村：竹富町）

担当部署		役割
国 (長崎労働局)	職業安定部職業安定課	県内の就労支援体制構築に向けた総合調整
	雇用環境・均等室	総合的な労働相談窓口の設置、情報収集・共有
	総務部、雇用環境・均等室、職業安定部、労働基準部	必要に応じ専門分野での就労支援体制構築各部署の担当する業務
	ハローワーク長崎	モデル市町における就労支援の実働の中核、職業相談、職業紹介、求人開拓等のマッチング
	長崎労働基準監督署	賃金不払、解雇など労働条件に関する申告・相談対応 労災補償に関する相談対応
長崎県	雇用労働政策課	県における就労支援体制の調整、関係機関・関係部署との連絡調整（人員調整含む）、情報収集・伝達、就労支援の周知
	関係部局	所管業界等の求人情報収集、専門窓口へのつなぎ
長崎市	産業雇用政策課	国・県との連絡調整、就労支援の周知

### モデル市町の選定（関係者の整理）

## 体制づくりに係る検討内容案

### 平時の協力体制の活用

- ・ 非常時にのみ設置し連携して該当都道府県全域にわたる就労支援を展開する性質上、平時からの連携強化や非常時に取り得る活動等の確認は必須である。
- ・ 長崎労働局と長崎県とは雇用対策協定を締結しており、非常時における就労支援に関しても一層役割分担を明確しておくことが肝要である。
- ・ 雇用対策協定に基づく運営協議会等の機会を有効活用しての連携強化と非常時に取り得る活動等の確認を図っていく。
- ・ 受入れ先予定の長崎市・諫早市・大村市についても、既存の会議等の機会を有効活用しての連携強化と非常時に取り得る活動等の確認を図っていく。
- ・ また、非常時における運営協議会をはじめとした関係者への連絡方法等は対面、メール、オンライン等を用いて確立する。
- ・ 国（長崎労働局）及び長崎県等は、それぞれ関係部局等に対して本取組の周知を図る。

### 体制の性質

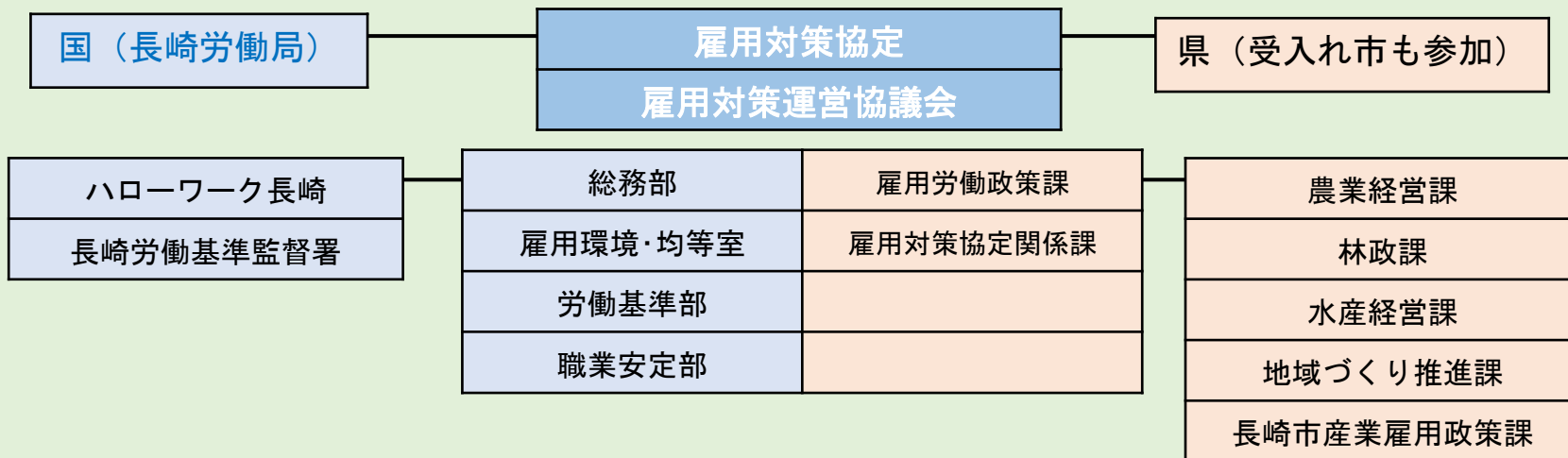
- ・ 国（長崎労働局）が主体となり県等と連携を図って就労支援を行う。
- ・ 県は国（長崎労働局）が行う就労支援に協力するほか、県独自の就労支援にも並行して取り組む。

### 立ち上がりの時期

- ・ 避難元都道府県に対し、九州・山口各県を避難先地域と指定した「避難措置の指示」の発令を契機とする。

# 体制づくりに係る検討内容案

## メンバー等



・ 平時から、通常業務や雇用対策運営協議会の機会を通じ、国民保護事案発生時の就労支援の体制や手順の確認を行う

## 本体制が就労支援で果たそうとする役割

実態把握① 就労支援に係る事前準備のための実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救援の指示発令直後に受入れ数、受入れ市町を把握するほか、避難先住民のうちの就業者数の概数等を統計資料等から分析して国、県や市等で共有し、課題を抽出する。</li> <li>・ 実態把握は断絶させることなく、避難住民の需要を把握してその解決を図る。</li> </ul>
総合的な労働相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置の必要性の判断</li> <li>・ 設置場所、設置数、付する機能、縮小・移転等の時期の判断</li> <li>・ 総合的な労働相談窓口に適した施設の選定</li> </ul>
人員等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援職員の派遣調整（国・県）、全国からの応援職員の派遣申請等（国）</li> <li>・ 就労支援活動に必要な資機材の検討及び調整</li> </ul>
実態把握② 避難住民の状況や要望を踏まえた就労支援のための実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統計資料等の傾向から事前に準備しておく就労支援の検討</li> <li>・ 総合的な労働相談窓口における実態把握を基にした就労支援の検討</li> </ul>

- 避難者からの労働に関する相談について、ニーズに応じて的確に対応するため、**①総合的な労働相談窓口、②特別労働相談窓口**の設置を検討する。

### ①総合的な労働相談窓口：

(想定される対象者)

労働に関する問題を抱えているが、どこに相談したらいいのかわからない方

(有する機能)

相談者の抱えている問題を丁寧に聞き取り、問題を切り分けて問題ごとに適切な相談窓口を整理し教示すること

### ②特別労働相談窓口：

(想定される相談者)

自身の抱えている労働に関する問題について、どこに相談すればいいのかわかっている方

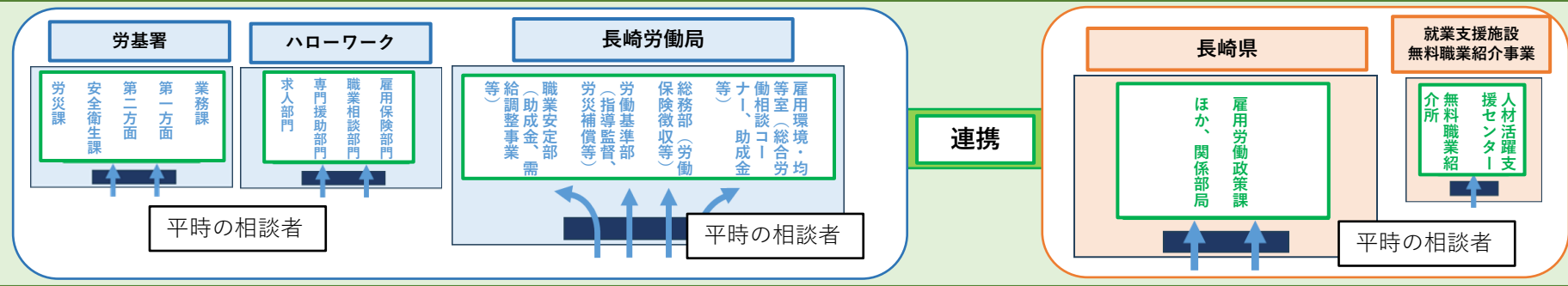
※ 総合的な労働相談窓口を経由して案内される方もいれば、総合的な労働相談窓口を経由せず直接利用する方もいる想定

(有する機能)

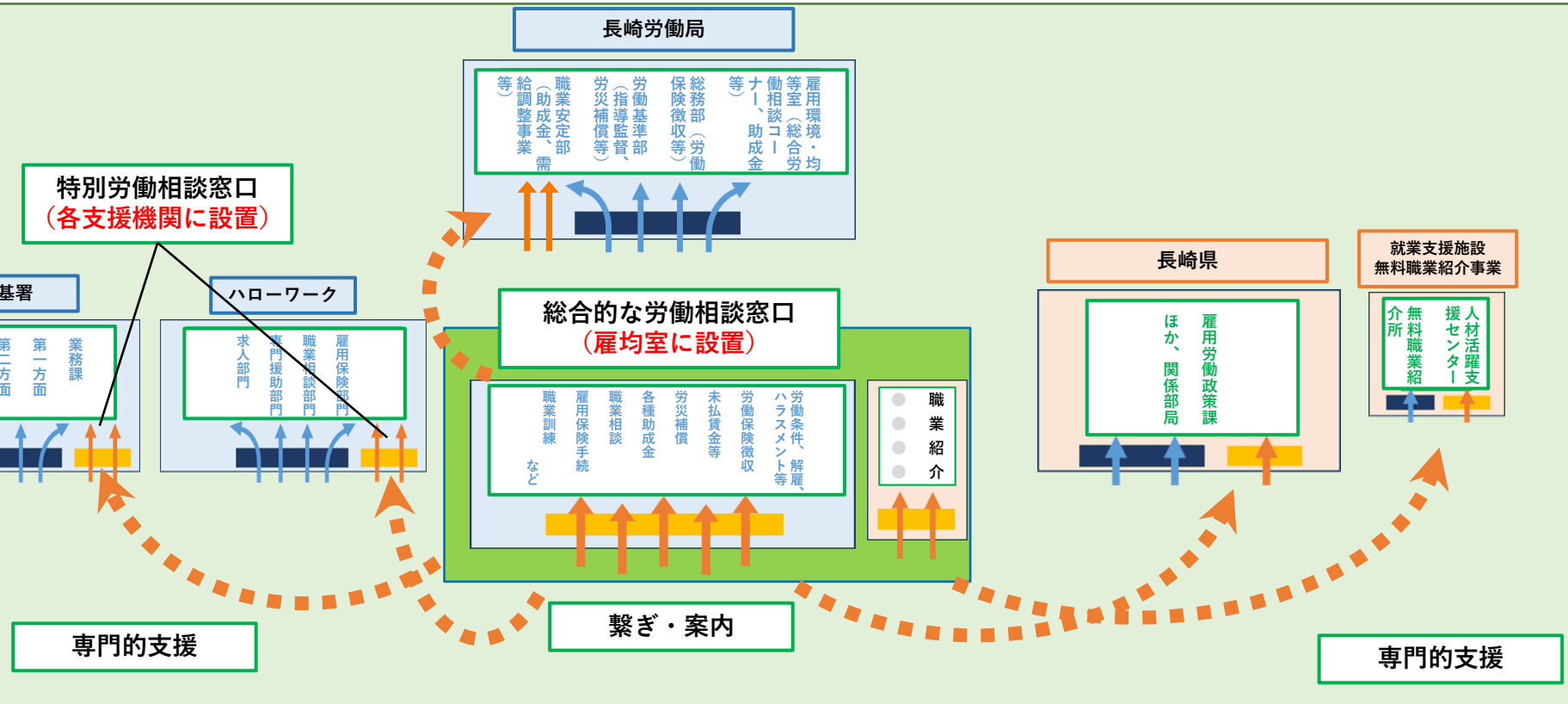
相談者の抱えている問題を解決するため、専門的な支援を実施すること

# 総合的な労働相談窓口・特別労働相談窓口のイメージ

平時の連携と相談者の流れ



総合的な相談窓口等と相談者の流れ



## 総合的な労働相談窓口等に係る検討内容(案)

### 第1 労働局やハローワーク等の施設での対応が可能か、相談窓口の設置が必要かの判断

#### 労働局等の既存関連施設での運営可能性

長崎労働局（長崎県長崎市万才町7-1） 担当区域：長崎県全域					
受入れ数	相談対応が可能なスペース等	相談対応に専従可能な職員	1日に対応可能な相談者の概数	交通利便性	人員の調整等
長崎県全域で竹富町から約4,200人を受入れ	電話対応：3階雇用環境・均等室	電話対応：2人  (現有人員では不可なので、他局からの応援が前提)	経験則から1人当たり15分と想定して、最大60人(30人×2人体制)	JR長崎駅から徒歩18分 長崎バス興善町停留所徒歩2分	必要
総合的な労働相談窓口を設置する判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的支援に繋ぐことを目的とする「総合的な労働相談窓口」については、電話による相談が中心であると予想されることから、既存の雇用環境・均等室の事務室で対応する。</li> <li>・総合的な労働相談窓口としての案内は、電話番号のみとし、市民会館には、各専門的支援機関の資料を配架する。</li> <li>・労働局では通常業務対応を行っていることから、相談対応する人員については、他局からの応援が必要。</li> </ul>				

## 総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

### 労働局等の既存関連施設での運営可能性

ハローワーク長崎（長崎県長崎市宝栄町4-25） 担当区域：長崎市、長与町、時津町					
受入れ数	相談対応が可能なスペース等	相談対応に専従可能な職員	1日に対応可能な相談者の概数	交通利便性	人員の調整等
長崎市で約3,200人を受入れ（1日当たり150人程度の来所者を想定）	3階会議室を特設相談用として10席使用（仕切り有）	10人	経験則から1人当たり30分と想定して、最大155人	JR浦上駅から徒歩10分 長崎バス原爆資料館停留所	必要
特別労働相談窓口を設置する判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労に関する複数の相談・手続等（例えば職業相談と雇用保険受給、職業訓練受講など）が所内システムを使用して可能となる窓口を設置することから、ハローワーク以外の場所に新たな施設を設置する必要性は低い（相談には所内システムが必要）。</li> <li>・通常業務を継続しつつ、避難住民の対応を行うため、労働局や県内各ハローワーク職員等の派遣は必要。</li> <li>・また、上記の他、電話による相談も多くなることが想定される。</li> </ul>				

長崎監督署（長崎県長崎市岩川町16-16） 担当区域：長崎市、五島市、西海市、西彼杵郡、南松浦郡					
受入れ数	相談対応が可能なスペース等	相談対応に専従可能な職員	1日に対応可能な相談者の概数	交通利便性	人員の調整等
長崎市で約3,200人を受入れ	長崎労働基準監督署が入居する長崎合同庁舎6階会議室に4ブース設置（仕切なし）	2人	経験則から1人当たり30分と想定して、最大60人（ $7.5H \div 0.5H \times 4$ ブース）	JR浦上駅、電停・バス停「浦上駅前」から徒歩5分	必要
特別労働相談窓口を設置する判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎労働基準監督署の相談対応スペースは狭小であることから、避難住民の相談対応に当たっては合同庁舎の会議室を利用。</li> </ul>				

#### 【総合的な労働相談窓口】

- ・専門的支援に繋ぐことを目的とする「総合的な労働相談窓口」については、電話による相談が中心であると予想されることから、電話設備の観点から既存の雇用環境・均等室の事務室で対応する。
- ・労働局では通常業務対応を行っていることから、相談対応する人員については他局からの応援が必要。
- ・人員の配置については、状況の変化に伴い、随時見直しを行う必要がある。

#### 【特別労働相談窓口（ハローワーク長崎）】

- ・所の通常業務を継続しつつ、特別労働相談窓口を設置するうえで、労働局、ハローワーク長崎、県内各ハローワーク（同じく就労支援を行うハローワーク諫早・大村を除く）から窓口へ派遣する人員数、派遣手順等について整理する。
- ・長崎労働局として10人程度は避難住民の就労支援に従事させることが可能と考えているが、窓口対応以外にも窓口誘導やシステム入力、電話対応など後方支援の業務にも従事する必要があり、人員が不足する場合は、不足する人員については他局からの応援職員の派遣でその人員を確保する必要がある。

#### 【特別労働相談窓口（長崎労働基準監督署）】

- ・相談内容として、避難以前の雇用関係における賃金不払や解雇などの問題が想定され、沖縄局や本省との連携が必要となることから、特別労働相談窓口（諫早労働基準監督署を含む）には局監督課職員を1名ずつ派遣する。
- ・長崎労働基準監督署では、特別労働相談窓口として4ブース設置可能であるが、通常業務の継続及び諫早労働基準監督署における特別労働相談窓口の設置を勘案すると、長崎労働基準監督署の特別労働相談窓口に専従できる職員は2名（局監督課から1名、長崎労働基準監督署から1名）程度である。
- ・上記の不足に加えて、相談が申告に発展する（沖縄局への移送手続きや、事業主が長崎市に避難している場合は長崎労働基準監督署で申告処理を行う可能性もある）ことを想定すると、通常業務への影響は避けられず、申告の移送処理等を担当する人員も必要となる。
- ・よって、長崎労働基準監督署の特別労働相談窓口の運営だけを考えても、他局から応援職員の派遣を受け、人員を確保する必要がある。
- ・通常業務を継続しつつ、特別労働相談窓口を設置する上で、派遣する人員数、派遣手順等について整理する。

# 総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

## 第3 総合的な労働相談窓口に付する機能に付する機能、人員の調整、資機材の調整

### 総合的な労働相談窓口に付する機能

国（都道府県労働局）	
想定される相談事項	繋げる支援機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>労働問題の様々なトラブルに関する相談</li> <li>その他相談先がわからない労働関係の相談</li> </ul>	労働局 (総合労働相談コーナー)
<ul style="list-style-type: none"> <li>労務管理（賃金の支払、解雇、休業手当等）に関する相談</li> <li>賃金等労働条件に関する相談 ・労災補償給付等に関する相談</li> <li>退職、解雇、労働条件引下げに関する相談 等</li> </ul>	労働基準監督署
<ul style="list-style-type: none"> <li>就職に関する相談</li> <li>雇用保険に関する相談</li> <li>事業所の助成金（休業）に関する相談 等</li> </ul>	ハローワーク

**連携**

県	
想定される相談事項	繋げる支援機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>無料職業紹介事業の活用</li> <li>担い手支援施策等の活用</li> <li>合同就職面接会の実施</li> </ul>	県関係部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者就労支援</li> <li>関係部局との連携</li> </ul>	県関係部局

国（都道府県労働局）の支援機関と県の支援機関の情報（支援内容、所在地、連絡先等）をお互いで共有することにより、総合的な総合窓口における避難住民の相談を適切な支援に繋ぐ機能を整備する。

### 人員・資機材の調整

人員の調整	(国)	前述の「人員の確保」に同じ
	(県)	県関係部局への連絡調整のため、雇用担当課からの人員派遣を検討
資機材の調整	(国)	—
	(県)	—

# 総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

## 第3 特別労働相談窓口に付する機能、人員の調整、資機材の調整

### 特別労働相談 窓口に付する 機能

国（都道府県労働局）		県
ハローワーク	<b>職業紹介</b> ・ 避難住民の就業ニーズに応じた職業相談・職業紹介（ハローワーク等へのつなぎ） ・ 求人情報の提供 ・ 合同就職面接会・セミナーの案内	<b>職業紹介</b> ・ 無料職業紹介事業、担い手支援施策等からの情報を集約（各専門窓口へのつなぎ） ・ 合同就職面接会・セミナーの案内
	<b>障害者、高齢者等就労支援</b> ・ 障害者就労支援 ・ 高齢者就労支援	<b>障害者、高齢者等就労支援</b> ・ 障害者就労支援 ・ 関係部局との連携
	<b>職業訓練</b> ・ 職業訓練募集情報提供等	—
	<b>労働関係の各種相談対応</b> ・ 雇用保険（失業給付）に関する相談	—
	（福祉関係の相談対応）	（福祉関係の相談対応）
監督署	労働条件に関する申告・相談対応	
	労災補償に関する相談対応	

### 人員・資機材 の調整

人員の調整	（国）	前述の「人員の確保」に同じ
	（県）	—
資機材の調整	（国）	—
	（県）	—

# 総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

## 第4 設置時期等

設置時期等	設置時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難措置の指示の発令に伴い、設置の可否判断を含めた設置準備を開始する。</li> <li>・過去の自然災害時の対応を参考に設置時期を検討し、早期の設置を目指す。</li> <li>・人員等の確保が成せた段階で可及的速やかに設置することとする。</li> <li>・長崎市受入モデル計画に基づき、「受入施設」設置段階から簡易相談を行うことを念頭に設置時期を検討する。</li> </ul>
	縮小・移転時期	<p>【総合的な労働相談窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数等の推移を見て、平時の体制での支援でも差し支えないと判断できる場合は、平時の支援体制に移行する。</li> </ul> <p>【特別労働相談窓口（ハローワーク）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数等の推移を見て、平時の体制での支援でも差し支えないと判断できる場合は、平時の支援体制に移行する。</li> </ul> <p>【特別労働相談窓口（労働基準監督署）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数等の推移を見て、平時の体制での支援でも差し支えないと判断できる場合は、平時の支援体制に移行する。</li> </ul> <p style="background-color: #fff9c4;">・都道府県労働局の措置に応じた応援派遣人員の縮小、解除</p> <p style="background-color: #fff9c4;">◇ 県</p> <p style="background-color: #fff9c4;">県関係部局の応援派遣縮小、解除の判断とその手順を整理する。</p> <p style="background-color: #fff9c4;">・縮小・移転する場合の周知方法の検討と事前周知の徹底</p>

## 第5 総合的な労働相談窓口等の周知方法の検討

周知の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県労働局と県等が共同して総合的な労働相談窓口の周知にあたり、設置前、設置中、縮小・移転前、縮小・移転後などの節目を捉えた効果的な広報を行う。</li> <li>・周知・広報の方法             <ul style="list-style-type: none"> <li>労働局・県・受入市等の公式ホームページ、広報紙、SNS等の活用</li> <li>避難住民の宿泊施設での広報（チラシの各戸配布、説明会の実施）</li> <li>プレスリリース（情報ツール（新聞、インターネット等）の活用）</li> <li>各種協議会等構成員、協力的な事業者との連携による広報</li> </ul> </li> </ul>
-------	--

# 実態把握を踏まえた就労支援等に係る検討内容案

避難住民の 状況や要望 を踏まえた 就労支援等	統計資料の 傾向等から 事前に準備 しておく 就労支援の 検討	避難元地域の要配慮者への支援（つきそい、訪問などの支援）状況等を踏まえた医療・福祉分野のマッチング支援	<p><b>【医療・福祉分野におけるマッチング支援】</b> 要配慮者の収容状況や避難先のニーズ等を把握し、実態に応じて医療・福祉分野における就職支援を行うもの。 マッチング支援の一例）県と労働局が協働し、就職フェアなどのイベント開催等</p> <p>要配慮者の収容状況や避難先のニーズ等を把握し、実態に応じて医療・福祉分野における就職支援を行うもの。 ・労働局と県が協働した就職フェアなどのイベント開催等</p>
		避難先地域における取組事業の活用	<p><b>【担い手施策（農業・林業）の活用可否】</b> 長崎県農林部農業経営課・林政課、水産部水産経営課において、それぞれ担い手確保施策を実施している。農林水産業への雇用型就業については初期相談に対応し、関連機関につないでいる。 長崎県は、竹富町から4200人の住民を受け入れる想定であり、そのうち農業林業漁業従事者は439人である。（令和2年国勢調査）ところが、長崎県の農業林業漁業に係る令和7年4月の有効求人数は283件、有効求職者数は237人であり、単純比較で393件が不足することになる。 そのため、先島5市町村からの避難住民を受け入れた際に、担い手施策又は同種の施策を実施中であった場合は、求人情報の収集について関係各部と調整を図るほか、長崎県労働局との連携を密に農林水産業就業者への支援を拡充する。</p> <p><b>【移住施策の活用可否】</b> 長崎県地域振興部地域づくり推進課において移住施策を推進しており、県外からの移住希望者の相談に対応している。避難住民から移住相談があった場合、相互に連携して専門的な相談窓口につなぐ連絡体制の整備について関係各部と調整を図る。</p> <p><b>【長崎県新規就農相談センター等、長崎県林業労働力確保支援センター、ながさき漁業伝習所との連携】</b> 長崎県新規就農相談センター・各地域就農支援センター、長崎県林業労働力確保支援センター、ながさき漁業伝習所等と連携し、第一次産業における求人の拡大を目指すほか、これらの団体は、県の担い手施策と密接な関係があることから、より一層、協力体制を強化していく。</p> <p><b>【無料職業紹介事業の活用・連携】</b> 長崎県には、令和7年6月1日現在、40の無料職業紹介事業所があり、そのうち自治体が事業主であるものが12事業所、一般人や団体等が事業主であるものが28事業所である。これらの中には農業、医療などの求人もある。避難住民の雇用機会の創出のため連携する必要性がある。</p>

避難住民の  
状況や要望  
を踏まえた  
就労支援等

総合的な労働相談窓口等における実態把握を基にした就労支援に向けて情報収集・共有等のあり方の検討

- ・雇用対策協定に基づく運営協議会等の仕組みを用いた国（都道府県労働局）と県との初期的な情報共有のほか、総合的な労働相談窓口等で把握した避難住民の実態、需要等について、国（都道府県労働局）は確実に把握した上で、それを県等と共有し、有効な就労支援活動を展開する必要がある。  
また、県が総合的な労働相談窓口等で把握した情報についても同様である。
- ・総合的な労働相談窓口等で入手した情報の集約・報告方法
  - ◇日報を各担当が共有領域ファイルに入力。
  - ◇国の担当部署は日報を翌日確認のうえ、関係者間で共有すべき情報をメール等にて共有。
  - ◇ 当日の取扱い情報の管理
  - ◇ 県の情報（無料職業紹介等）と、国の情報（求職情報）の共有内容について、あらかじめ一定のルールを設けるとともに、必要に応じて拡大を検討する。
- ・情報の分析
  - ◇ 概ね7日間毎など指定し、定期的な情報の分析を行い傾向や需要を把握する。
  - ◇ 国（都道府県労働局）は、受入れ他都道府県の労働局と分析結果を共有し、広域的な実態把握を行う。
- ・分析結果の情報共有
  - ◇ 雇用対策協定に基づく運営協議会等の仕組みを用い情報共有する。
- ・分析結果の活用
  - ◇ 国（都道府県労働局）と県は、分析結果に基づいた就労支援の強化や新規取組等の実施に向けた検討を行う機会を設定する。
  - ◇ 実態把握を就労支援の強化や新規取組等の実現に結び付ける。

## 検討により見えてきた課題と対応方針

	項目等	課題と方針 (※令和8年度の検討課題、検討方針)
課題と対応	総合的な労働相談窓口設置に係る検討内容案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的支援に繋ぐ相談窓口であることから、誰が対応しても相談内容と紹介先が的確に結びつくような資料の作成と共有が必要。情報については、常に最新のものを提供できるよう随時リバイスが必要なため、情報を集約し、展開できる仕組みを構築しておく必要がある。</li> <li>・雇用環境・均等室、労働基準部、職業安定部など、労働局全体から応援体制を組むことから、相談対応マニュアルも必要。</li> </ul>
	特別労働相談窓口【ハローワーク】設置に係る検討内容案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数の動向に応じて、他局からの追加の応援派遣を機動的に受けられるような仕組みを検討する必要があると考えられる。</li> <li>・避難住民が現在従事している職業（特に農林漁業等）へ就職することを想定すると、相当の求人開拓が必要となることから、より具体的な検討を進める。</li> </ul>
	特別労働相談窓口【監督署】設置に係る検討内容案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難前の定期賃金及び避難後の休業手当の支払方法、避難後の連絡手段などについて労使間で十分に申し合わせる時間的余裕があったかどうかなど、避難時の状況次第で賃金不払や解雇に関する相談が殺到する可能性もあり、窓口の利用者数の見込み等について引き続き検討する必要がある。</li> <li>・また、相談件数の動向に応じて、他局からの追加の応援派遣を機動的に受けられるような仕組みも検討する必要があると考えられる。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、課題となる事項の有無について引き続き検討</li> </ul>